

平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

高齢者を対象とした生活福祉資金等の
活用実態・好事例に関する調査研究
報告書

平成31年3月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目 次

第 I 章 調査研究の概要	1
1. 調査の背景・目的	1
2. 調査の論点	1
3. 調査の全体像	2
4. 調査の内容	2
(1) 基礎データの集計・分析	2
(2) アンケート調査	3
(3) ヒアリング調査	3
5. 研究会の開催	4
第 II 章 年金担保貸付制度との比較	5
1. 公的融資制度としての「年金担保貸付制度」	5
2. 年金担保貸付事業廃止に関する経緯	5
3. 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較.....	7
(1) 貸付状況	7
(2) 両制度の概要（比較）	8
第 III 章 生活福祉資金貸付利用者データの集計・分析	12
1. 集計・分析の概要	12
(1) データの概要	12
(2) 「福祉資金」貸付状況	13
2. 「福祉費」貸付の利用実態	15
(1) 利用状況（資金使途）	15
(2) 貸付金額	16
(3) 償還期間・償還月額	17
(4) 連帯保証人の有無	18
(5) 償還状況	20
第 IV 章 アンケート調査結果	22
1. 都道府県社会福祉協議会アンケート調査結果	22
(1) 回収状況	22
(2) 相談件数・貸付決定件数	22
(3) 高齢者に対する生活福祉資金の貸付に関する課題等	23
(4) 課題に対応するための取組	27

2. 市区町村社会福祉協議会アンケート調査結果	28
(1) 回収状況	28
(2) 調査対象の概要	28
(3) 年金担保貸付制度の廃止に伴う影響について	31
(4) 高齢者に対する生活福祉資金の貸付に関する課題等	32
(5) 課題に対応するための取組	38
3. 高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査のまとめ	41
(1) 現状の「生活福祉資金」貸付利用における実態	42
(2) 貸付ニーズをもつ高齢者からの相談・対応実態	46

第V章 ヒアリング調査結果

1. ヒアリング調査概要	54
(1) ヒアリング調査対象	54
(2) 主なヒアリング項目	54
(3) 訪問先一覧	55
2. ヒアリング調査結果概要	56
(1) 都道府県社会福祉協議会	56
(2) 市区町村社会福祉協議会	62

第VI章 本調査のまとめ

1. 年金担保貸付制度廃止後、想定される生活福祉資金貸付制度の利用者像	74
2. 高齢者への生活福祉資金貸付制度活用にあたっての課題	76
(1) 生活福祉資金貸付制度の相談・利用者像から想定される課題	76
(2) 高齢者の貸付ニーズとのマッチングに関する課題	78
(3) 年金担保貸付制度と比較した場合の制度面・相談体制等における課題	82
3. 「生活福祉資金貸付制度」の活用が難しい相談者への対応	84
4. 今後の生活福祉資金の円滑な制度運営に向けて	85

第VII章 高齢者への生活福祉資金等活用事例

資料編

1. 高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査 調査票	99
(1) 都道府県社会福祉協議会調査票	99
(2) 市区町村社会福祉協議会調査票	101
2. 高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査 集計結果	105
(1) 都道府県社会福祉協議会対象	105
(2) 市区町村社会福祉協議会対象	110

第Ⅰ章

調査研究の概要

1. 調査の背景・目的

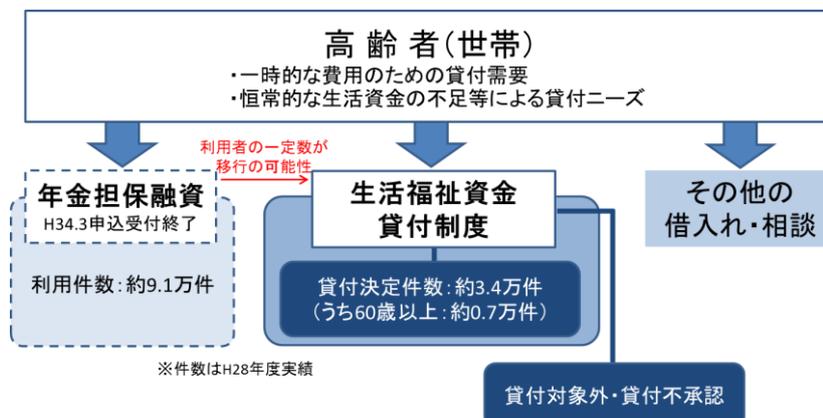
年金担保貸付制度は廃止の方針が出されている中で、高齢期においても一時的な費用のための貸付需要があることから、生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置に位置付けられている。今後、年金担保貸付事業の段階的な事業規模の縮小に伴い、その利用者の一定数が、生活福祉資金貸付制度により対応していくことが想定される。

そこで、本調査研究では、現在の生活福祉資金貸付制度における高齢者への貸付の実態や活用にあたっての課題・工夫等を把握し、生活福祉資金貸付制度の高齢者への活用についての好事例集を作成するとともに、年金担保貸付事業廃止に伴う貸付需要の増加や利用者の移行を見据えた円滑な生活福祉資金貸付制度の運営に資するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の論点

本調査では、年金担保貸付制度の廃止を踏まえ、これまで貸付を利用していた高齢者の生活・家計をどのように支えていくかという観点から、以下のような論点が考えられ、それらを踏まえて調査設計及び現状分析を行った。

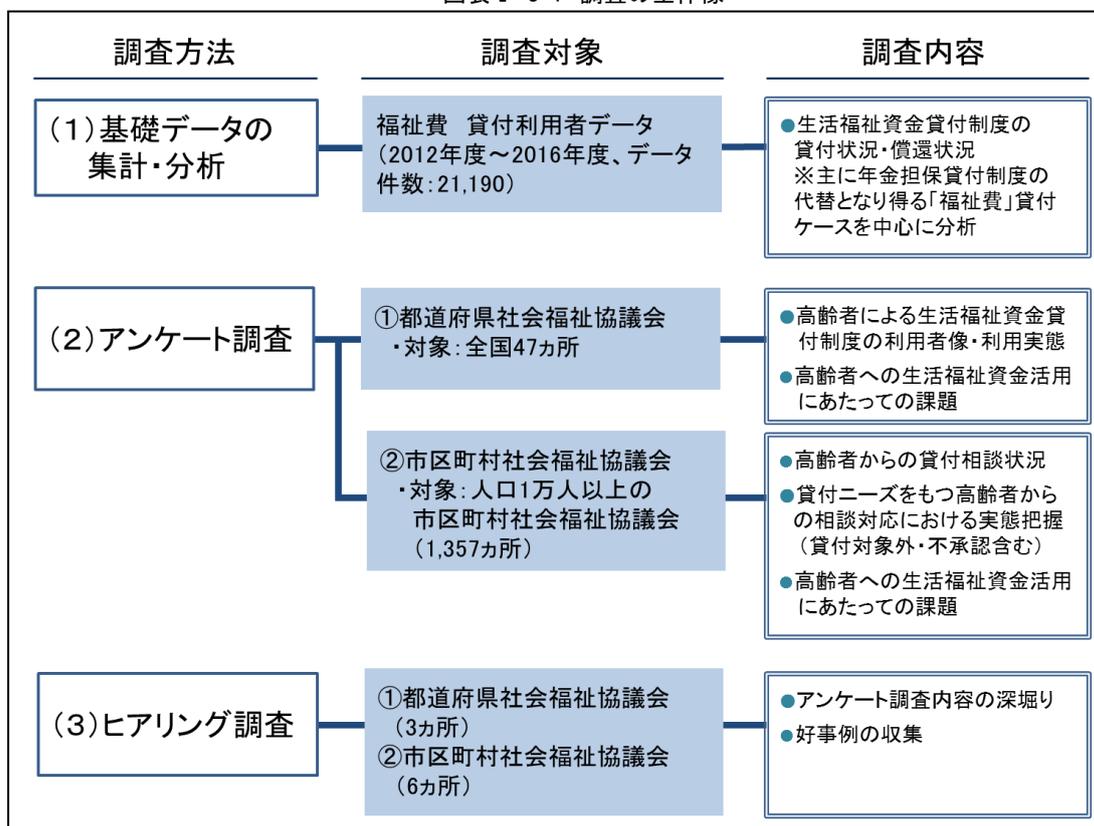
- 年金担保貸付制度の廃止・事業の規模の縮小に伴い、生活福祉資金貸付制度の利用（貸付相談）が想定される高齢者の利用者像・実態はどのようなものとなっているか。
- 年金担保貸付制度の利用者の一定数が生活福祉資金貸付制度を利用することを想定した場合、貸付や償還に関する課題として、どのようなことが考えられるか。
- 現行の生活福祉資金貸付の対象にはならない場合も、無年金・低年金等により生活資金不足にある高齢者の自立を支援する観点からは、どのような相談支援が必要か。



3. 調査の全体像

本調査の全体構成は以下のとおりである。

図表 I-3-1 調査の全体像



4. 調査の内容

(1) 基礎データの集計・分析

現状の生活福祉資金貸付制度における高齢者の利用実態について把握するため、全国社会福祉協議会が保有する緊急小口資金を含む「福祉資金」の貸付状況及び償還状況に関するデータの提供を受け、独自に集計・分析を行った。

対象データ	貸付利用者データ：※個人が特定できるコードは削除したデータ ・福祉費 (2012年度～2016年度、データ件数：21,190) ・緊急小口資金 ((2012年度～2016年度、データ件数：57,837)
主な集計項目	貸付件数、利用者属性(年代)、貸付費目、貸付金額、連帯保証人の有無、償還期間、償還月額

(2)アンケート調査

現状の生活福祉資金貸付制度における高齢者の利用実態及び高齢者への生活福祉資金活用にあたっての課題、対応策・取組工夫（好事例）等について把握するため、都道府県社会福祉協議会と市区町村社会福祉協議会を対象にアンケート調査を実施した。

①都道府県社会福祉協議会へのアンケート

前項（1）の貸付利用者データには含まれない利用者属性（性別、世帯情報、公的年金以外の収入有無、生活福祉資金以外の借入状況等）や、高齢者への生活福祉資金活用にあたっての課題、対応策・取組工夫（好事例）等を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査対象	都道府県社会福祉協議会（47カ所）
調査方法	郵送によるアンケート調査。調査票の回収あたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。
調査期間	平成30年11月9日～平成30年12月7日

②市区町村社会福祉協議会へのアンケート

高齢者からの貸付相談状況（貸付相談の需要、利用ニーズ、利用希望とのマッチング状況）や、貸付対象外・不承認を含む貸付ニーズをもつ高齢者の相談対応における実態（貸付決定状況、対応に苦慮している点、課題等）、具体的な対応策・取組工夫（好事例）を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査対象	人口1万人以上の市区町村社会福祉協議会（1,357カ所）
調査方法	郵送によるアンケート調査。調査票の回収あたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。
調査期間	平成30年11月9日～平成30年12月21日

(3)ヒアリング調査

高齢者への生活福祉資金活用にあたっての課題や、好事例の収集に関してアンケート調査を補完するため、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会と、現場の窓口対応を担う市区町村社会福祉協議会を対象としてヒアリング調査を実施した。

調査対象	都道府県社会福祉協議会（3カ所）、市区町村社会福祉協議会（6カ所）
抽出方法	アンケートに回答のあった都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会の中から、貸付実績や人口規模、高齢者に対する貸付相談の取組状況等を踏まえ、調査対象候補を抽出した。
調査方法	訪問によるヒアリング調査
調査期間	平成31年2月27日～平成31年3月14日

5. 研究会の開催

学識者、全国社会福祉協議会職員、生活福祉資金貸付制度の担当職員（都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会）等により構成される研究会を開催し、生活福祉資金貸付制度における高齢者への貸付の実態把握や課題整理、年金担保貸付制度廃止に伴う貸付需要の増加や利用者の移行を見据えた円滑な生活福祉資金貸付制度の運営に資するための検討を行った。

(1) 検討メンバー

氏名	所属等	備考
梅津 梢恵	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 地域福祉部門 生活支援第二係 主事	
岡安 史人	社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 総合相談係 主任	
鎌田 いづみ	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 地域福祉・生きがい振興部 地域福祉・生活相談支援担当 主査	
狛 義和	社会福祉法人八街市社会福祉協議会 生活支援班長	
佐甲 学	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部 部長	
真田 政稔	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 事務局次長	
新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授 コミュニティ人材養成センター 所長	座長

(五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

氏名	所属等	備考
久野 美智	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部	
三浦 正樹	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐	
藤村 貴俊	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 相談支援係 主査	

(2) 研究会の開催内容

日時		検討内容
第1回	平成30年11月16日(金)	○調査の進め方について ○高齢者からの相談・貸付実態等について ○アンケート調査の実施について(報告)
第2回	平成31年1月18日(金)	○アンケート調査結果概要について ○今後の調査(報告書のアウトプット)に向けて ○ヒアリング調査の実施について
第3回	平成31年3月18日(月)	○ヒアリング調査の実施報告 ○報告書とりまとめについて

第Ⅱ章

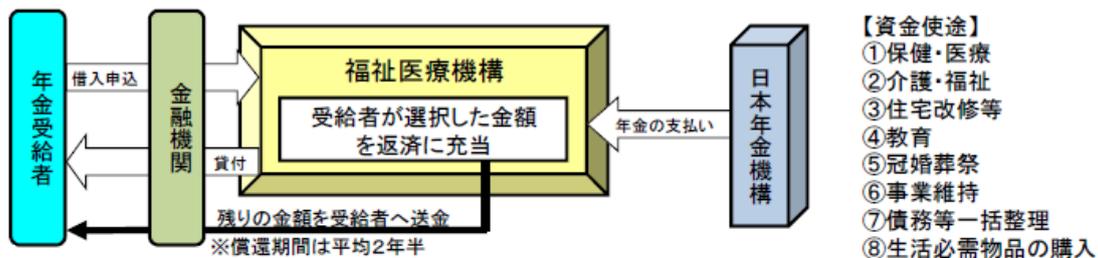
年金担保貸付制度との比較

1. 公的融資制度としての「年金担保貸付制度」

公的年金保険は、退職後・老後の生活を支える基本的な所得を終身にわたって定期的に支給する仕組みであるが、近年は、低年金・無年金等により老後所得が年金給付により十分に保障されない高齢者が増加傾向にある。退職後・老後は、年金以外の稼働収入を得ることが難しく、貯蓄や保険による経済的保障を確保できない高齢者においては、住宅の改修費、子どもの教育費、冠婚葬祭費、医療・介護など一時的な資金需要が生じた際、対応が困難な状況に陥りやすい。また、民間の金融機関からの借入には敷居が高い場合も多く、こうした一時的な資金需要に応える公的な制度として、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度とともに、独立行政法人福祉医療機構が行う「年金担保貸付制度」がある。

年金担保貸付制度は、法律により唯一年金を担保に融資を行うことが認められた制度である。その目的は、年金の受給者（年金証書保有者）が、保険・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要となった場合に、年金受給権を担保に融資するものである。融資後は、福祉医療機構が年金の支給機関（日本年金機構）から年金を直接受け取り、一定額を差し引いた上で残りを本来の受給者に送金する仕組みとなっており、完済するまでは年金の一部を受け取ることができなくなる。

図表Ⅱ-1-1 年金担保貸付制度の仕組み



(出所:「生活困窮者自立支援制度の動向」平成30年6月8日、厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室)

2. 年金担保貸付事業廃止に関する経緯

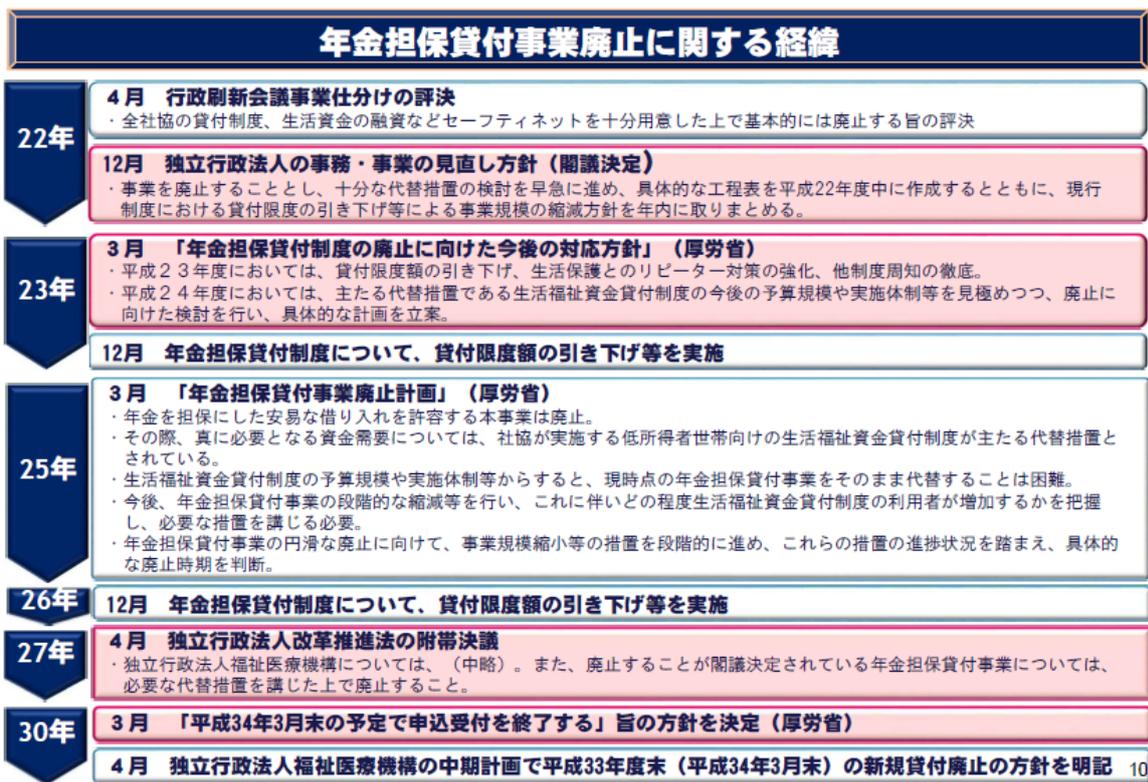
年金担保貸付制度は、受託金融機関である一般の金融機関を窓口を実施されており、貸付審査も年金生活者の生活の視点に立った審査ではないことなどから、一時的な資金需要ではなく慢性的な生活費不足を補うための貸付が行われるケースが少なからずあった。その結果、もともと額が大きい年金収入から天引きされることにより生活困窮に陥り、それが原因で生活保護を受給し、公費である生活保護費が返済財源になってしまうなどの問題事例が生じているとの指摘が

あった。

こうした指摘を受け、平成22年4月の行政刷新会議の事業仕分において、社協の貸付制度、生活資金の融資などセーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決が行われた。同年12月には、閣議決定において廃止することが決定され、平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる制度の見直しを行い、事業規模の縮減等が図られてきた。

そうした経緯を経て、平成30年3月、厚生労働省において「平成34年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針が示された。これを受け、同年4月「第4期独立行政法人福祉医療機構中期目標（平成30年度～平成34年度）」の中で、「当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること」が明記された。現在、パンフレットやホームページ等において、申込み受付の終了とともに、新規貸付終了に伴う代替措置として、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関や、一定の審査要件を満たす場合において社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができることなどが周知されている。

図表Ⅱ-2-1 年金担保貸付事業廃止に関する経緯



（出所：「生活困窮者自立支援制度の動向」平成30年6月8日、厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室）

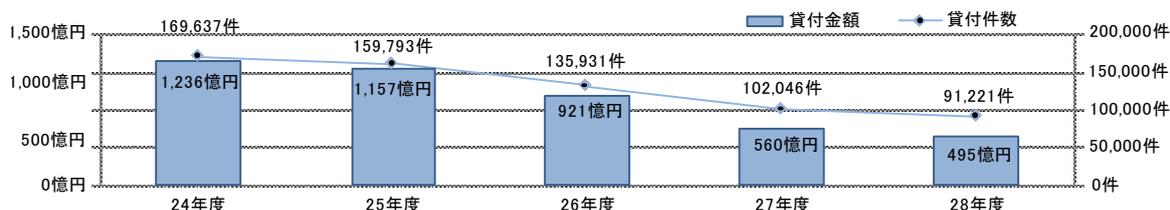
3. 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較

(1) 貸付状況

年金担保貸付事業の貸付状況をみると、平成28年度実績では、約9万件、500億円が融資されている。平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる貸付限度額の引き下げ等により、貸付件数、貸付金額ともに縮減傾向にある。

生活福祉資金貸付制度においては、平成21年10月に大幅な制度改正が行われた。平成20年の世界的な不況に端を発した国内の雇用情勢の悪化等により非正規雇用労働者が仕事と住居を同時に失うなど、生活に困窮する人々が急増したことを受け、国は経済危機対策において、第2のセーフティネットを創設し、生活困窮者に対する住居確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付等を行う措置を講じた。これにより、生活福祉資金貸付制度は、資金種類の統合・貸付条件の拡充、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ・無利子化等と併せて新たに総合支援資金の創設などが行われた。この制度改正を受け、平成22年には貸付件数・金額とも増加したが、以降、下げ止まり傾向にある。平成28年度実績は、約4万件、178億円で、年金担保貸付の利用件数や年間貸付額の規模は、生活福祉資金貸付の2～3倍である。

図表Ⅱ-3-1 年金担保貸付事業の貸付実績の推移

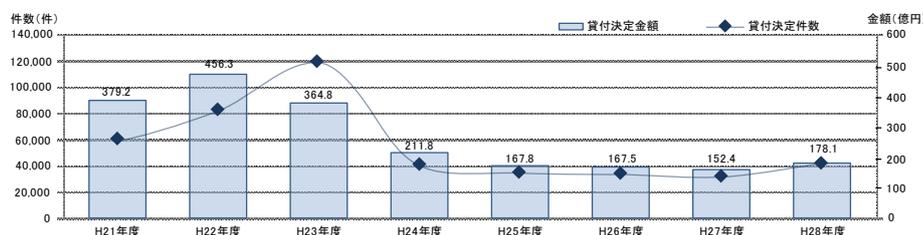


(出所：厚生労働省年金局調べ／資料「生活困窮者自立支援制度の動向」平成30年6月8日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室)

図表Ⅱ-3-2 生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16.0
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1														
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8	303	29.6
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震の被災者に対する特別措置に基づく貸付を含む。
※東日本大震災における緊急小口資金に係る特別措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。
※熊本地震における緊急小口資金に係る特別措置の貸付件数は11,711件、貸付金額は約15.8億円となっている。



(出典)生活福祉資金貸付事業 事業実施状況等調

(2) 両制度の概要(比較)

年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度(うち福祉資金「福祉費」)の両制度の趣旨や貸付種類・貸付条件等について整理・比較してみると、次のようである。

① 制度趣旨・貸付対象者等

厚生年金保険法及び国民年金法では年金給付を受ける権利を担保に貸付することは禁止されているが、老後にも一時的な生活資金のための貸付需要はあり、昭和40年代に年金受給者が高利貸しから年金証書を担保にし、高利の資金を借り入れたことが社会問題化した。年金担保貸付制度は、こうした背景のもと昭和48年及び昭和49年の法律改正により、例外的に年金給付を受ける権利を担保に貸付を行う事業として創設された。

一方、生活福祉資金貸付制度は、社会福祉協議会が行う第一種社会福祉事業であり、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の自立した生活を支援する公的な貸付制度である。制度の前身は、昭和30年(1955年)に創設された世帯更生資金貸付制度であり、戦後激増した低所得世帯に対してその生活基盤を確保し、生活保護受給に至る前の予防策として、民生委員が適切な生活指導と必要な援助を行う「世帯更生運動」がもととなっている。その後、数々の制度改正を経ているものの、制度の特徴のひとつは、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の社会福祉協議会と民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う点である。

また、受付窓口としては、年金担保貸付では年金を受け取っている金融機関(銀行・信用金庫等)約20,000店舗であり、生活福祉資金の借入相談者への直接の窓口である市区町村社協約1,800カ所を大きく上回っている。

貸付対象者についてみると、年金担保貸付事業によって融資を受けられるのは、年金証書(国民年金・厚生年金保険年金証書、国民年金証書、厚生年金保険年金証書、船員保険年金証書、労働者災害補償保険年金証書)を持ち、現在、年金を受給している人である。生活保護受給中など定められたケースの場合は利用できないが、年齢制限や所得制限は特には設けられていない。

図表Ⅱ-3-3 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較(制度趣旨・貸付対象者等)

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度(福祉資金「福祉費」)
法的根拠等	独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働事務次官通知)
制度趣旨	厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。	低所得者、障害者又は高齢者に対し、 資金の貸付けと必要な援助指導を行う ことにより、経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにする。
実施主体	独立行政法人福祉医療機構	都道府県社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会)
受付窓口	受託金融機関(約20,000店舗)	市区町村社会福祉協議会(約1,800か所)
貸付対象者	国民年金及び厚生年金保険の受給者	低所得者世帯(市町村民税非課税程度)、 障害者世帯、高齢者世帯

②貸付種類・貸付条件・償還方法等

年金担保貸付制度と生活福祉資金のうち福祉資金「福祉費」それぞれの資金用途には共通的な費目が多く、年金担保貸付における「債務等の一括整理」を除き、生活福祉資金の「福祉費」で資金用途上は代替が可能となっている。

年金担保貸付制度においては、年金受給額が貸付限度額に影響する面がある。また、融資額の元金相当額を概ね2年6ヵ月以内で返済することとなっており、生活福祉資金「福祉費」では、据置期間経過後20年以内（※資金の用途に応じて目安の期限を設定）が目安にある。後述のように年金担保貸付制度は、自動的に年金支給額から定期返済額が差し引かれる仕組みであるため、比較的短期の返済期間で回収が可能となっているといえる。

図表Ⅱ-3-4 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較(貸付種類・貸付条件・償還方法等)

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度(福祉資金「福祉費」)
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療 <ul style="list-style-type: none"> - 疾病の予防に必要な経費 - 負傷及び疾病の療養に必要な経費 - 出産に必要な経費 - その他、保健・医療に必要な経費 ○介護・福祉 <ul style="list-style-type: none"> - 介護・福祉に係るサービスの利用に必要な経費 - 介護・福祉に係る物品の購入に必要な経費 - その他、介護・福祉に必要な経費 ○住宅改修等 <ul style="list-style-type: none"> - 住宅の改修等に必要な経費 - 住宅や土地の購入に必要な経費 - 住居の引越しに必要な経費 ○教育 <ul style="list-style-type: none"> - 教育や学習等に必要な経費 ○冠婚葬祭 <ul style="list-style-type: none"> - 冠婚葬祭等に必要な経費 ○事業維持 <ul style="list-style-type: none"> - 生業を営むために必要な経費 ○債務等の一括整理 <ul style="list-style-type: none"> - 債務等の返済に必要な経費 ○生活必需物品の購入 <ul style="list-style-type: none"> - 生活に必要な耐久消費財の購入に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○生業を営むために必要な経費 ○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ○福祉用具等の購入に必要な経費 ○障害者用の自動車の購入に必要な経費 ○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ○負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ○介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ○災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ○冠婚葬祭に必要な経費 ○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ○就職、技能習得等の支度に必要な経費 ○その他日常生活上一時的に必要な経費
貸付限度額	<p>次の3つの要件を満たす額の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ①10万円～200万円の範囲内(「生活必需物品の購入」の場合は10万円～80万円) ②受給している年金の0.8倍以内(年額。所得税額に相当する額を除く) ③1回あたりの定額返済額の15倍以内(融資額の元金相当額を概ね2年6ヵ月以内で返済) 	<p>〔貸付限度額〕 580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定</p> <p>〔据置期間〕 貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内</p> <p>〔償還期限〕 据置期間経過後20年以内 ※資金の用途に応じて目安の期限を設定</p>

償還に関しては、年金担保貸付制度においては、自動的に年金支給額から定期返済額が差し引かれる仕組みであるという点が、生活福祉資金との大きな違いである。生活福祉資金では償還計画に基づき償還を行うが、償還に至るまでや償還期間中に借受人の家計の状況等が変化することも往々にしてあり、償還が行えるかどうかの見通しが貸付審査に大きく影響する。

貸付利率は同程度であるが、大きな特徴として、生活福祉資金においては、連帯保証人がある場合、無利子になることがある。ただし、生活福祉資金の償還では、償還期限内に償還完了できない場合は、延滞利子が発生する。償還期限を過ぎると日割りで延滞利子が加算されるため、滞納額が増加していく上、償還免除も各都道府県社協における判断が難しく、借受人からの償還が厳しい状況となることが想定される。

また、連帯保証人に関しては、年金担保貸付制度は、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もある。利用率は平成28年度末残高件数で99.96%が信用保証制度利用となっている。

図表Ⅱ-3-5 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較（貸付種類・貸付条件・償還方法等）

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度（福祉資金「福祉費」）
償還方法	年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、「定額返済額」を返済に充てる。 ※定額返済額の上限は、1回あたりの年金支給額の1/3以下とし、下限は1万円。 年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済余剰金」として預金口座に振り込み	貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還の方法によつものとする（ただし、借受人はいつでも繰上償還することができる） 〔償還免除〕 都道府県社協会長は、死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金（延滞利子を含む）を償還することができなくなったと認められるときは、貸付元利金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる
貸付利率	年1.9%（平成29年4月1日現在）	〔利率〕 連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5% （※福祉資金のうち「緊急小口資金」は無利子） 〔延滞利子〕 償還期限内に償還完了できない場合は、残元金に対して延滞利子（年5.0%）が日割りで加算される
連帯保証人	連帯保証人（審査基準あり）が必要。 なお、 信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もある （公益財団法人年金融福祉サービス協会が保証）	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）

【参考】貸付利用者における保証利用件数及び事故口債権件数（平成28年度末残高）

① 貸付残高件数	224,341件	
↳ ② うち、信用保証利用件数	224,241件	99.96% (②/①)
↳ ③ うち、事故口債権件数	1,273件	0.57% (③/②)

【参考】資金使途別の貸付データ(平成28年度実行分)

資金使途	件数	貸付金額	平均貸付金額	平均返済回数※	平均年齢
保健・医療	11,326件	5,283,860千円	467千円	12.2回	71.8歳
介護・福祉	1,548件	838,410千円	542千円	12.5回	72.6歳
住宅改修等	15,267件	10,106,610千円	662千円	13.4回	72.1歳
教育	3,171件	1,739,390千円	549千円	12.6回	68.2歳
冠婚葬祭	6,284件	3,092,510千円	492千円	11.7回	72.2歳
事業維持	5,038件	3,876,820千円	770千円	13.9回	71.6歳
債務等の一括整理	15,657件	10,014,590千円	640千円	13.3回	70.3歳
生活必需物品の購入	32,930件	14,500,400千円	440千円	12.2回	69.8歳
計	91,221件	49,452,590千円	542千円	12.7回	70.8歳

※元金における返済回数。偶数月に支払われる年金から回収する。

(出所：厚生労働省年金局調べ)

③その他

年金担保貸付制度が高齢者「個人」に対する融資であることに対し、生活福祉資金の貸付対象は「世帯」単位である。このため、世帯の自立を支援する観点から、貸付が可能かどうかの判断において世帯全体の状況を把握する必要があり、相談者のみならず世帯員の就労・就学・疾病や収入や家計、負債の状況等を聞き取るとともに、必要な書類の確認等が行われる。

また、生活福祉資金は、社協や民生委員による相談支援に時間をかけ丁寧に行うことから即時的な貸付にならない場合や、書類面等の貸付手続きに労力がかかってしまうことなどが指摘される場合もある。

一方、年金担保貸付制度では、貸付条件に合致するとともに、要件に沿った確認書類を整えることで貸付審査を通ることができる点で、利用者にとっては貸付のための手続きだけを踏めばよいという手軽さがある。

こうした両制度の貸付手続き等における違いからも、制度の理解が十分でない利用者の場合、ギャップが生じることが考えられる。

第三章 生活福祉資金貸付利用者データの集計・分析

1. 集計・分析の概要

(1) データの概要

現状の生活福祉資金貸付制度における高齢者の利用実態について把握するため、生活福祉資金のうち、高齢者による利用が多くみられる「福祉資金」、中でも、年金担保貸付制度の資金用途と類似の費目があり、65歳以上の貸付が約4割を占める「福祉費」に着目し、その利用実績等を分析することとした。

図表Ⅲ-1-1 年代別・生活福祉資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金)貸付件数(2012～2016)

	10代～64歳		65歳以上		対象外		計
	件数	%	件数	%	件数	%	
総合支援資金	14,535	99.8%	32	0.2%	0	0.0%	14,567
緊急小口資金	45,188	78.1%	12,641	21.9%	8	0.0%	57,837
福祉費	12,872	60.7%	8,315	39.2%	3	0.0%	21,190
教育支援資金	50,417	99.9%	31	0.1%	0	0.0%	50,448
計	123,012	85.4%	21,019	14.6%	11	0.0%	144,042

具体的には、全国社会福祉協議会が保有する「福祉資金」の貸付状況及び償還状況に関する以下のデータの提供を受け、独自に集計・分析を行った。

図表Ⅲ-1-2 集計・分析データの概要

対象データ	貸付利用者データ：※個人が特定できるコードは削除したデータ ・福祉費（2012年度～2016年度、データ件数：21,190） ・緊急小口資金（2012年度～2016年度、データ件数：57,837）
主な集計項目	貸付件数、利用者属性（年代）、貸付費目、貸付金額、連帯保証人の有無、償還期間、償還月額

(2)「福祉資金」貸付状況

①貸付件数の推移

緊急小口資金及び福祉費の「福祉資金」の過去5年間の貸付件数の推移をみると、図表Ⅲ-1-3のようである。緊急小口資金は、2015年まで約9～10万件で推移しているが、2016年（平成28年）には約2万件に増加した(注)。福祉費については、ここ数年、約4千件で推移している。

利用者の年代別にみると（図表Ⅲ-1-4）、緊急小口資金は30～50代の利用者が約6割を占めるが、65歳以上高齢者も2割ほどを占めている。福祉費では、現役世代の利用者に加え、75歳以上を含む高齢者の利用が約4割と比較的多いことが特徴である。

(※)緊急小口資金については、2016年(平成28年度)は熊本地震の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。熊本地震における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数(災害時特例)を除くと、2016年は8,228件である。

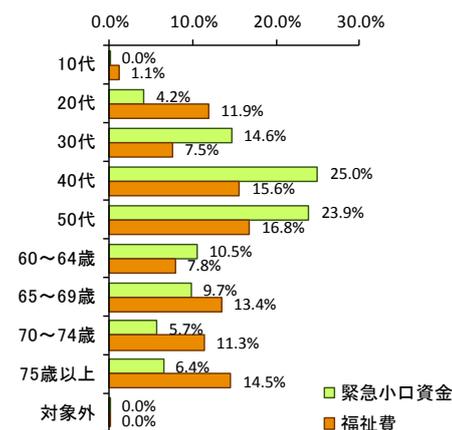
図表Ⅲ-1-3 「福祉資金」の貸付件数の推移

		福祉資金		計
		緊急小口資金	福祉費	
年度	2012年度	11,107	4,307	15,414
		72.1%	27.9%	100.0%
	2013年度	9,247	4,359	13,606
		68.0%	32.0%	100.0%
	2014年度	8,781	4,380	13,161
	66.7%	33.3%	100.0%	
	2015年度	8,729	4,117	12,846
	68.0%	32.0%	100.0%	
	2016年度	19,973	4,027	24,000
	83.2%	16.8%	100.0%	
計		57,837	21,190	79,027
		73.2%	26.8%	100.0%

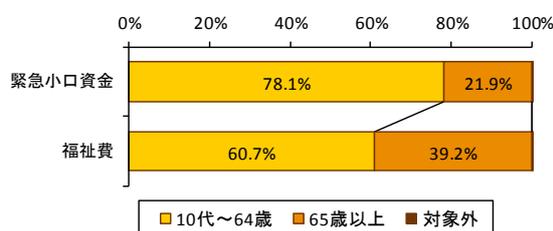


図表Ⅲ-1-4 「福祉資金」利用者の年代

	緊急小口資金		福祉費	
	件数	%	件数	%
10代	5	0.0%	235	1.1%
20代	2,408	4.2%	2,517	11.9%
30代	8,445	14.6%	1,597	7.5%
40代	14,438	25.0%	3,306	15.6%
50代	13,831	23.9%	3,558	16.8%
60～64歳	6,061	10.5%	1,659	7.8%
65～69歳	5,634	9.7%	2,839	13.4%
70～74歳	3,285	5.7%	2,398	11.3%
75歳以上	3,722	6.4%	3,078	14.5%
対象外	8	0.0%	3	0.0%
計	57,837	100.0%	21,190	100.0%



	緊急小口資金		福祉費	
	件数	%	件数	%
10代～64歳	45,188	78.1%	12,872	60.7%
65歳以上	12,641	21.9%	8,315	39.2%
対象外	8	0.0%	3	0.0%
計	57,837	100.0%	21,190	100.0%

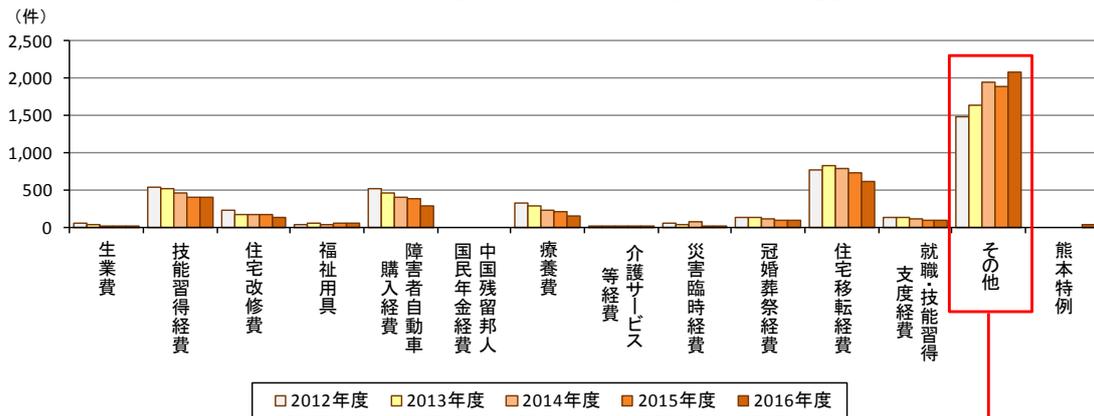


②「福祉費」貸付費目(貸付年度別)

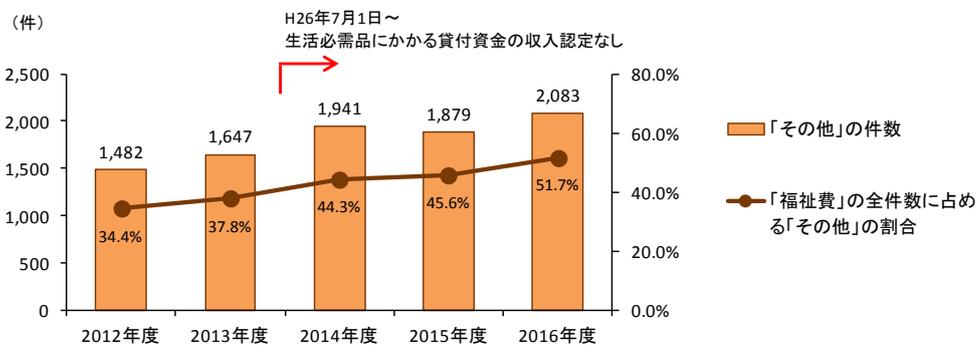
貸付年度ごとに「福祉費」の貸付費目の実績をみると、いずれの年度においても「その他」の貸付件数が最も多くなっている。過去5年間の「その他」の貸付件数はゆるやかに微増傾向にあり、「福祉費」全件数に占める割合も、2012年度の34.4%から2016年度は51.7%に増加した。

また、年代区別に推移をみると(図表Ⅲ-1-6)、65歳以上高齢者の貸付件数は約1,000件で推移しているが、2014年度以降、10代~64歳において、貸付件数の増加がみられる。

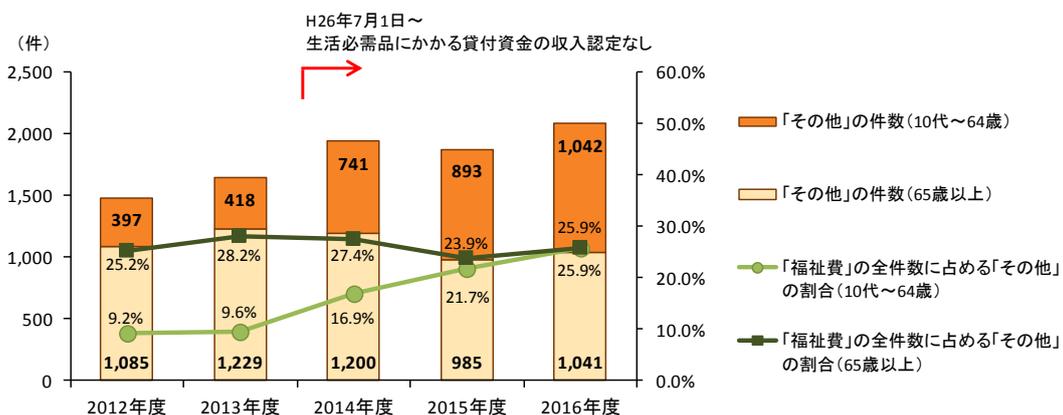
図表Ⅲ-1-5 「福祉費」貸付費目(貸付年度別の件数の推移)



「その他」の貸付件数と、「福祉費」の全件数に占める「その他」の割合の推移



図表Ⅲ-1-6 福祉費の貸付費目「その他」の件数と割合の推移(年代区別)



2. 「福祉費」貸付の利用実態

(1) 利用状況(資金使途)

「福祉費」の貸付費目を「年金担保貸付」の使途別に対応・代替(※)させて、その構成割合(福祉費は65歳以上について)をそれぞれ整理すると、以下のようである。

「福祉費」の高齢者の利用が最も多い費目は、年金担保貸付において利用が最も多い「生活必需品の購入」に相当する「その他の日常生活経費」であり、66.6%を占めている(図表Ⅲ-2-1)。

※代替の可否については、「年金担保貸付事業廃止計画」(平成25年3月厚生労働省)P4を参考とした。

図表Ⅲ-2-1 年金担保貸付と生活福祉資金(福祉費)の費目ごとの構成割合

	年金担保貸付		生活福祉資金(福祉費)	
	費目	構成割合	費目	構成割合
生活福祉資金で代替可能	保健・医療	23.1%	療養費	3.9%
	介護・福祉	5.0%	福祉用具、介護サービス等経費	1.5%
	住宅改修等	18.4%	住宅改修費、住宅移転経費	16.8%
	教育	4.5%	(教育支援資金)	—
一部代替が可能	冠婚葬祭	14.1%	冠婚葬祭費	2.5%
	事業維持	7.3%	生業費	0.5%
	生活必需物品の購入	46.0%	その他の日常生活経費	66.6%
代替不可	債務等の一括整理	18.6%	—	—

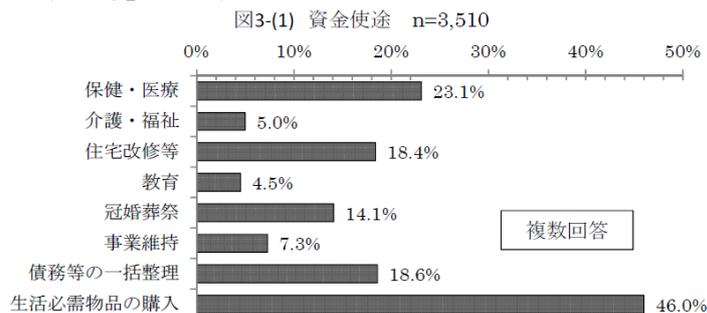
(下記の、図表Ⅲ-2-2、及び、※参考【年金担保貸付】資金使途(アンケート結果)より作成)

図表Ⅲ-2-2 生活福祉資金「福祉費」の貸付費目(年齢区分別)

	年齢	貸付費目													計	
		生業費	技能習得経費	住宅改修費	福祉用具	障害者自動車購入経費	中国残留邦人国民年金経費	療養費	介護サービス等経費	災害臨時経費	冠婚葬祭経費	住宅移転経費	就職・技能習得支度経費	その他		熊本特例
年代	10代~64歳	120	2,328	399	152	1,514	0	882	48	119	369	2,841	587	3,491	22	12,872
	65歳以上	44	17	493	91	548	0	327	37	88	204	906	4	5,540	16	8,315
	対象外	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3
計		164	2,345	892	243	2,062	0	1,211	85	207	573	3,747	591	9,032	38	21,190
		0.8%	11.1%	4.2%	1.1%	9.7%	0.0%	5.7%	0.4%	1.0%	2.7%	17.7%	2.8%	42.6%	0.2%	100.0%

※参考※【年金担保貸付】資金使途

○「生活必需物品の購入」が46.0%と最も多く、次いで「保健・医療」23.1%、「債務等の一括整理」18.6%、「住宅改修等」18.4%。



(出所:「年金担保貸付に関するアンケート調査 調査報告書」(平成28年12月)独立行政法人福祉医療機構)

(2)貸付金額

「65歳以上」の高齢者への貸付金額は、「10万円未満」が最も多く半数弱の44.9%、「10～30万円」が29.2%となっており30万円未満が約7割となっている。

高齢者（65歳以上）の貸付費目別・貸付金額をみると（図表Ⅲ-2-4）、高齢者の貸付費目では最も多い「その他の日常生活経費」（以下、「その他」）で「10万円未満」が62.0%、「10～30万円」が29.4%である。また、「その他」に次いで高齢者の貸付費目として多くを占める「住宅改修費」・「住宅移転経費」（図表Ⅲ-2-1）においては、住宅改修費は「100万円以上」が50.1%と最も多く、住宅移転経費は「10～30万円未満」が48.5%となっている。

図表Ⅲ-2-3 貸付金額・年齢区分別(10代～64歳、65歳以上)

	年代	貸付金額						対象外	計
		10万円未満	10～30万円未満	30～50万円未満	50～70万円未満	70～100万円未満	100万円以上		
	10代～64歳	2,474 19.2%	3,814 29.6%	2,308 17.9%	894 6.9%	668 5.2%	2,500 19.4%	214 1.7%	12,872 100.0%
	65歳以上	3,735 44.9%	2,425 29.2%	882 10.6%	321 3.9%	183 2.2%	661 7.9%	108 1.3%	8,315 100.0%
	対象外	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	計	6,210 29.3%	6,239 29.4%	3,190 15.1%	1,215 5.7%	853 4.0%	3,161 14.9%	322 1.5%	21,190 100.0%

74.1%

図表Ⅲ-2-4 高齢者(65歳以上)の貸付費目別・貸付金額

	貸付費目	貸付金額						対象外	計
		10万円未満	10～30万円未満	30～50万円未満	50～70万円未満	70～100万円未満	100万円以上		
	生業費	5 11.4%	5 11.4%	6 13.6%	6 13.6%	5 11.4%	17 38.6%	0 0.0%	44 100.0%
	技能習得経費	1 5.9%	6 35.3%	7 41.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	1 5.9%	17 100.0%
	住宅改修費	14 2.8%	65 13.2%	54 11.0%	55 11.2%	53 10.8%	247 50.1%	5 1.0%	493 100.0%
	福祉用具	13 14.3%	23 25.3%	28 30.8%	13 14.3%	4 4.4%	9 9.9%	1 1.1%	91 100.0%
	障害者自動車購入経費	3 0.5%	33 6.0%	49 8.9%	56 10.2%	63 11.5%	334 60.9%	10 1.8%	548 100.0%
	中国残留邦人国民年金経費	0	0	0	0	0	0	0	0
	療養費	19 5.8%	113 34.6%	84 25.7%	57 17.4%	31 9.5%	19 5.8%	4 1.2%	327 100.0%
	介護サービス等経費	4 10.8%	14 37.8%	10 27.0%	2 5.4%	3 8.1%	2 5.4%	2 5.4%	37 100.0%
	災害臨時経費	5 5.7%	14 15.9%	15 17.0%	12 13.6%	19 21.6%	23 26.1%	0 0.0%	88 100.0%
	冠婚葬祭経費	8 3.9%	81 39.7%	60 29.4%	54 26.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	204 100.0%
	住宅移転経費	230 25.4%	439 48.5%	190 21.0%	30 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	17 1.9%	906 100.0%
	就職・技能習得支度経費	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	その他	3,433 62.0%	1,630 29.4%	378 6.8%	32 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	67 1.2%	5,540 100.0%
	熊本特例	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 18.8%	5 31.3%	8 50.0%	0 0.0%	16 100.0%
	計	3,735 44.9%	2,425 29.2%	882 10.6%	321 3.9%	183 2.2%	661 7.9%	108 1.3%	8,315 100.0%

(3)償還期間・償還月額

償還期間は、「10代～64歳」では「3～5年未満」が33.5%、次いで「5～10年未満」が30.4%である。「65歳以上」においては、「1年未満」が38.2%と最も多く、次いで「1～3年未満」が28.9%であり、償還期間は比較的短期の設定となっている。

償還月額は、「10代～64歳」では「5千円～1万円未満」が29.2%、次いで「5千円未満」22.4%、「1～1.5万円未満」22.3%などとなっている。「65歳以上」においては、「5千円未満」が26.3%と最も多いほか、次いで「2万円以上」が20.6%となっている。

図表Ⅲ-2-5 償還期間(10～64歳、65歳以上別)

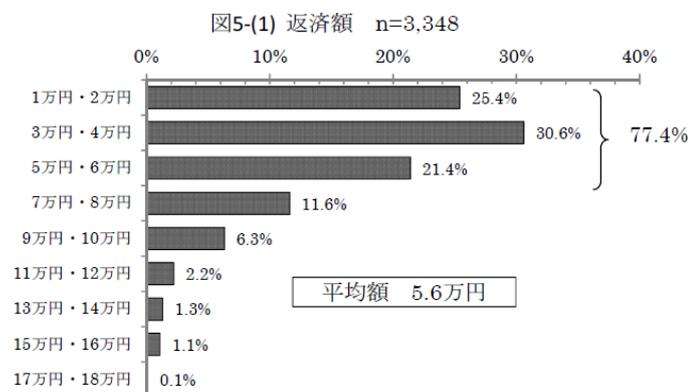
		償還期間						計
		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年	
年代	10代～64歳	1,530 11.9%	2,603 20.2%	4,313 33.5%	3,918 30.4%	340 2.6%	168 1.3%	12,872 100.0%
	65歳以上	3,175 38.2%	2,399 28.9%	1,712 20.6%	1,012 12.2%	16 0.2%	1 0.0%	8,315 100.0%
	対象外	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
計		4,705 22.2%	5,003 23.6%	6,025 28.4%	4,932 23.3%	356 1.7%	169 0.8%	21,190 100.0%

図表Ⅲ-2-6 償還月額(10～64歳、65歳以上別)

		償還月額						計
		5千円未満	5千円～1万円未満	1～1.5万円未満	1.5～2万円未満	2万円以上	対象外	
年代	10代～64歳	2,888 22.4%	3,753 29.2%	2,871 22.3%	891 6.9%	1,737 13.5%	732 5.7%	12,872 100.0%
	65歳以上	2,190 26.3%	1,511 18.2%	1,241 14.9%	586 7.0%	1,709 20.6%	1,078 13.0%	8,315 100.0%
	対象外	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
計		5,079 24.0%	5,265 24.8%	4,113 19.4%	1,477 7.0%	3,446 16.3%	1,810 8.5%	21,190 100.0%

※参考※【年金担保貸付】返済額(偶数月に差し引かれる2ヵ月分)

○平均額は5.6万円(≒2.8万円/月)、3万円・4万円(≒1.5～2万円/月)が30.6%と最も多く、7割が5～6万円未満(≒2.5～3万円未満/月)。



(出所:「年金担保貸付に関するアンケート調査 調査報告書」(平成28年12月)独立行政法人福祉医療機構)

なお、高齢者（65歳以上）について、償還月額別に貸付費目をみると、図表Ⅲ-2-7 のようになっている。償還月額「2万円以上」では、「その他」が64.0%と最も多くを占め、次いで「住宅改修費」が12.3%、「障害者自動車購入経費」が10.9%となっている。

高齢者であっても「2万円以上」と償還月額が比較的高い背景として、「その他」経費においては、厚生労働省の通知により、平成26年以降、生活保護受給世帯に対する冷暖房設備購入等のための生活福祉資金の利用を認めるとともに、収入として認定しないこととなったことがある。「その他」とともに「住宅改修費」についても生活保護受給世帯に貸付する場合があります、生活保護費のやり繰りによって償還を賄うことができるため、比較的高額かつ短い返済期間で償還計画を立てる傾向があることが影響している可能性がある。

図表Ⅲ-2-7 償還月額別・貸付費目(65歳以上)

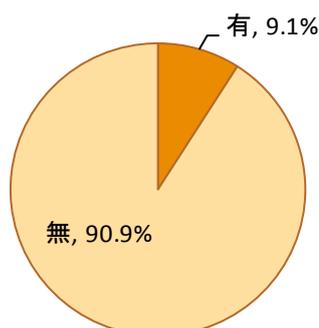
償還月額	貸付費目														計
	生業費	技能習得経費	住宅改修費	福祉用具	障害者自動車購入経費	中国残留邦人国民年金経費	療養費	介護サービス等経費	災害臨時経費	冠婚葬祭経費	住宅移転経費	就職・技能習得支度経費	その他	熊本特例	
5千円未満	5 0.2%	4 0.2%	21 1.0%	12 0.5%	16 0.7%	0 0.0%	70 3.2%	2 0.1%	6 0.3%	18 0.8%	125 5.7%	1 0.0%	1,910 87.2%	0 0.0%	2,190 100.0%
5千円～1万円未満	8 0.5%	7 0.5%	73 4.8%	16 1.1%	69 4.6%	0 0.0%	105 6.9%	12 0.8%	11 0.7%	62 4.1%	321 21.2%	2 0.1%	818 54.1%	7 0.5%	1,511 100.0%
1～1.5万円未満	11 0.9%	2 0.2%	115 9.3%	14 1.1%	130 10.5%	0 0.0%	87 7.0%	7 0.6%	20 1.6%	103 8.3%	226 18.2%	1 0.1%	521 42.0%	4 0.3%	1,241 100.0%
1.5～2万円未満	5 0.9%	3 0.5%	56 9.6%	3 0.5%	129 22.0%	0 0.0%	22 3.8%	3 0.5%	15 2.6%	6 1.0%	36 6.1%	0 0.0%	307 52.4%	1 0.2%	586 100.0%
2万円以上	14 0.8%	0 0.0%	211 12.3%	30 1.8%	186 10.9%	0 0.0%	17 1.0%	6 0.4%	24 1.4%	8 0.5%	116 6.8%	0 0.0%	1,093 64.0%	4 0.2%	1,709 100.0%
対象外	1 0.1%	1 0.1%	17 1.6%	16 1.5%	18 1.7%	0 0.0%	26 2.4%	7 0.6%	12 1.1%	7 0.6%	82 7.6%	0 0.0%	891 82.7%	0 0.0%	1,078 100.0%
計	44 0.5%	17 0.2%	493 5.9%	91 1.1%	548 6.6%	0 0.0%	327 3.9%	37 0.4%	88 1.1%	204 2.5%	906 10.9%	4 0.0%	5,540 66.6%	16 0.2%	8,315 100.0%

(4)連帯保証人の有無

連帯保証人は、全体として「有」が約1割（9.1%）である。

「10代～64歳」は「有」が4.9%に対し、「65歳以上」は「有」が15.4%である。貸付費目別に連帯保証人の有無をみると（図表Ⅲ-2-10）、「65歳以上」高齢者では、全体と比較して、いずれの費目も保証人「有」の割合が高く、特に貸付金額が大きい「住宅改修費」では54.6%が「有」となっている。

図表Ⅲ-2-8 連帯保証人の有無(全体)



図表Ⅲ-2-9 連帯保証人の有無(年齢区分別)

年代	連帯保証人の有無		計
	有	無	
10代～64歳	637 4.9%	12,235 95.1%	12,872 100.0%
65歳以上	1,283 15.4%	7,032 84.6%	8,315 100.0%
対象外	0 0.0%	3 100.0%	3 100.0%
計	1,920 9.1%	19,270 90.9%	21,190 100.0%

図表Ⅲ-2-10 貸付費目別・連帯保証人の有無

【全体】

	連帯保証人の有無		計	
	有	無		
貸付費目	生業費	18 11.0%	146 89.0%	164 100.0%
	技能習得経費	106 4.5%	2,239 95.5%	2,345 100.0%
	住宅改修費	309 34.6%	583 65.4%	892 100.0%
	福祉用具	30 12.3%	213 87.7%	243 100.0%
	障害者自動車購入経費	375 18.2%	1,687 81.8%	2,062 100.0%
	中国残留邦人国民年金経費	0	0	0
	療養費	183 15.1%	1,028 84.9%	1,211 100.0%
	介護サービス等経費	13 15.3%	72 84.7%	85 100.0%
	災害臨時経費	29 14.0%	178 86.0%	207 100.0%
	冠婚葬祭経費	101 17.6%	472 82.4%	573 100.0%
	住宅移転経費	319 8.5%	3,428 91.5%	3,747 100.0%
	就職・技能習得支度経費	25 4.2%	566 95.8%	591 100.0%
	その他	400 4.4%	8,632 95.6%	9,032 100.0%
	熊本特例	12 31.6%	26 68.4%	38 100.0%
	計	1,920 9.1%	19,270 90.9%	21,190 100.0%

【高齢者・65歳以上】

	連帯保証人の有無		計	
	有	無		
貸付費目	生業費	13 29.5%	31 70.5%	44 100.0%
	技能習得経費	9 52.9%	8 47.1%	17 100.0%
	住宅改修費	269 54.6%	224 45.4%	493 100.0%
	福祉用具	23 25.3%	68 74.7%	91 100.0%
	障害者自動車購入経費	235 42.9%	313 57.1%	548 100.0%
	中国残留邦人国民年金経費	0	0	0
	療養費	108 33.0%	219 67.0%	327 100.0%
	介護サービス等経費	12 32.4%	25 67.6%	37 100.0%
	災害臨時経費	21 23.9%	67 76.1%	88 100.0%
	冠婚葬祭経費	75 36.8%	129 63.2%	204 100.0%
	住宅移転経費	200 22.1%	706 77.9%	906 100.0%
	就職・技能習得支度経費	1 25.0%	3 75.0%	4 100.0%
	その他	307 5.5%	5,233 94.5%	5,540 100.0%
	熊本特例	10 62.5%	6 37.5%	16 100.0%
	計	1,283 15.4%	7,032 84.6%	8,315 100.0%

(5)償還状況

「福祉費」の貸付データから、償還状況が「償還完了」のデータを除き、「償還中（償還期限到来債権）」、「償還中（償還計画期間内）」のデータについて集計し、償還率を算出した(注)。

全体として、償還率は75～80%であり、各年での大きな変化はみられない。償還期限後の債権では償還率が大幅に落ち込む。また、費目ごとに償還率に差がみられる。

図表Ⅲ-2-11 年度別・償還状況(償還期限内・後)

		償還計画額 (A)	償還額 (B)	滞納額 (A-B)	償還率 (B/A)
2012年	計	1,201,542,817	900,634,225	300,908,592	75.0%
	償還期限内	953,225,230	811,152,160	142,073,070	85.1%
	償還期限後	248,317,587	89,482,065	158,835,522	36.0%
2013年	計	1,004,951,565	771,404,006	233,547,559	76.8%
	償還期限内	840,332,220	714,177,826	126,154,394	85.0%
	償還期限後	164,619,345	57,226,180	107,393,165	34.8%
2014年	計	780,644,311	590,512,157	190,132,154	75.6%
	償還期限内	626,211,830	531,568,078	94,643,752	84.9%
	償還期限後	154,432,481	58,944,079	95,488,402	38.2%
2015年	計	679,105,315	532,432,732	146,672,583	78.4%
	償還期限内	625,770,040	508,441,505	117,328,535	81.3%
	償還期限後	53,335,275	23,991,227	29,344,048	45.0%
2016年	計	415,126,417	335,909,694	79,216,723	80.9%
	償還期限内	389,903,370	327,887,556	62,015,814	84.1%
	償還期限後	25,223,047	8,022,138	17,200,909	31.8%
5か年合計	計	4,081,370,425	3,130,892,814	950,477,611	76.7%
	償還期限内	3,435,442,690	2,893,227,125	542,215,565	84.2%
	償還期限後	645,927,735	237,665,689	408,262,046	36.8%

図表Ⅲ-2-12 費目別・償還状況(5か年合計)

	償還計画額 (A)	償還額 (B)	滞納額 (A-B)	償還率 (B/A)
生業費	109,860,240	76,580,400	33,279,840	69.7%
技能習得経費	692,076,185	569,565,260	122,510,925	82.3%
住宅改修費	533,701,000	483,014,700	50,686,300	90.5%
福祉用具	30,686,674	22,058,183	8,628,491	71.9%
障害者自動車購入経費	1,384,068,036	1,190,332,662	193,735,374	86.0%
療養費	330,395,573	217,579,346	112,816,227	65.9%
介護サービス等経費	13,766,730	9,556,830	4,209,900	69.4%
災害臨時経費	78,690,220	59,513,850	19,176,370	75.6%
冠婚葬祭経費	84,297,030	44,301,035	39,995,995	52.6%
住宅移転経費	470,008,501	227,438,577	242,569,924	48.4%
就職・技能習得支度経費	76,278,900	53,896,643	22,382,257	70.7%
その他	268,506,006	171,874,518	96,631,488	64.0%
熊本特例	9,035,330	5,180,810	3,854,520	57.3%
合計	4,081,370,425	3,130,892,814	950,477,611	76.7%

(注)「償還中(償還期限到来債権)」、「償還中(償還計画期間内)」のデータについて集計(「償還完了」データは除く)

貸付決定日の翌月1日、または貸付終了日を基準日として、

基準日+据置期間=償還開始日

基準日+据置期間+償還期間=償還完了日

とした。

2018年10月29日現在、償還完了日が過ぎている場合は「償還期限後」

2018年10月29日現在、償還完了日に至っていない場合は「償還期限内」

とした。

償還率について、「10代～64歳」と「65歳以上」の年齢区分別に算出したところ、図表Ⅲ-2-13のようになっている。各年とも、償還率は、「65歳以上」の高齢者の貸付において、「10代～64歳」よりもやや高い傾向にある。

図表Ⅲ-2-13 年度別・償還状況(年代区分別)

		償還計画額 (A)	償還額 (B)	滞納額 (A-B)	償還率 (B/A)
2012年度	計	1,201,542,817	900,634,225	300,908,592	75.0%
	10代～64歳	927,843,997	686,885,459	240,958,538	74.0%
	65歳以上	273,698,820	213,748,766	59,950,054	78.1%
2013年度	計	1,004,951,565	771,404,006	233,547,559	76.8%
	10代～64歳	766,980,065	574,664,285	192,315,780	74.9%
	65歳以上	237,971,500	196,739,721	41,231,779	82.7%
2014年度	計	780,644,311	590,512,157	190,132,154	75.6%
	10代～64歳	610,247,793	454,497,997	155,749,796	74.5%
	65歳以上	170,021,878	135,639,520	34,382,358	79.8%
	対象外	374,640	374,640	0	100.0%
2015年度	計	679,105,315	532,432,732	146,672,583	78.4%
	10代～64歳	516,975,019	394,610,004	122,365,015	76.3%
	65歳以上	161,642,856	137,348,338	24,294,518	85.0%
	対象外	487,440	474,390	13,050	97.3%
2016年度	計	415,126,417	335,909,694	79,216,723	80.9%
	10代～64歳	307,796,414	243,499,302	64,297,112	79.1%
	65歳以上	107,330,003	92,410,392	14,919,611	86.1%

図表Ⅲ-2-14 償還状況(年代区分別/償還期限内・後)

	償還期限内				償還期限後			
	償還計画額 (A)	償還額 (B)	滞納額 (A-B)	償還率 (B/A)	償還計画額 (A)	償還額 (B)	滞納額 (A-B)	償還率 (B/A)
2012年度	953,225,230	811,152,160	142,073,070	85.1%	248,317,587	89,482,065	158,835,522	36.0%
10代～64歳	744,616,590	624,958,557	119,658,033	83.9%	183,227,407	61,926,902	121,300,505	33.8%
65歳以上	208,608,640	186,193,603	22,415,037	89.3%	65,090,180	27,555,163	37,535,017	42.3%
2013年度	840,332,220	714,177,826	126,154,394	85.0%	164,619,345	57,226,180	107,393,165	34.8%
10代～64歳	641,424,110	534,313,706	107,110,404	83.3%	125,555,955	40,350,579	85,205,376	32.1%
65歳以上	198,908,110	179,864,120	19,043,990	90.4%	39,063,390	16,875,601	22,187,789	43.2%
2014年度	626,211,830	531,568,078	94,643,752	84.9%	154,432,481	58,944,079	95,488,402	38.2%
10代～64歳	486,527,460	409,961,511	76,565,949	84.3%	123,720,333	44,536,486	79,183,847	36.0%
65歳以上	139,309,730	121,231,927	18,077,803	87.0%	30,712,148	14,407,593	16,304,555	46.9%
対象外	374,640	374,640	0	100.0%	0	0	0	-
2015年度	625,770,040	508,441,505	117,328,535	81.3%	53,335,275	23,991,227	29,344,048	45.0%
10代～64歳	477,532,960	378,919,619	98,613,341	79.3%	39,442,059	15,690,385	23,751,674	39.8%
65歳以上	147,749,640	129,047,496	18,702,144	87.3%	13,893,216	8,300,842	5,592,374	59.7%
対象外	487,440	474,390	13,050	97.3%	0	0	0	-
2016年度	389,903,370	327,887,556	62,015,814	84.1%	25,223,047	8,022,138	17,200,909	31.8%
10代～64歳	291,723,940	238,259,351	53,464,589	81.7%	16,072,474	5,239,951	10,832,523	32.6%
65歳以上	98,179,430	89,628,205	8,551,225	91.3%	9,150,573	2,782,187	6,368,386	30.4%
5か年合計	3,435,442,690	2,893,227,125	542,215,565	84.2%	645,927,735	237,665,689	408,262,046	36.8%
10代～64歳	2,641,825,060	2,186,412,744	455,412,316	82.8%	488,018,228	167,744,303	320,273,925	34.4%
65歳以上	792,755,550	705,965,351	86,790,199	89.1%	157,909,507	69,921,386	87,988,121	44.3%
対象外	862,080	849,030	13,050	98.5%	0	0	0	-

第Ⅳ章

アンケート調査結果

1. 都道府県社会福祉協議会アンケート調査結果

(1)回収状況

調査対象とした47都道府県社協のうち、43カ所から回答があった。(回収率：91.5%)

(2)相談件数・貸付決定件数

回答のあった43都道府県社協の相談件数及び貸付決定件数は下表のようになっている。

生活福祉資金の貸付決定件数は、少ない地域では0件もあり、地域差が非常に大きい。また、「福祉費」うち高齢者が借受人本人となり貸付を行った件数も同様に地域的な差が大きくみられ、内訳として生活保護受給者に対する生活必需品購入費用の貸付が多くを占める傾向にある。

なお、「相談受付件数」については、貸付に至るまでの相談だけでなく、償還に関する相談も含めてカウントする場合もあるなど、各都道府県社協によって集計方法が異なることに留意が必要である。

図表Ⅳ-1-1 相談件数・貸付決定件数

	平成29年度					平成30年度(※4月～9月末)				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
生活福祉資金に関する延べ相談受付件数※	41	11,144.8	74,505.0	437.0	928.7	39	4,360.8	33,490.0	259.0	726.8
貸付決定件数(合計)	43	576.7	3,633.0	13.0	48.1	43	191.3	1,246.0	3.0	31.9
1) 総合支援資金	43	15.8	114.0	0.0	1.3	43	5.4	51.0	0.0	0.9
2) 福祉費	43	81.8	759.0	4.0	6.8	43	61.8	578.0	1.0	10.3
① 生業費	40	0.2	3.0	0.0	0.0	41	0.0	1.0	0.0	0.0
② 技能習得費	40	8.8	61.0	0.0	0.7	41	2.3	21.0	0.0	0.4
③ 住宅改修費	40	2.6	12.0	0.0	0.2	41	1.5	9.0	0.0	0.2
④ 福祉用具	40	1.0	10.0	0.0	0.1	41	0.3	2.0	0.0	0.0
⑤ 障害者自動車購入費	40	6.3	40.0	0.0	0.5	41	3.2	15.0	0.0	0.5
⑥ 療養費	40	2.9	21.0	0.0	0.2	41	1.4	11.0	0.0	0.2
⑦ 介護サービス等経費	40	0.3	3.0	0.0	0.0	41	0.2	2.0	0.0	0.0
⑧ 災害援護費	41	0.7	5.0	0.0	0.1	41	0.8	16.0	0.0	0.1
⑨ 冠婚葬祭費	40	1.9	10.0	0.0	0.2	41	0.9	5.0	0.0	0.1
⑩ 住宅移転経費	41	11.7	83.0	0.0	1.0	41	5.8	22.0	0.0	1.0
⑪ 職業・技能支度費	40	1.5	14.0	0.0	0.1	41	0.2	2.0	0.0	0.0
⑫ その他	41	47.0	528.0	0.0	3.9	41	47.3	482.0	0.0	7.9
3) 緊急小口資金	43	160.8	889.0	0.0	13.4	43	76.9	450.0	0.0	12.8
4) 教育支援資金	43	313.6	2,172.0	1.0	26.1	43	45.4	383.0	0.0	7.6
5) 不動産担保型生活資金	43	2.3	13.0	0.0	0.2	43	1.6	11.0	0.0	0.3

※電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談(単なる問い合わせを除く)も含む。

②平成30年の4月から9月までの6カ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者(65歳以上)が借受人本人となり貸付を行った件数

	高齢者に対する「福祉費」貸付件数					うち、生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付件数				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
全体	43	27.8	273.0	0.0	4.6	43	23.8	248.0	0.0	4.0

(3) 高齢者に対する生活福祉資金の貸付に関する課題等

高齢者に対する生活福祉資金の貸付について、貸し倒れリスク等、課題と感じていることや、対応に苦慮している点、審査に際して留意している点などを自由記載により尋ねたところ、主に以下のような意見があげられた。

①課題と感じていること、対応に苦慮していること

1) 償還に関する課題

- ・ 高齢者の場合、就労等による収入増は見込みにくく年金からの償還となるため、大きな金額の貸付は難しい。また、健康状態等を考えれば長期にわたる償還期間も設定しにくい。
- ・ 高齢で収入が少ない人が多く、将来的にも就労による収入改善の見込みが薄い。また、年齢が高くなるほど死亡リスクが高くなるため、長期間での償還を計画しづらい。
- ・ 高齢者の借受人については、十分な年金が支給されず、就労しなければ、生計が維持できない人が多い（十分な年金が支給される人は現役時代にも十分な収入があり、老後に貸付けが必要となるような生活困窮状態に陥るリスクが低い）。借受人が病気やけがで就労できなくなれば、生活福祉資金の償還が滞るため、高齢者の借受人については就労していても償還のリスクが常にある。
- ・ 貸付にあたっては、それまでの生計維持を基本的に前提としているが、すでに生計の維持ができなくなっている場合や、また、貸付をしたとしても収入が増える見込みがないため償還の見通しが立たず、貸付ができない場合が少なくない。

2) 判断能力に関する課題

- ・ 成年後見制度には至らずとも貸付に対する理解が危惧される場合や、貸付後に徐々に判断能力が衰えていく場合がある。金銭管理が困難になり償還に影響が出ることもある。
- ・ 軽度の認知症が疑われる場合など、判断能力があるのか見極めることが難しい。
- ・ 日常生活自立支援事業の対象とならない方でも、書類提出や手続きに関する説明を十分に理解できず、手続きに時間がかかることがある。償還についても、円滑に行われるためには市町村社協の支援が必要となり、市町村社協の負担が一層増えることとなる。
- ・ 特に単身世帯や福祉サービス等の利用がない世帯等、関係者との関わりが薄い世帯の死亡、判断能力の低下等の変化の迅速な把握が課題である。また、判断能力が低下している場合、制度・サービスへつなぐ見極め（福祉サービス利用援助事業や成年後見制度等）が難しい。

3) 高齢者をサポートする仕組みの必要性

- ・ 高齢者との契約のリスクを補完するため連帯借受人、連帯保証人をお願いする必要があるが、親族がないとそれも難しい。高齢者のサポートと合わせて貸付を考える必要がある。
- ・ 貸付額が高額になる場合は償還完了時の年齢等を考慮し、出来るだけ連帯保証人（65歳未満の就労している人）をつけてもらうようにしているが、実際には親族と疎遠になっていたり支援が望めない関係性であったりと、連帯保証人が立てられないケースも多い。
- ・ 高齢者世帯は持病や障がい、判断能力や家計管理能力の低下等、償還期間中にさまざまなリスクが生じる可能性が高いため、貸付後の継続的な見守り支援の重要性を感じている。

- ・高齢による心身状況の変化が大きいことなどから、償還支援をより充実させる必要がある。また、様々な課題を抱える可能性が高く、課題に応じた適切な支援機関につなぐなど貸付だけではない生活全般の支援が必要になると考えるが、現状の職員体制では困難な状況にある。

4) 申請手続き等の負担

- ・申請書類が膨大で高齢者が全て記入して揃えるのは相当な負担である。申請にあたり、何度も市町村社協に足を運ぶことが負担となっている。
- ・申請手続き時の必要書類への記入や添付書類の確認などが煩雑なため、高齢者にとって負担が大きい。

5) 借受人死亡後の相続状況確認

- ・日常生活上一時的に必要な経費に限っては、高齢者の申請が多く連帯保証人の設定が困難なケースも多いことから、連帯保証人を必須としておらず、借受人死亡などの状況が発生した場合には、たちまち不良債権となってしまう。
- ・本人死亡後に相続人調査を実施しているが、相続状況調査に回答しない場合や、妻や子、兄弟も生活困窮状態にあるケースが多く、相続人による償還に結びつけることが難しい。費用対効果の課題がある。
- ・借受人死亡時には相続状況の確認を要するが、申請時点では推定相続人の状況に関する書類提出や、相続関係者全員(第3順位まで)の申告を求めておらず、相続状況の確認が困難となっている。また、借受人死亡時に親族等により葬儀が行われていても、親族から本会への死亡連絡が無く、その後督促状等郵便物不達となり、住所地調査を行った結果、死亡除票により借受人死亡を把握するケースも多い。今後、高齢者に対する貸付増加が見込まれるうえで、そのあたりについてどのように対応していくべきか課題となっている。
- ・生活保護世帯に対する生活必需品購入の貸付に際し、借受人死亡後の福祉事務所の協力が得られない。
- ・生活保護世帯で「代理納付」が利用できない世帯(適用しない自治体)についても滞納が生じやすい状況にある。

6) 貸付が難しい場合の対応

- ・所得が生活保護基準以下だが、本人が保護を希望せず慢性的な生活困窮状態にある場合、自立相談支援機関と連携して貸付を行っても世帯の自立につなげる事が難しいことがある。
- ・もともと生活保護基準と同程度で生活しており、生活保護の申請もできないケースが多い。一時的な出費に対する金銭的余裕がないが、家計相談等で継続的に関われる体制になっていない。
- ・借受人が高齢者となるケースは、高齢者単身、高齢者のみの世帯、高齢者の年金でその子や孫を含めた生計がかろうじて成り立っている世帯であり、複合的な課題を持つ場合が少なくない。
- ・年金担保貸付を使っている状態で、生活費が足りないため生活福祉資金を借りたいと訴える高齢者への対応。

7) その他

- ・生計維持や具体的な償還見込み以外に、都道府県における一律の運用(償還見込みのための)の中で対象外となってしまう場合もある。
- ・平均余命との関係で償還計画年限を短く設定できる、一定額以上の貸付の場合は連帯保証人の設定を義務付けるなどの条件が必要であると思われる。
- ・死亡した場合、相続問題が残されないよう、死亡を原因として相続人に請求を行わない償還免除措置を講じるべき。
- ・償還免除については、都道府県社協独自で柔軟な対応が出来ないかについて、内部の生活福祉資金運営委員会においても協議をした。現行の制度では都道府県の裁量をはさむ余地はなく、制度改正を求めるべきであるとの助言を受けている。
- ・現状維持が精一杯(将来に渡り収入の増加が見込めない)の低所得者に対しては、償還能力を現役世代以上に厳しく審査する必要があるのではないかと。場合によっては、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の利用を要件化するなど。
- ・消費者金融の様に総量規制や返済(償還)負担率を導入すべきではないか。
- ・特に障害者自動車購入費については、高齢者の交通事故が頻発していることから、本会事務局や貸付審査等運営委員会でも議論がなされたが、地域柄、自動車が真に必要であり、償還計画が月額、償還年数ともに成り立つ場合にはやむなく貸し付けている状況である。
- ・不動産担保型生活資金については、売却時には地価が下がっており償還免除が発生してしまう点、連帯保証人がその役割(対象不動産を売却し、償還する)をしっかりと果たせるかという点等から、制度運営への課題が多い。

②審査に際して留意している点

1) 償還に関すること

- ・審査においては、貸付金の償還が申込世帯の生活を圧迫することがないように、無理のない償還計画かどうか、確認を行っている。
- ・今後収入が増える可能性は低いため、償還が世帯の生計に負担にならないかどうか、また心身の健康面も含めて償還能力が担保されるかどうかについて留意する。
- ・高齢者世帯への貸付審査にあたっては、借受人の認知能力、健康状態、償還能力、償還完了時の年齢、償還開始後の生活設計等を考慮し、総合的に判断している。

2) 生活全般にわたる課題把握、アセスメント

- ・区市町村社協から、高齢者世帯について相談を受けた場合、これまでどのような生活をしてこられた方か、借り入れが必要な原因は何か、貸付が必要と本人が判断した背景や原因の他に、生活上の課題がないか、既につながっている資源はあるかないかなどをアセスメントするよう意識している。
- ・経済的な問題だけでなく、生活全般にわたる課題把握を行い、市町村社協及び関係機関等と連携しながら、必要な支援やサービスに結びつける。

- ・高齢者への貸付は、償還を考えればリスクは高い。しかし、屋根の修繕や医療費等、高齢者の命と暮らしにとって必要でありベターな選択として貸付が必要とされることも多い。高齢者への貸付は制度のはざまの問題であり、リスクは高くとも貸付の必要性がある場合は、関係機関と連携したサポートができるかを考慮している。
- ・貸付と共に、生活意欲の向上、生活機能の向上、心身機能を維持向上させるような複合的な取り組みが必要。(多機関連携)

3) 連帯保証人の設定

- ・65歳以上の方への貸付に際しては、原則として連帯借受人（または連帯保証人）の設定を要件として定めている。
- ・借受申込時点で連帯保証人を付していない場合、連帯保証人を付すことが出来ない理由を再度確認し、極力人的保証を付せるようにする。
- ・借入申込時に、債務関係者（借受人・連帯借受人・連帯保証人）のいずれかが、75歳までに償還が見込めることを原則としている。
- ・現状では、高齢者へ貸付を行う場合には、65歳以下等の連帯保証人を設定することを必須としている。
- ・高齢により貸付中の死亡リスクが高くなるため、本県では、高齢者への貸付について、原則として推定相続人等から連帯借受人を必須としている。しかし、親族がいない、あるいは親族との関わりが全く無いなどの理由により、連帯借受人を立てることが出来ないケースが多く、このような場合は審査のうえ連帯借受人無しで貸付を行っている。
- ・基本的に、貸付対象は65歳未満の方としている。例外的に貸付を行う場合もあるが、原則連帯保証人を立ててもらおうなど、償還のリスクを下げられるよう留意している。

4) その他

- ・高齢であるので貸付の審査を速やかに行い、貸付決定を行っている。ただし借受人の高齢による判断能力のためか借用書の提出まで時間を要し、送金までに期間を要するケースもある。
- ・要保護・不動産担保型生活資金の場合、特にその人にあったペースで、わかりやすい言葉に変えて説明を行う。また、繰り返し何度でも説明することや、貸付をした場合の本人等のデメリットについて、より丁寧に説明し、理解を求めるように留意している。
- ・一時的な資金の不足について、償還が計画的に実施出来る場合に限り、緊急小口資金で対応している。また、同一世帯に65歳未満の親族がいるようであれば、そちらが借受人となるようにしている。
- ・生活保護受給者に対する生活必需品購入費の貸付では、特に夏場の猛暑による冷房器具購入費の申請が多く、熱中症で搬送されたケースも多々あるため、迅速な対応が必要となり、通常の審査会での審査ではなく、事務局内決裁で貸付を決定している。

(4) 課題に対応するための取組

高齢者に対する生活福祉資金の貸付について、前述（3）で回答した課題等に対応するため、工夫している取組み等を具体的に記載いただいたところ、主に以下のような意見があげられた。

1) 連帯借受人・連帯保証人の設定

- ・可能な限り連帯保証人を立てるように促している。
- ・原則、65歳以上の借入申込者は、65歳未満の安定した収入のある連帯借受人を立てることを必須条件としている。その場合、原則として連帯保証人も立てる必要がある。
- ・借入申込人の年齢が65歳以上又は償還完了予定時の年齢が76歳以上の場合、連帯借受人がたてられない場合は連帯保証人を立てることとしている。
- ・特に後期高齢者にあっては、連帯借受人(配偶者)または連帯保証人の設定を原則としている。
- ・借受人が75歳以上の場合は、連帯借受人もしくは連帯保証人を求めている。ただし、親族がいない等やむを得ずそれが不可能な場合は、資金の必要性や関係機関のサポートなどを考慮し例外的に貸付している。これについては、市町社協の意見書により確認している。
- ・借受人が65歳以上の場合、貸付額が30万円超えまたは償還期間が3年超のどちらかに該当する場合は、連帯借受人または連帯保証人の設定を求めることにしている。
- ・不動産担保型生活資金については、連帯保証人に対し、借受人死亡後に償還手続きを行うことについて意思確認をするほか、不動産売却時にトラブルが起きないように、連帯保証人の相続順位を確認するなどの聞き取りも行っている。

2) 償還計画に関すること

- ・償還完了時の年齢について、75歳までの償還完了を目安としている。
- ・償還期間は無理のない範囲で短く設定している。
- ・審査については、比較的収支に余裕がある場合には、償還期間を短くして早期に償還完了とできるようにする等償還期間が長引かないように配慮するようにと助言している。

3) その他

- ・借入申込者の関係者による代筆(要代筆理由書)。
- ・まずは貸付以外の支援の可能性について検討している。貸付後の世帯状況の変化を早期に発見できるように、親族や地域の支援者、関係機関等、他の支援者の存在を確認するよう考慮している。
- ・高齢者に対する丁寧な制度説明。高齢者用のわかりやすい制度概要パンフレットの作成に着手。(文字のフォント、表現方法に工夫)
- ・判断能力が不安な場合は、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用などを勧める。
- ・高齢者に対する貸付では、相談窓口となる市町村社協において、契約能力及び貸付の理解力が十分にあるかどうか、申込書の筆跡等も含め面談時に確認してもらっている。
- ・緊急小口資金においては、一部の要件を除いて年齢制限を設けておらず、高齢者世帯にも柔軟に使えるように設定をしている。加えて、今年10月より貸付要件や提出書類を大幅に緩和し、市区町社協の判断で柔軟に対応できる取組みを始めた。

2. 市区町村社会福祉協議会アンケート調査結果

(1)回収状況

調査対象とした人口1万人以上の市区町村社協(1,357カ所)のうち、868カ所から回答があった(回収率:64.0%)。回答のあった市区町村社協の人口規模別割合は、以下のとおり。

図表IV-2-1 回答のあった市区町村社協の人口規模別割合

	件数	%
1万人以上5万人未満	412	47.5%
5万人以上10万人未満	185	21.3%
10万人以上30万人未満	199	22.9%
30万人以上	72	8.3%
合計	868	100.0%

(2)調査対象の概要

①貸付決定件数(人口規模別)

平成29年度における貸付決定件数は、全体平均が20.7件であり、内訳としては、緊急小口資金と教育支援資金が多く、うち福祉費は平均5.7件となっている。さらに福祉費の内訳をみると、「⑫その他」が最も多く、全体平均では4.97件となっている。

貸付件数は、人口規模により差がみられ、アンケートに回答のあった社協のうち人口規模別の割合が47.5%と最も高い「1万人以上5万人未満」では平均4.7件、次いで構成割合の高い「10万人以上30万人未満」では30.9件、さらに人口規模が大きい「30万人以上」では88.6件と幅がある。

図表IV-2-2 貸付決定件数(平成29年度)

	平成29年度				
	貸付決定件数(合計)				
	1)総合支援資金	2)福祉費	3)緊急小口資金	4)教育支援資金	5)不動産担保型生活資金
平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	
1万人以上5万人未満	4.7	0.4	1.8	3.7	2.4
5万人以上10万人未満	13.1	1.2	3.8	7.8	5.6
10万人以上30万人未満	30.9	1.7	5.5	10.9	16.8
30万人以上	88.6	9.0	28.8	52.8	44.5
全体	20.7	1.7	5.7	10.8	10.4

福祉費内訳

	福祉費											
	①生業費	②技能習得費	③住宅改修費	④福祉用具	⑤障害者自動車購入費	⑥療養費	⑦介護サービス等経費	⑧災害援護費	⑨冠婚葬祭費	⑩住宅移転経費	⑪職業・技能支度費	⑫その他
	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)
1万人以上5万人未満	0.05	0.15	0.09	0.02	0.17	0.14	0.00	0.02	0.04	0.24	0.05	1.06
5万人以上10万人未満	0.07	0.24	0.23	0.06	0.29	0.46	0.04	0.04	0.11	0.68	0.09	1.36
10万人以上30万人未満	0.28	0.56	0.16	0.13	0.45	0.16	0.01	0.03	0.09	1.17	0.16	2.95
30万人以上	0.37	2.95	0.86	0.38	2.65	3.31	0.05	0.15	0.53	5.89	1.76	35.32
全体	0.14	0.51	0.21	0.09	0.50	0.50	0.02	0.04	0.11	1.10	0.24	4.97

②「福祉費」における高齢者(65歳以上)への貸付実績

平成30年度(※4月～9月末)における貸付決定件数は、全体平均が7.66件となっている。うち、福祉費は4.27件であり、その中で高齢者(65歳以上)が借受人本人となり貸付を行った件数は、平均1.10件であった。

人口規模別に約半年間での福祉費に占める高齢者への貸付件数をみると、「1万人以上5万人未満」では平均0.3件、「5万人以上10万人未満」で0.7件、「10万人以上30万人未満」で1.5件、「30万人以上」で5.8件となっている。

図表IV-2-3 相談件数・貸付決定件数、うち平成30年の4月から9月までの6ヵ月間の貸付ケースの状況

	平成29年度					平成30年度(※4月～9月末)				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
生活福祉資金に関する延べ相談受付件数※	788	385.88	18,495.0	0.0	32.16	792	194.70	10,190.0	0.0	32.45
貸付決定件数(合計)	718	20.74	832.0	0.0	1.73	703	7.66	209.0	0.0	1.28
1) 総合支援資金	678	1.73	290.0	0.0	0.14	669	0.96	292.0	0.0	0.16
2) 福祉費	691	5.74	761.0	0.0	0.48	745	4.27	780.0	0.0	0.71
① 生業費	643	0.14	22.0	0.0	0.01	649	0.06	10.0	0.0	0.01
② 技能習得費	647	0.51	84.0	0.0	0.04	647	0.17	48.0	0.0	0.03
③ 住宅改修費	651	0.21	29.0	0.0	0.02	644	0.17	37.0	0.0	0.03
④ 福祉用具	637	0.09	11.0	0.0	0.01	639	0.05	7.0	0.0	0.01
⑤ 障害者自動車購入費	651	0.50	97.0	0.0	0.04	654	0.29	54.0	0.0	0.05
⑥ 療養費	654	0.50	162.0	0.0	0.04	650	0.17	35.0	0.0	0.03
⑦ 介護サービス等経費	632	0.02	3.0	0.0	0.00	635	0.01	2.0	0.0	0.00
⑧ 災害援護費	635	0.04	3.0	0.0	0.00	643	0.06	9.0	0.0	0.01
⑨ 冠婚葬祭費	644	0.11	12.0	0.0	0.01	644	0.05	5.0	0.0	0.01
⑩ 住宅移転経費	665	1.10	249.0	0.0	0.09	661	0.58	163.0	0.0	0.10
⑪ 職業・技能支度費	640	0.24	85.0	0.0	0.02	641	0.14	62.0	0.0	0.02
⑫ その他	696	4.97	1,721.0	0.0	0.41	703	4.14	1,291.0	0.0	0.69
3) 緊急小口資金	764	10.78	1,040.0	0.0	0.90	757	5.15	592.0	0.0	0.86
4) 教育支援資金	748	10.44	495.0	0.0	0.87	703	1.87	53.0	0.0	0.31
5) 不動産担保型生活資金	654	0.69	78.0	0.0	0.06	664	0.39	60.0	0.0	0.06

※電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談(単なる問い合わせを除く)も含む。

②平成30年の4月から9月までの6ヵ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者(65歳以上)が借受人本人となり貸付を行った件数

	高齢者に対する「福祉費」貸付件数				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
全体	840	1.10	40.0	0.0	0.18

≪人口規模別≫

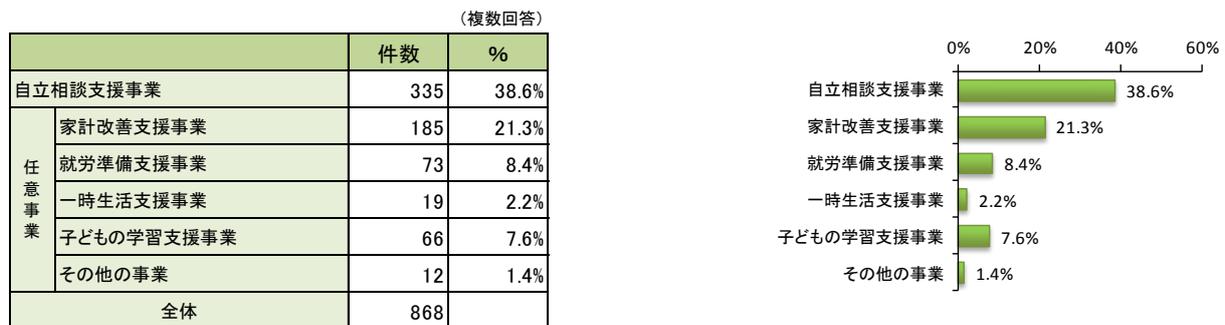
	回答数 (カ所)	平均(件)	1か月あたり 平均(件)
1万人以上5万人未満	401	0.3	0.04
5万人以上10万人未満	179	0.7	0.12
10万人以上30万人未満	188	1.5	0.24
30万人以上	72	5.8	0.96
全体	840	1.10	0.18

③生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況

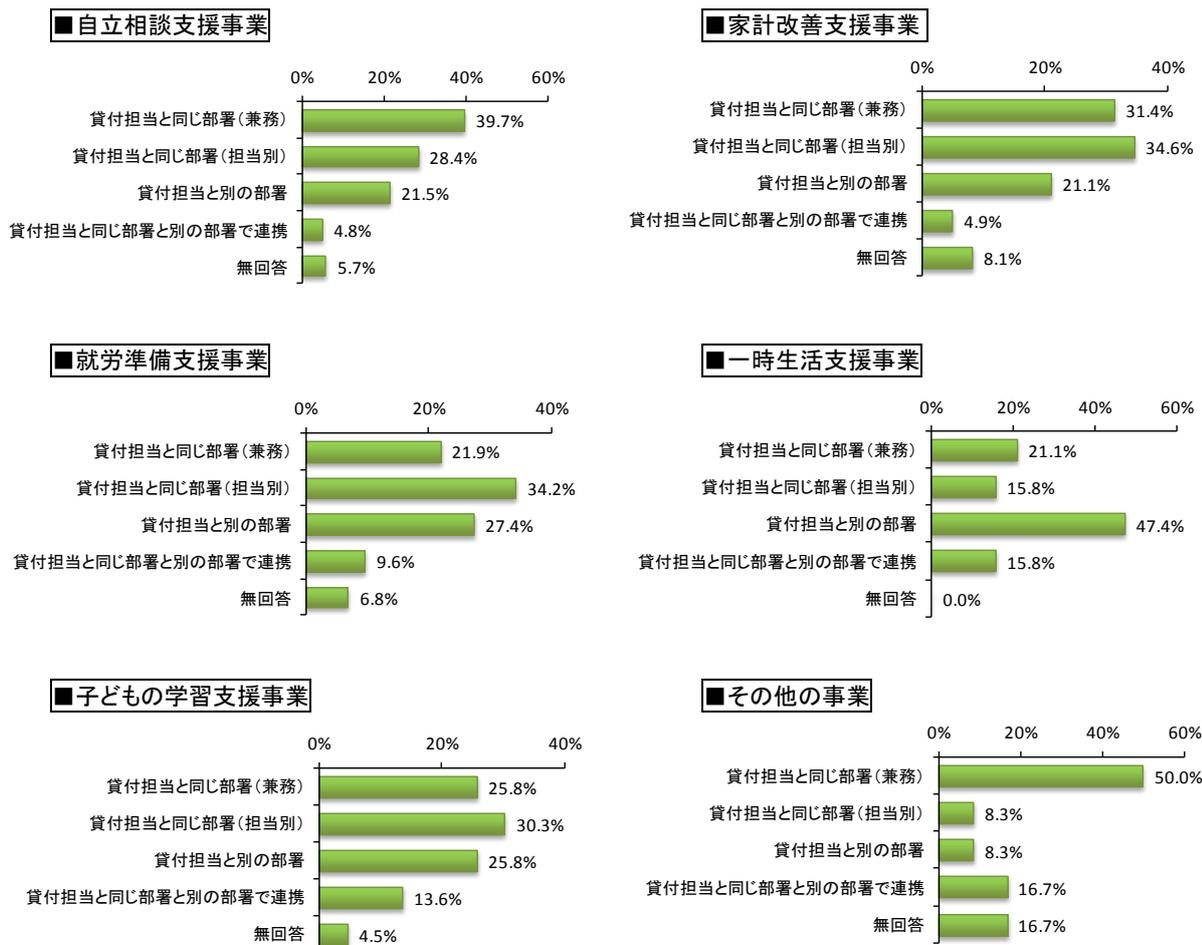
生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況は、自立相談支援事業が38.6%と最も多く、次いで家計改善支援事業が21.3%となっている。

事業ごとに、貸付担当と事業を実施している部署の関係性をみると、一時生活支援事業を除き、「貸付担当と同じ部署」（兼務または担当別）が半数以上を占める。

図表IV-2-4 受託している生活困窮者自立支援制度関係事業



図表IV-2-5 生活困窮者自立支援制度関係事業を受託している場合、事業を実施している部署



(3) 年金担保貸付制度の廃止に伴う影響について

① 高齢者からの生活費の不足等の困りごとや貸付に関する相談状況の変化

年金担保貸付制度の廃止計画が出された平成25年頃から現在にかけて、高齢者からの生活費の不足等の困りごとや貸付に関する相談状況の変化についてたずねたところ、「ほとんど変化なし」が74.3%であり、「相談は増えている」は19.0%であった。

ヒアリング調査により都道府県社協及び市区町村社協におおまかな実感をたずねた際にも、貸付への相談の増加など具体的な影響はまだないという意見が多く、現段階では大きな変化はみられていないようである。一方、人口規模別にみると、「10万人以上30万人未満」「30万人以上」の人口規模の大きい地域の社協では、「相談が増えている」と回答した割合が高くなる傾向にあり、地域的にも影響がみられる度合が異なっていることがうかがえる。

図表IV-2-6 高齢者からの生活費の不足等の困りごとや貸付に関する相談状況の変化



② 年金担保貸付制度廃止後の、高齢者による生活福祉資金貸付制度の貸付ニーズへの影響

今後、年金担保貸付制度が廃止になった場合の生活福祉資金貸付制度への利用ニーズや貸付相談への影響についてたずねたところ、「やや影響があると思う」が最も多く48.4%、次いで「あまり影響がないと思う」が16.0%、「大きな影響があると思う」が14.7%であった。

上記①の相談状況の変化と同様、人口規模の大きい地域の社協において、「大きな影響があると思う」と回答した割合が高くなる傾向にある。

図表IV-2-7 年金担保貸付制度廃止後の、高齢者による生活福祉資金貸付制度の貸付ニーズへの影響



(4)高齢者に対する生活福祉資金の貸付に関する課題等

高齢者に対する生活福祉資金の貸付について、貸し倒れリスク等、課題と感じていることや、対応に苦慮している点、審査に際して留意している点などを自由記載により尋ねたところ、主に以下のような意見があげられた。

1) 高齢者の貸付相談者の状況とその対応に関すること

- ・単身高齢者の増加により、収入が減少している世帯が増加している。
- ・高齢者で相談にみえる方は、収入が国民年金のみで、しかも満額受給しておらず、慢性的に生活費が不足しており生活福祉資金に該当しない（返済の見通しが立たない）場合が多い。
- ・生活福祉資金は、世帯の生計中心者への貸付となるが、高齢者夫婦のみの世帯が大半であり、貸付は厳しい状況である。
- ・相談に来られる時点ではおおむね滞納、借金、自転車操業、低収入及び無収入となっておられる。生活改善等の支援から始めなければならない。
- ・家計をうまくやりくりできない方が多く、家計相談が必要なケースが増えている。
- ・資金に困っている人は、他債務（カードローン等）を借入れているケースも多く、正常に返済履行されるのか不安なケースがある。
- ・複数の債務を抱えており総量規制上貸付が難しい方、貸付のルールを理解に不安がある方、貸付対象の年齢上限に引っかかってしまう方などがおり、生活福祉資金の利用を勧められない方が相談に来られる。また、上記の様な方に生活保護や債務整理などを勧めても、本人はあまり乗り気ではなく生活の立て直しに不安がある。
- ・年齢的に就労が難しく、低所得世帯ではあるが生活保護を受給するのは難しい高齢者への相談対応。
- ・通院やアパート代の更新、修繕費など通常の生活費以上に支出がある場合「生活が苦しい」と相談に来ては貸付を希望している。体調も良くないため、就労も出来ず。生活保護にならないギリギリの生活をされている人の相談について課題と感じている。貸付を希望し、相談される人で多いのが困窮して明日の生活もままならない、その状態になってからの相談。
- ・来所する高齢者の中には一時的にお金が足りないので貸してほしいという相談があるが、収支を確認すると恒常的に不足しており、生活保護にはならないが貸付の対象でない要保護状態のケースが多い。このような世帯に対し貸付を行った場合、償還が困難であり相談者の生活を圧迫することになるため貸付は行っていないが、貸付目的で来所をしているため貸付を受けられないとなるとその時点で他の支援も拒否され関係が途切れてしまう。
- ・65歳以上の高齢者および高齢者世帯への生活福祉資金（福祉費）の貸付は原則連帯保証人の設定が必要なため、身寄りのない低所得の高齢者には貸付自体が有効な手段と成りえない。同様の理由から地域包括支援センターから入る家族、親族の金銭的支援が難しい単身高齢者の相談のほとんどが貸付対象外となっており、生活保護の受給を見越した支援になりやすく高齢者の自立支援としては機能しにくい一面がある。
- ・相談時点で家計が苦しく、中には自転車操業になっている方が多い。年金受給額が少なく、生活福祉資金を貸付したとしても返済することが明らかに困難な方が多いため、結果として貸付に至らない。これらのことから、生活福祉資金の貸付が支援の選択肢にならないため困ることが多い。
- ・本人の生活に浪費があるわけでもなく、親族等が抱えている経済的負担を自らの責任として捉え

て代償としている場合があり、対応できない。

- 資金需要が緊急かつ一時的なものでないケースが多く、貸付要件の対象とならないことがある。
- 過疎化の進む地方地域において独居高齢者が多く、貸付申請において連帯保証人の確保が難しく、貸付を断念されることもここ数年増加してきた。現在は地域とのつながりの中で、少額を借用しているケースも見受けられる。そのため、日常生活支援事業への移行も増える可能性がある。
- 高齢者の相談は主に男性の単身世帯が多く、収支のやり繰りを聞くと普通に生活をしていれば十分に生計を維持できると思われるが、負債を抱える世帯が多く、そのために生活困窮になっているケースもよく目にする。年金収入に比較的余裕のある世帯であっても、就労収入があり世帯収入の高かった時の生活水準が下げられないで生活困窮する方が一方、年金自体が少なく、慢性的な生活困窮世帯の方もいる。

2) 償還に関する課題

- 年金のみで家計が成り立っている高齢者世帯の場合、年金額が上がらなければ償還は厳しいと考える。
- 生活福祉資金貸付には、年金担保貸付制度のような担保が無いため、償還が順調にいかなかった場合のリスクが高い。高齢者の場合、就労による増収を見込めるケースは少なく、一定の年金収入のみの世帯、若しくは無年金の場合もあり、償還計画が立たないケースが多い。
- 高齢者世帯で将来的な収入増が見込めない中、支出増の懸念（特に医療・介護への負担増）があり、償還期間内に世帯状況が大きく変化する可能性がある。
- 保証人を含め高齢化に伴い、入院や死亡等もある。（償還が困難となる可能性が高い）
- 最も課題になっていることは、償還（返済）が難しい方が多いこと。例えば、年金があってもギリギリの生活の方や年金が無くアルバイト賃金で生活を維持している方など、借りても返済に充てる余裕がない方も少なくない。たとえ貸付が出来る環境が整っていても、借り入れ申し込み者が償還中に死亡するリスクもありえる。生活保護に該当しない方は、生活困窮自立相談支援事業へつなぐ他ないと思われる。
- 就労収入と年金で生計を成り立たせている世帯では、いずれ就労収入が亡くなる事は確実で、年金だけで生計が維持できないと償還は厳しい。貸付の際に就労収入も含めて償還計画を立てると、就労できなくなった時点で償還は滞ってしまう。しかし、いつまで就労できるのか貸付の際に判断できない。貸付だけではなく、他の制度（生活保護等）の利用も含め検討する。
- 70歳までに完済しなければならないルールがあるため不安。
- 75歳までに貸付金の償還を完了することが申請の条件となっており、年齢で相談を受付できない事もある。治療による復帰が見込めない療養費の貸付希望など申請対象にならない相談がある。
- 国民年金の受給の高齢者は受給額が毎月4~6万円前後で、夫婦で受給しなければ毎月の生活も維持できない事が多く、生活福祉資金の借入れ申込相談者の大半を占める。しかし、償還が見込めず生活福祉資金の貸付要件に該当しないため、相談を受けても貸付対応ができず、生活保護手続きにつなげる事が多くなっている。
- 年金収入のみで生活している高齢者（65歳以上）が貸付を申請するという事は、預金もなく月々の生活もギリギリの方が多く、返済の見込みが立ちにくいと、償還のリスクは大きいと考える。一時的に生活費が不足し、困っているというようなケースであれば、フードバンクなどを利用し、出来るだけ生活福祉資金の貸付を使わずに生活再建を考える事が重要ではないかと考える。

2) 判断能力に関する課題

- ・理解力不足、精神疾患を患った高齢者数も年々増え、制度の理解すら難しい状況になってきた。
- ・制度の煩雑さもあり、対象要件や対象外についての理解を得るのが難しい。高齢のため認知症なども疑われる。
- ・本当に制度を理解できているかが懸念される。また今後の判断能力の低下のおそれ。
- ・説明したことを忘れてしまうということが度々見受けられる。
- ・面談中の言動から、明らかに認知能力や理解力の低下が伺える場合、それが理由で貸付を行なうことが出来ない旨を本人に上手く伝えることが難しい。
- ・住宅改修費用貸付実施後、若干の認知症の症状が見受けられるようになり、ある程度親族の支援も受けてはいるが、償還に遅れがみられる。
- ・高齢者に制度を理解していただくことは難しく、同じ説明を数回するときがある。対象になる可能性があるかどうかを理解しやすいフローチャート式の説明書があるとよい。

3) 高齢者をサポートする仕組みの必要性

【連帯借受人、連帯保証人を立てられない】

- ・都道府県社協より福祉費の申請を行う際は連帯保証人を立てるように指導されており、近隣に親族がいない等の理由で申請を諦めるケースがある。
- ・連帯保証人が定職に就いておられるか、直近の収入が確認できるものを提示していただくなどしているが、貸付を希望される方のほとんどが身近に相談できる相手がおられない。(連帯保証人を立てられない)
- ・日常生活上一時的に必要な経費（生活保護世帯向けエアコン購入資金等）など連帯保証人がなくても借り入れ申し込みができるが、他の福祉資金については65歳以上の場合は保証人設定が必須の為、保証人が立てられず申込みを断念されるケースがある。高齢化社会であるので、保証人必須年齢を70歳位に引き上げる必要があるのではと考える。
- ・福祉費は要件上、連帯保証人が必須となっておりハードルが高い。子供が無く夫婦で老後に入り、一方が入院生活を余儀なくされた場合など貸付申請ができない。

【高齢者の自立生活のサポートとあわせた貸付の必要性】

- ・特に賃貸物件に住む1人暮らし高齢者には、町内会、自治会に加入しておらず、地域社会から孤立している方がいる。
- ・必要に応じて地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業等につないでいるが、継続的な関わりが難しい方が多くいる。
- ・福祉費の申請には、原則的には民生委員との面談が必要であるが、「人に知られたくない」という意思を持つ相談者は民生委員や地域住民との関わりを拒む場合がある。
- ・単純に資金の貸付を行うだけでは、本人の自立につながらないケースが見られる。収入（年金等）が少ない事や、病気や介護の問題、家計のやりくりが上手く出来ない等、複合的な要因から生活支援の必要性を感じるケースもある。
- ・相談者は恒常的に生活費が不足している場合が多く、また独居高齢者である事が多い。貸付だけの一時しのぎ的な支援にならないよう、見守り等を考えた支援の組み立てが必要。

- ・相談者は多重債務に陥っている事が多く、生活困窮者自立支援制度の相談窓口や法テラス、他団体による現物給付やフードバンク等、様々な社会資源を活用しないと対応が困難である。
- ・当会へ相談がある高齢者の貸付希望者は相談支援を続けていく中で、結果として収支バランスが取れずに貸付に至らないケースがほとんどである。年金担保の場合は年金機構からの直接回収であるため償還に関するリスクはないが、今後その穴埋めを生活福祉資金で行う場合は、金融機関からの借入が否決の高齢者が前提であり、貸付審査も厳しく、年金担保は利用出来たが生活福祉資金は利用出来ない方が多くなる懸念がある。また高齢者で長期間の貸付を実行した場合、高齢であるが故の体調の変化等も勘案しなければ、安定した返済へはつながらない。そうなった場合の償還業務はかなりの苦慮があると思える。貸付と同時に、そもそもの生活力の向上を図った制度の利用が条件となれば、多少の審査緩和も出来ると思う。
- ・内情は、生活保護水準ぎりぎりの年金額で「借金をする」という選択より先に食費・医療費・介護保険料・介護保険サービス利用料・国民健康保険料（後期高齢）を「節約」して、セルフネグレクト状態になっていることが多い。また、このくらいの世代の方の中には一時的に余裕のある生活をされていた方も多いため、いざ困窮状態に陥っても親族、ましてや他人に相談するという事を「恥」として、問題が複合的かつ困難になっても相談しようとしてくださらない。自分でなんとかしようとされる世帯ほど、親族や子どもに相談できない事情を抱えておられる事が多い（孤立）。早急に相談につながってもらえるような仕組みが必要である。
- ・子どもに迷惑をかけたくない、心配するので言いたくないとの思いから、連帯保証人とする事を拒まれ、自身で何とかしようとする人が多いように感じる。年金担保では、信用保証制度があるため、子どもや友人を連帯保証人にする事なく、周囲に相談や迷惑をかけずに、目の前のお金の問題をクリア出来る。相談者は目の前のお金の問題をクリアすれば解決していることが多いが、実際には本人や家族を取り巻く全体で問題を捉える必要がある。しかし、貸付制度の利用が難しいと分かるとこちらの提案や助言をあまり受け入れてもらいにくい傾向があり、自身で何とかしようと抱え込まれたり、安易に年金担保を利用する事が課題。

4) 申請手続き等の負担

- ・身体機能や認知機能の低下により、貸付の手続きが困難とを感じる場合がある。（足が悪く複数回の来所が難しい、必要書類の準備等に援助や配慮の必要性があるなど）
- ・生活福祉資金について相談・申請したいが、窓口まで行けないという相談者が増えてきている。
- ・相談者の多くは精神障がいや認知症及び身体障がいの方でもあり、契約の有無の判断や借入についての説明、相談者に対する聞き取りにも時間を要するケースが多くなっている。
- ・生活福祉資金の関係書類については借入申込人が書類について理解が出来ないことも多い。借入申込人にわかるような書類、簡易な支払い方法について関係各所に依頼している。現在は借入申込人などに対して理解できるように市町村担当者により別途様式を作成し、対処している。
- ・生活福祉資金は、本人確認及び世帯の収入状況のわかる書類、費用の詳細についての確認書類など、申請書類が多く、高齢者にとっては書類を揃えていくだけでも大変な作業である。
- ・健康維持等の理由であっても、本人が我慢してしまったり、申請にかかる手間を煩わしく思う等により、申請に至らないことがある。

5) 貸付が難しい場合の対応

- ・返済能力がない、そもそも対象となる貸付種別がない等、高齢者に対して該当の生活福祉資金がほぼなく、社協独自の貸付事業で対応することが多い。
- ・生活福祉資金は、65歳以上は連帯借受人が必須であることや、貸付できる項目や理由にかなり制限があるためほとんど貸付に結びつかない。話を聞くと必要な資金であるのに貸せない、といつも歯がゆい思いをしている。「他に方法は？」と聞かれても年金担保以外に案内できるものがない。
- ・「生活保護にならないように」頑張っている世帯や、福祉事務所に相談に行っても生活保護にならないといわれる人も多く、急な出費等による資金需要が生じてても何も協力できないのが現状。
- ・慢性的な困窮状態であるものの、本人にその自覚がない、またはそれを認めようとしない等の理由で適切な支援に結びつかないことがある。(貸付では問題解決に至らないケース)
- ・早急に書類を揃えることが出来ても、入金まで1ヵ月以上かかるため、申請を断られるケースが多く、市独自の貸付制度や社協の食糧支援事業などすぐに対応可能な他の事業で対応していることが多い。
- ・相談につながった時には所持金が少なくなっていたり、ライフラインがとめられていたりと緊急を要する状態になっており、生活福祉資金の審査を待つことが出来ない。
- ・手持ち金が底をついて初めて相談にみえられる方もおり、申請から貸付金振込みまでの期間をつなぐ方法がないことが課題と感じている。
- ・年金のみの収入で、今後収入の増加を見込むこともできないが、生活保護は拒否している高齢生活困窮者への対応。

6) 不動産担保型生活資金

- ・リバースモーゲージに関する問い合わせがあるが、土地評価額の要件で対象外になってしまう事が多い。土地評価額の要件を緩和してもらえると使いやすくなると思われる。
- ・リバースモーゲージの相談が多くなってきたが、貸付利用に至るケースが少ない。高齢化が進んでいる当市では不動産を利用し貸付にて、老後の生計維持につなげようと検討されている世帯の増加が見込まれる中、貸付要件がハードルとなり貸付利用まで至らないのではないかと危惧する。
- ・リバースモーゲージ利用世帯の借受人死亡に伴い、同居する妻に貸付契約を継承する手続きに時間を要し、手続き期間中、一時的に生活保護受給への切り替えが必要となるため、手続きの簡素化、迅速な対応を求めたい。
- ・高齢者で活用できる土地がある場合は、不動産担保型生活資金の利用を促す機会が増えると思うが、今まで貸し付けた実績がないため、効率よく事務が行なえるか不安である。
- ・リバースモーゲージで債務者が亡くなった後に不動産売却して債務回収する事を考えると、家族または親族など推定する相続人の確実な理解と協力を得ておくことが難しいと考える。
- ・借受人が亡くなった場合は連帯保証人の推定相続人が不動産を売却し返済するが、現在地価が下落しているため、元本割れの恐れがあり返済できない場合の対処が今後の課題である。

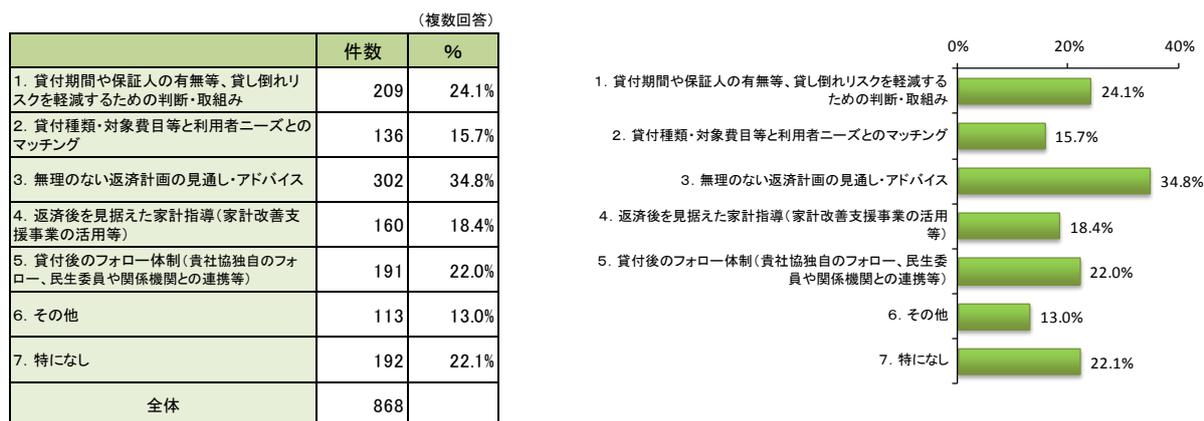
7) その他

- 過去には、高齢者の貸付相談はあったが、近年高齢者の貸付相談はあがっていない。自立相談支援事業受託後、生活困窮者自立支援事業担当窓口から、地域包括支援センター、福祉課等必要な窓口、支援に繋がっていると思われる。そのため、資金に困ったからすぐに生活福祉資金貸付窓口に相談ではなく、生活福祉資金の相談につなげた方がよいと判断された相談者（高齢者）が窓口につながるため、相談件数は減少したものと考えられる。
- 年金収入（課税世帯）のある単身高齢者で、家族とは疎遠、他制度の利用は希望しないが家計に問題がある方、また、年金担保貸付の返済により、やりくりができず年金受給するまでの1ヵ月間の生活費がない等の理由により、当会の3万円を限度に貸付けする、小口資金の借入れ相談が増えている。
- 本人よりもケースワーカーやケアマネジャーからの問い合わせが増えてきている。対象となるか聞かれても詳細を確認しなければ判断できないため、苦慮している。担当課などに制度の説明が足りず、対象とならないケースも紹介されてしまう。
- 年金担保貸付制度の廃止計画に伴い、銀行から生活福祉資金を紹介されることが増えているが、年金担保貸付と同様に安易に借りられると思われるため、本資金の趣旨を理解いただけずトラブルとなることもある。
- 相談に来られたときはすでに生活保護にならざるをえないような状況。もっと早く声を出せる地域づくりが課題。

(5) 課題に対応するための取組

高齢者に対する生活福祉資金の貸付について、前述（４）で回答したような課題に対応するため、工夫している取組等としては、「無理のない返済計画の見直し・アドバイス」が34.8%と最も多く、次いで「貸付期間や保証人の有無等、貸し倒れリスクを軽減するための判断・取組み」が24.1%、「貸付後のフォロー体制（貴社協独自のフォロー、民生委員や関係機関との連携等）」が22.0%、「返済後を見据えた家計指導（家計改善支援事業の活用等）」が18.4%となっている。

図表IV-2-8 高齢者に対する生活福祉資金の貸付についての課題に対応するための取組工夫



また、工夫している取組み等について具体的に記載いただいたところ、次のようである。

1) 生活全般にわたる課題把握、アセスメント

- ・ 相談者のこれまでの職歴や生活歴、相談に至った背景など、貸付ニーズを具体的に確認し、自立に向けた支援のために貸付が妥当かどうか判断する。
- ・ 相談者の状況をしっかりと把握し、貸付の対象となるか、貸付によって自立が見込める状態にあるのか、他の制度等に該当しないかを一緒に考え、貸付の対象とならない場合であっても、困りごとの解消や軽減を図ることができるよう心掛けている。
- ・ 本人の負担を少なくするため（借金を背負わせないように）貸付を行わなくて済む方法や、最低限の借入で済むよう、相談者と話し合いながら進め、状況に応じて、関係機関へ繋ぐなどの対応を行っている。（食料支援、日常生活自立支援事業、生活保護など）
- ・ 貸付を行う上で自立に向けた相談支援や家計改善が不可欠だと判断した場合には、自立相談支援事業や家計改善支援事業の利用を併用して相談支援を行う。
- ・ 生活福祉資金は貸付までの時間が長い事もあり、貸付を希望する方の望み通りすぐに貸付できるものでもないため、無理に借りるのではなく、生活保護や債務整理、家族からの援助などを提案し、選択肢を狭めないようにしている。
- ・ あくまで貸付は一つのツールとして捉えて生活全般の支援へと繋げている。
- ・ 細かく状況（収支、家族関係、健康状態、その他）を聞き取り、他の制度の紹介や、貸付によらない解決ができないか等提案を行う。

2) 無理のない返済計画の見直し・アドバイス

- 貸付金額をなるべく少なくし、無理のない償還ができるよう指導・助言する。
- 生活福祉資金は貸付であり、償還の必要があるという事を認識していただくために、相談の時点でおおよその償還月額や回数（年数）を示し、収入の中で償還を含めて生活が成り立っていくかどうかを一緒に考えてもらう。本人が納得した上で申請をしてもらうように相談を受けている。
- 「貸さない」判断＝返済の負担を作らないため、現物給付で対応できる場合はフードバンク等を活用。家計を詳細に聞き取り、最小限の小口貸付（独自財源）から家計の再建を支援する。
- 貸付担当と一緒に収支を見直すことや、家計改善支援事業を活用している。支払いの優先順位を決めてもらうなど、2～3ヵ月かけて生活を見直すことで再建に向かうこともある。その間は食料支援を利用し出費を抑えている。安易に貸付をするよりは、相談者と一緒にやりくりを考えた方が、リピーターになりにくいと感じる。
- 生活困窮者自立支援法における家計相談支援事業を受託しているため、家計表を作成するなどして世帯状況（収支含め）の把握に努めている。家計表の作成を通じ、相談者世帯の抱える課題点を見つけ、相談者自らが課題を認識できるような促しを心掛けている。

3) 貸付前後におけるフォロー体制

- 返済期間中や返済後の生活が心配な相談者に対して、定期的に面談の機会を設けることで、家計の組み立てをサポートしている。また金銭管理能力が不十分な相談者に対して、日常生活支援事業や成年後見制度の利用を提案する事もある。
- 本人の同意を得られた場合、担当の民生委員につなげ、ゆるやかな見守りや、対象となる方であれば地区社協行事等への参加呼びかけ、ふれあい食事サービスの提供などのお願いをしている。
- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業（ケアマネジャー）、福祉事務所、権利擁護センターなど高齢者と関わりのある各関係機関との連携を図り、貸付後の支援を行っている。
- 貸付をしないで生活の安定が図れるように、担当地区の民生委員や地域包括支援センターへ情報提供し連携している。
- 民生委員と連携して償還開始において世帯に連絡を取り、生活状況の変化や困りごとがないか伺うと共に忘れず償還がなされているか確認している。
- 返済期間中に滞納が生じた場合は、借受人に電話や手紙等で状況を伺い、生活状況を把握しているほか、必要があれば福祉事務所や地域包括センター等の関係機関につなぐようにしている。
- 金銭管理能力に課題がある高齢者は、福祉サービス利用援助事業や生活困窮者自立支援事業に繋いでいる。また、本人の同意のもと、借入れたお金を市町村社協で預かり、分割して本人に手渡す事がある。

4) その他

- ・利用者のニーズは様々であるため、該当する費目があるのか明確に判断できないこともある。県社協には過去の事例もあるため、県社協貸付担当職員と情報を共有し、利用者のニーズに合わせた貸付の種類や対象費目等を突き合わせながら、適切な手続きを進めている。
- ・相談対応では、通常よりも時間をかけて丁寧に分かりやすく説明している。また借入申込みに必要な書類やパンフレットなどは細かい文字で書かれているものも多く、必要に応じて読み上げながら対応している。
- ・貸付に至らない人がほとんどであるため、担当地区の地域福祉コーディネーターと一緒に見守り体制を整え、必要に応じて地域ケア会議を開催する。
- ・貸付対象外のケースでも、生活に困っている場合は生活困窮者自立支援制度の窓口や生活サポート基金への案内、多額の借金がある場合は法テラスを案内する等、本人の困りごとに応じた関係機関・制度につなぐことで、支援の輪が途切れないようにしている。

3. 高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査のまとめ

都道府県社協及び市区町村社協へのアンケート調査では、これまで整理してきた現状分析結果に加え、生活福祉資金貸付制度の利用（貸付相談）が想定される高齢者の利用者像・利用実態等についてより詳細に把握するため、以下のような設問に回答してもらい、結果を集計・分析した。

(1) (2) の結果について、次ページ以降に整理する。

<p>(1) 現状の「生活福祉資金」貸付利用における実態</p>	<p>高齢者による生活福祉資金貸付制度の利用者像・利用実態(※貸付利用者データには含まれない利用者属性(性別、世帯情報、収入有無、他からの借入状況等)の把握)</p>	<p>⇒</p> <p>対象：都道府県社協</p> <p>設問：平成30年の4月から9月までの6ヵ月間の「福祉費」の貸付のうち、高齢者(65歳以上)が借受人本人となり貸付を行ったケースの概要について記載(※)</p>
<p>(2) 貸付ニーズをもつ高齢者からの相談・対応実態</p>	<p>市区町村社協の貸付窓口における高齢者からの相談状況・貸付ニーズ、貸付決定状況、相談対応における実態(貸付対象外・不承認含む)</p>	<p>⇒</p> <p>対象：市区町村社協</p> <p>設問：本調査期間内の任意の2週間の中で、お金のことで(生活費の不足、一次的な資金需要等)来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースの概要について記載</p>

(※) 生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付を除く最大10件まで

(1)現状の「生活福祉資金」貸付利用における実態

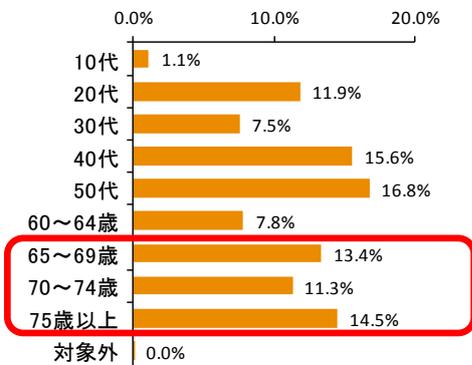
アンケートに回答のあった43都道府県社協において、平成30年の4月から9月までの6ヵ月間の「福祉費」の貸付のうち、高齢者（65歳以上）が借受人本人となり貸付を行ったケース（※生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付を除く最大10件まで）の概要を記載してもらったところ、計146ケースの回答が得られた。

この146ケースについて、生活福祉資金の貸付状況（①利用者像、②資金の利用実績）を、可能な限り年金担保貸付制度の利用状況と比較しながら、以下に整理した。

①利用者像

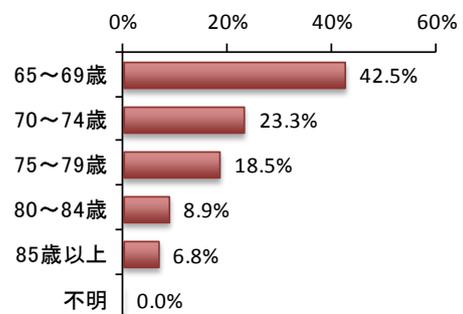
「福祉費」貸付利用者の年代
(H24～28年度、データ件数:21,190)

(基礎データ分析)



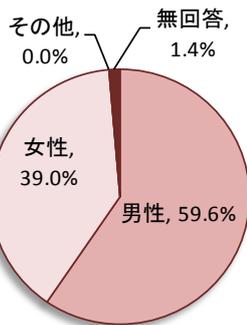
年代:「福祉費」貸付利用者のうち
65歳以上・年代別(H30年4月～9月)

(都道府県社協アンケート調査、N=146)



性別:「福祉費」貸付利用者のうち
65歳以上・性別(H30年4月～9月)

(都道府県社協アンケート調査、N=146)



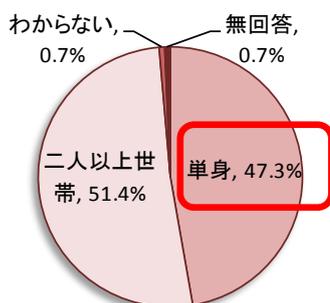
【年金担保貸付】回答者の属性(年齢・性別)

- ・「71～75歳」が28.2%で最も多く、次いで「66歳～70歳」27.1%。(76歳以上は28.7%)
- ・「男性」54.1%、「女性」45.9%

(「年金担保貸付に関するアンケート調査」調査報告書、平成28年12月、独立行政法人福祉医療機構)

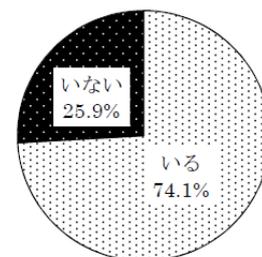
申込時の世帯情報:「福祉費」貸付利用者のうち65歳以上(H30年4月～9月)

(都道府県社協アンケート調査、N=146)



【年金担保貸付】同居者の有無

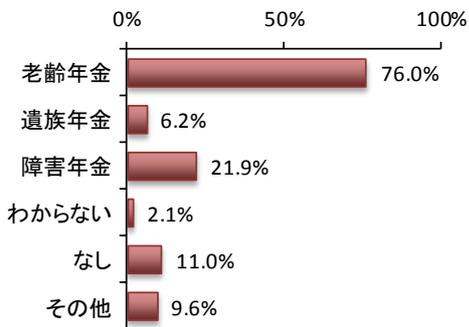
- ・同居者が「いる」74.1%、「いない」25.9%
- 図2-(1) 同居者の有無 n=3,594



(「年金担保貸付に関するアンケート調査」調査報告書、平成28年12月、独立行政法人福祉医療機構)

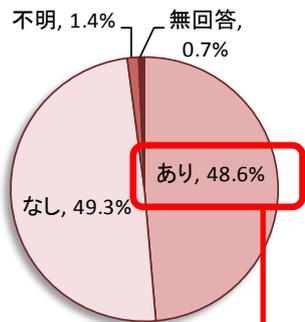
**年金の種類:「福祉費」貸付利用者のうち
65歳以上(H30年4月~9月)**

(都道府県社協アンケート調査、N=146)

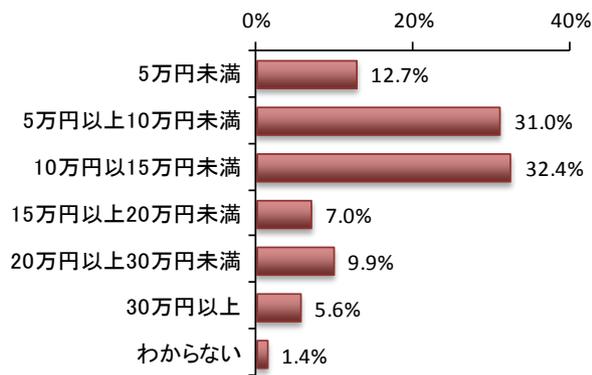


**公的年金以外の収入:「福祉費」貸付利用者のうち
65歳以上(H30年4月~9月)**

(都道府県社協アンケート調査、N=146)

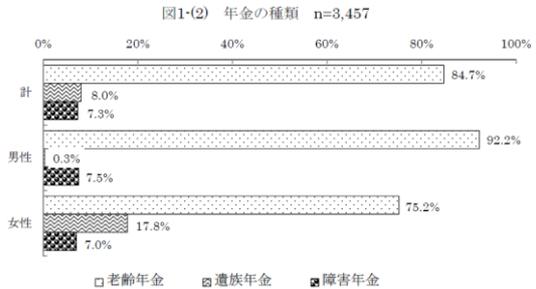


公的年金以外の収入額(月額)
(N=71)



【年金担保貸付】

・年金の種類:男女あわせて、「老齢年金」が84.7%、「遺族年金」8.0%、「障害年金」7.5%と老齢年金がほとんどを占める。



・公的年金以外の収入の有無:
「ある」が48.2%であり、公的年金以外の収入額(年間)についても、概ね生活福祉資金の利用者と収入状況は類似している

図5-(3) 公的年金以外の収入の有無 n=3,522

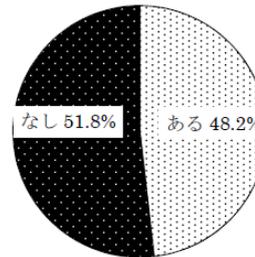
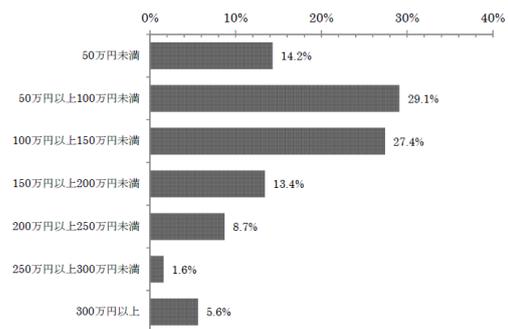


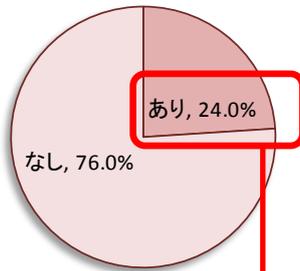
図5-(4) 公的年金以外の収入額 n=1,670



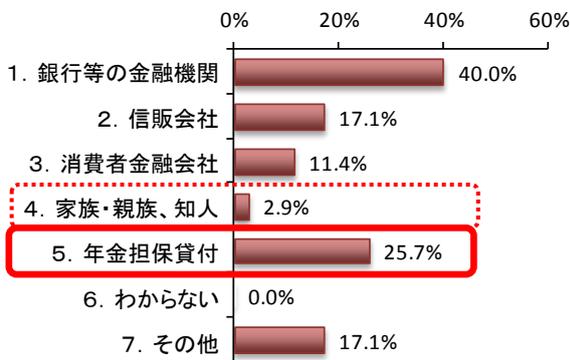
(「年金担保貸付に関するアンケート調査」調査報告書、
平成28年12月、独立行政法人福祉医療機構)

生活福祉資金以外の借入:「福祉費」貸付利用者のうち 65 歳以上(H30 年 4 月～9 月)

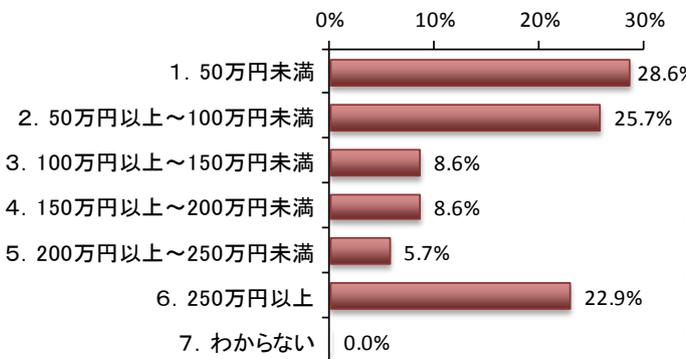
(都道府県社協アンケート調査、N=146)



■ 借入先 (N=35) ※複数回答



■ 借入申込時の負債・借入額 (N=35)



【年金担保貸付】

・年金担保貸付以外の借入状況:
「ある」が半数を占める(生活福祉資金の利用者では約 1/4)

図4-(1) 年金担保貸付以外の借入状況 n=3,616

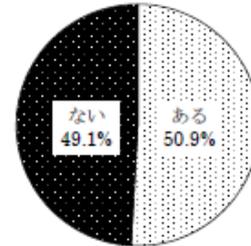


図4-(2) 年金担保貸付以外の現在の借入先 n=1,817

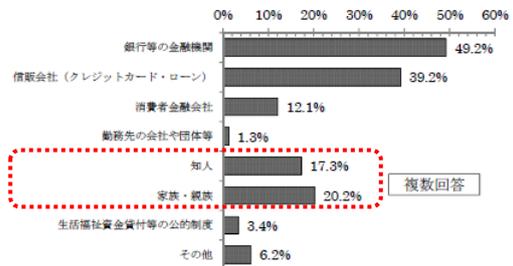
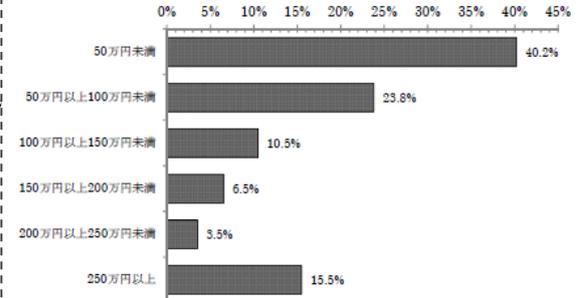


図4-(3) 年金担保貸付以外の借入金額 n=1,733



(「年金担保貸付に関するアンケート調査」調査報告書、平成 28 年 12 月、独立行政法人福祉医療機構)

＜利用者像＞

- 年金担保貸付制度の利用者と、生活福祉資金貸付制度「福祉費」の利用者は、年金受給者であることに加え、公的年金以外の収入状況や、他からの借入・負債を抱えている人が一定数いるなど、利用者像が類似している点もある。
- 今回のアンケートデータにおける両制度の利用者の相違点としては、生活福祉資金「福祉費」の利用者では、「単身者」の割合が約半数と多い(年金担保貸付の利用者では約 1/4) ことがひとつあげられる。そのことも影響してか、生活福祉資金貸付以外の借入状況「あり」の場合、「家族・親族、知人」がほとんどなく、借入先として「銀行等の金融機関」40.0%に次いで「年金担保貸付」25.7%となっている。

②資金の利用実績

「福祉費」貸付ケースのうち、65歳以上の利用者における貸付費目 ※再掲※
(H24～28年度、データ件数: 21,190)

(基礎データ分析)

	年金担保貸付		生活福祉資金(福祉費)	
	費目	構成割合	費目	構成割合
生活福祉資金 で代替可能	保健・医療	23.1%	療養費	3.9%
	介護・福祉	5.0%	福祉用具、介護サービス等経費	1.5%
	住宅改修等	18.4%	住宅改修費、住宅移転経費	16.8%
	教育	4.5%	(教育支援資金)	—
一部代替が 可能	冠婚葬祭	14.1%	冠婚葬祭費	2.5%
	事業維持	7.3%	生業費	0.5%
	生活必需物品の購入	46.0%	その他の日常生活経費	66.6%
代替不可	債務等の一括整理	18.6%	—	—

貸付費目と借入額:「福祉費」貸付利用者のうち 65歳以上(H30年4月～9月)

(都道府県社協アンケート調査、N=146)

1) 貸付費目

(複数回答)

	件数	%
1. 生業費	0	0.0%
2. 技能習得費	0	0.0%
3. 住宅改修費	23	15.8%
4. 福祉用具	6	4.1%
5. 障害者自動車購入費	24	16.4%
6. 療養費	10	6.8%
7. 介護サービス等経費	3	2.1%
8. 災害援護費	12	8.2%
9. 冠婚葬祭費	6	4.1%
10. 住宅移転経費	31	21.2%
11. 職業・技能支度費	0	0.0%
12. その他	26	17.8%
全体	146	

2) 借入額

1人あたり平均(円)	最大(円)	最小(円)
—	—	—
—	—	—
636,727	2,000,000	60,000
751,800	1,700,000	171,000
1,304,000	2,500,000	182,000
529,100	830,000	99,000
257,667	342,000	106,000
802,300	1,500,000	86,000
329,667	500,000	190,000
233,852	450,000	59,400
—	—	—
156,867	500,000	11,000

1人あたり合計金額

平均(円)	最大(円)	最小(円)
547,617	2,500,000	11,000

※都道府県社協アンケート調査では、「生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付(冷暖房設備購入等)を対象外」としている。構成割合の違いはそれに伴うものである可能性が考えられる。

<資金の利用実績>

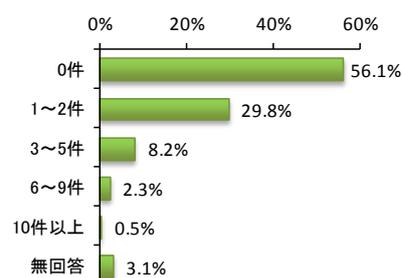
- 両制度の資金用途が類似しているとともに、高齢者による利用実績の傾向も概ね類似している。ただし、年金担保貸付では3番目に多い「保健・医療」(23.1%)に対応する、生活福祉資金(福祉費)の「療養費」は、実績データ及びアンケート調査でも利用実績が少ない。第VI章で考察するように、償還の見通しとの兼ね合いで利用に至らない可能性も考えられる。

(2) 貸付ニーズをもつ高齢者からの相談・対応実態

アンケートに回答のあった868市区町村社協において、本調査期間内の任意の2週間の中で、お金のことで（生活費の不足、一次的な資金需要等）来所により相談に来られた高齢者（65歳以上）の相談ケースの概要を記載してもらったところ、353カ所から計742ケースの回答が得られた。この742ケースについて、①高齢者の貸付相談状況、②貸付可否の状況、③貸付に至らない場合の対応状況を、次ページ以降に整理した。

図表IV-3-1 任意の2週間の中で、お金のことで（生活費の不足、一次的な資金需要等）来所により相談に来られた高齢者（65歳以上）の相談件数（総数）

	件数	%
0件	487	56.1%
1～2件	259	29.8%
3～5件	71	8.2%
6～9件	20	2.3%
10件以上	4	0.5%
無回答	27	3.1%
合計	868	100.0%



《人口規模別》

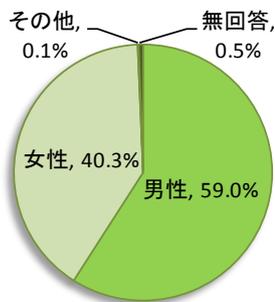
	お金のことで来所により相談に来られた高齢者（65歳以上）の相談件数（総数）			
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)
1万人以上5万人未満	395	0.48	15.0	0.0
5万人以上10万人未満	181	0.75	6.0	0.0
10万人以上30万人未満	194	1.40	12.0	0.0
30万人以上	71	2.62	9.0	0.0
全体	841	0.93	15.0	0.0

①高齢者の貸付相談状況

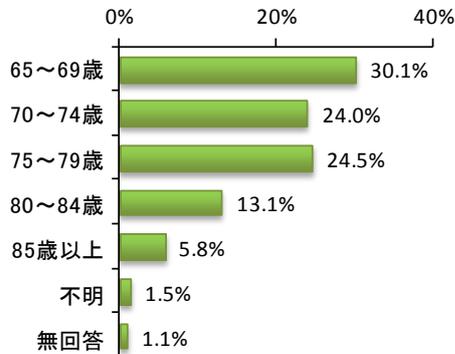
相談者の概要: 調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を設定していただき、その中でお金のことで来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースについて

(市区町村社協アンケート調査「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に記載のあった742ケース(353社協分))

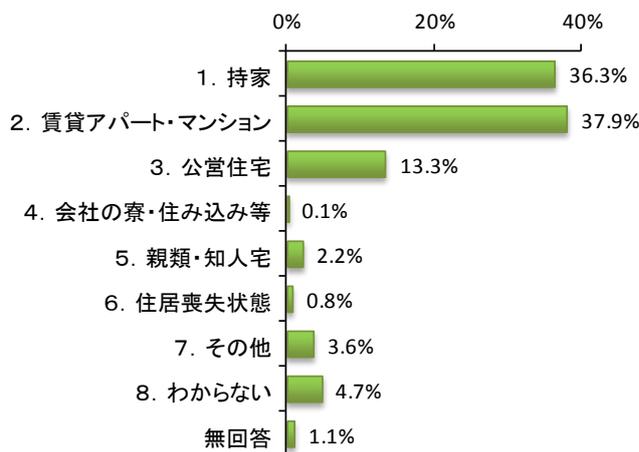
図表IV-3-2 性別



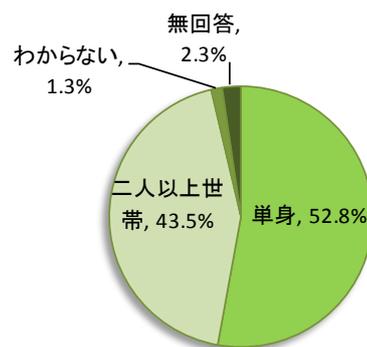
図表IV-3-3 年代



図表IV-3-4 住居の状況



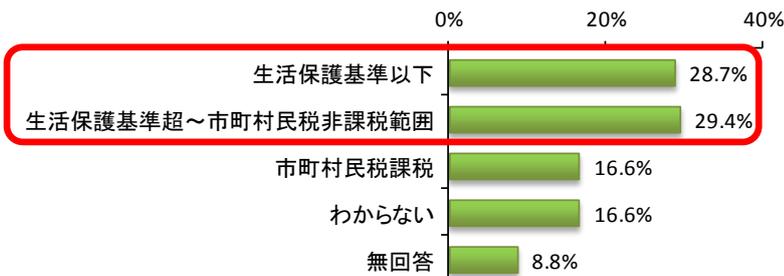
図表IV-3-5 申込み時の世帯情報



収入の状況: 調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を設定していただき、その中でお金のことで来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースについて

(市区町村社協アンケート調査「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に記載のあった742ケース(353社協分))

図表IV-3-6 世帯の収入状況



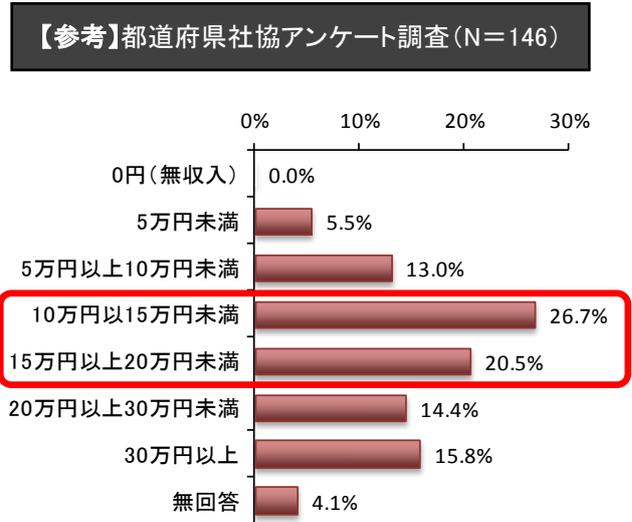
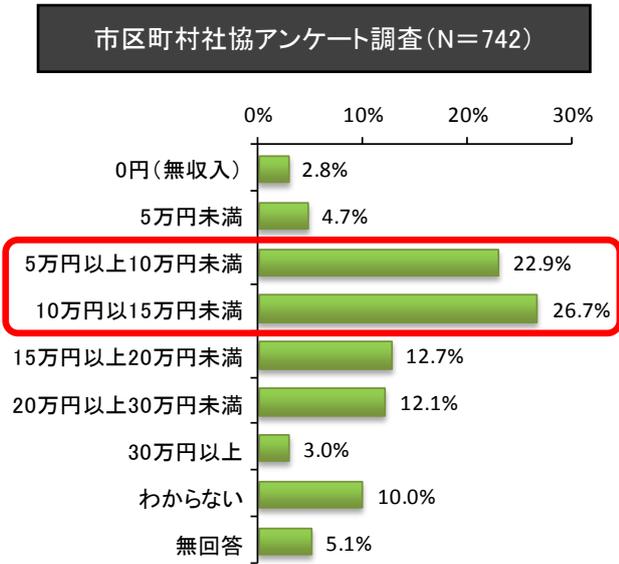
【年金担保貸付】

※参考: 市町村民税の課税状況

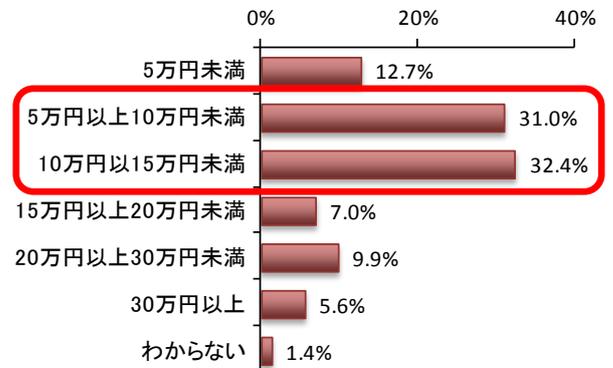
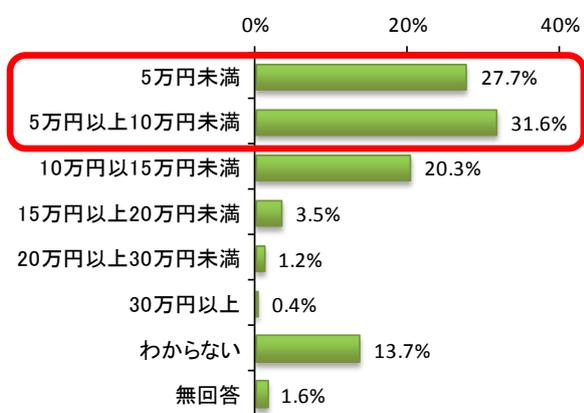
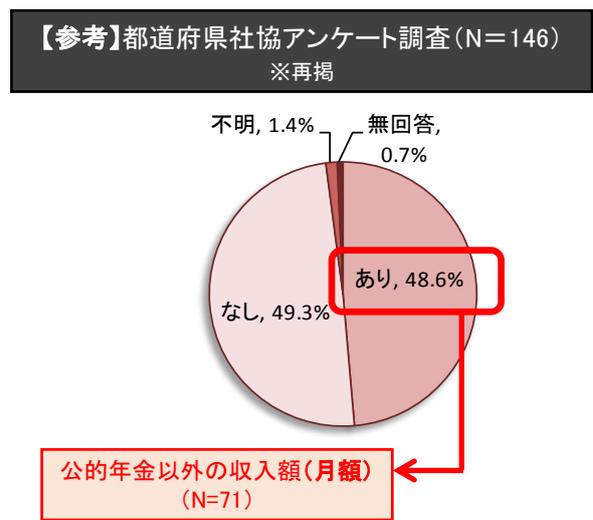
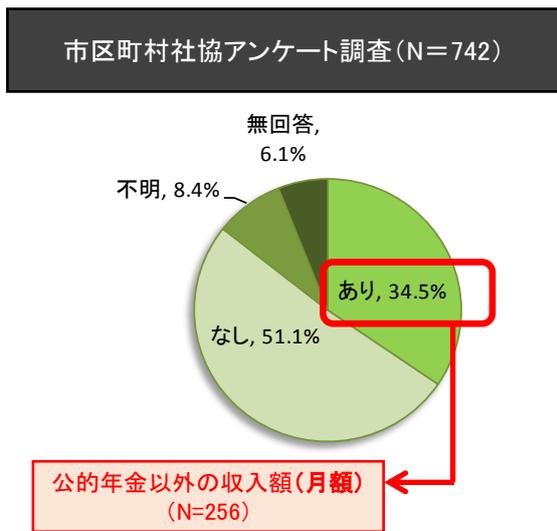
・「課税されている」53.4%、
「非課税である」46.6%

(「年金担保貸付に関するアンケート調査」調査報告書、平成28年12月、独立行政法人福祉医療機構)

図表IV-3-7 世帯収入合計(月額)

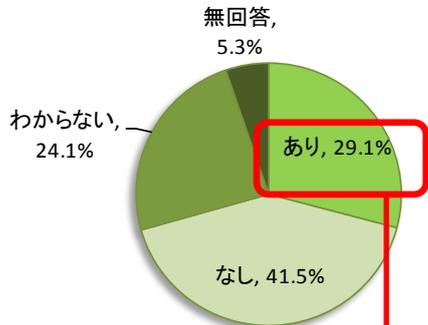


図表IV-3-8 公的年金以外の収入

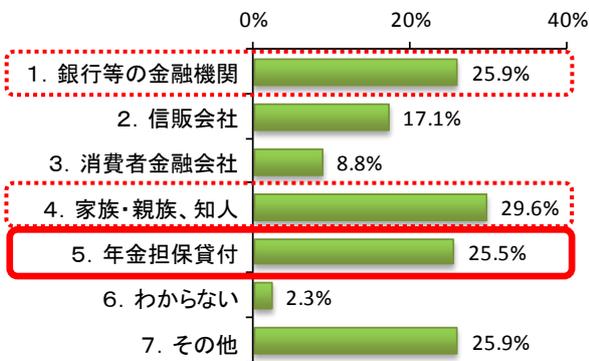


図表IV-3-9 生活福祉資金以外の借入

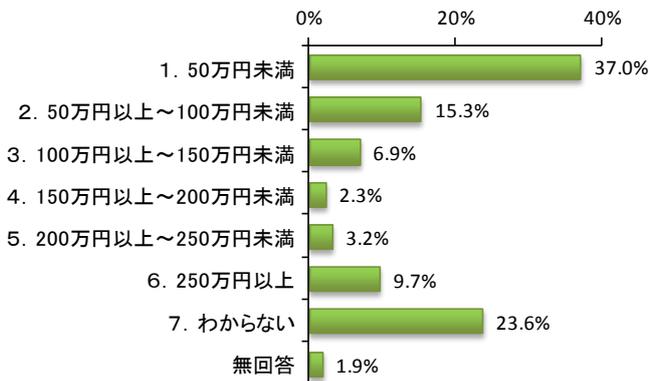
市区町村社協アンケート調査(N=742)



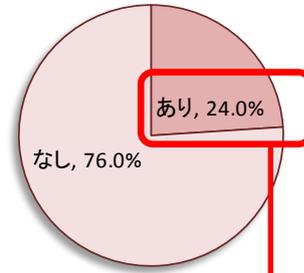
■借入先(N=216)※複数回答



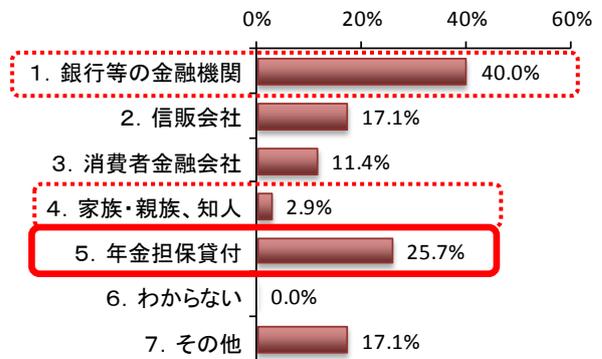
■借入申込時の負債・借入額(N=216)



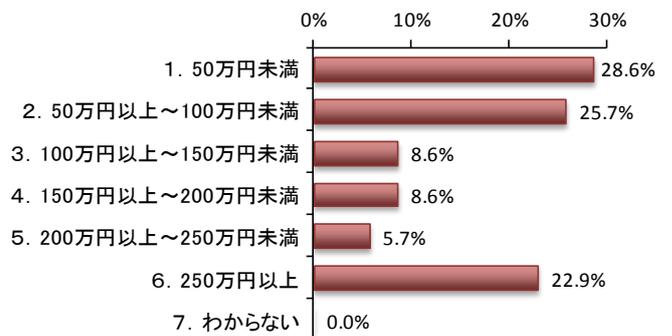
【参考】都道府県社協アンケート調査(N=146)
※再掲



■借入先(N=35)※複数回答



■借入申込時の負債・借入額(N=35)



主な相談内容：調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を設定していただき、
 その中でお金のことで来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースについて

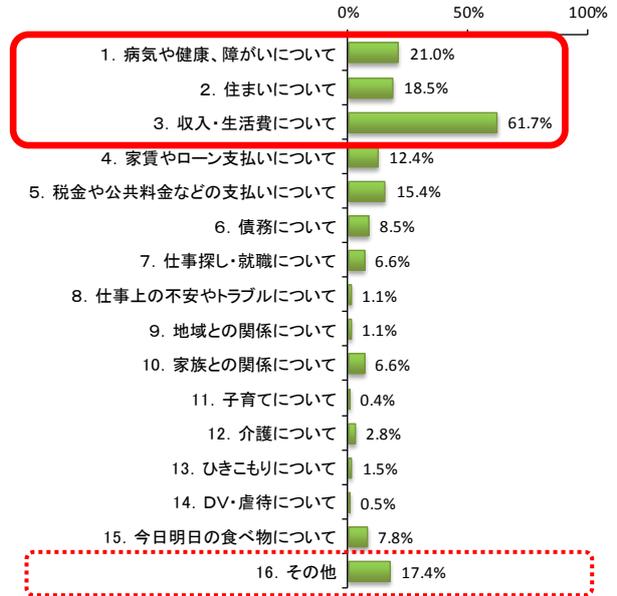
(市区町村社協アンケート調査「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に記載のあった742ケース(353社協分))

図表IV-3-10 主な相談内容

■ 主な相談内容

(複数回答)

	件数	%
1. 病気や健康、障がいについて	156	21.0%
2. 住まいについて	137	18.5%
3. 収入・生活費について	458	61.7%
4. 家賃やローン支払いについて	92	12.4%
5. 税金や公共料金などの支払いについて	114	15.4%
6. 債務について	63	8.5%
7. 仕事探し・就職について	49	6.6%
8. 仕事上の不安やトラブルについて	8	1.1%
9. 地域との関係について	8	1.1%
10. 家族との関係について	49	6.6%
11. 子育てについて	3	0.4%
12. 介護について	21	2.8%
13. ひきこもりについて	11	1.5%
14. DV・虐待について	4	0.5%
15. 今日明日の食べ物について	58	7.8%
16. その他	129	17.4%
全体	742	



・生活必需品	57	・詐欺被害	5
・冠婚葬祭	12	・転居	3
・子ども・孫への支援	11	・その他	24
・生活費	11		

<高齢者の貸付相談者の状況>

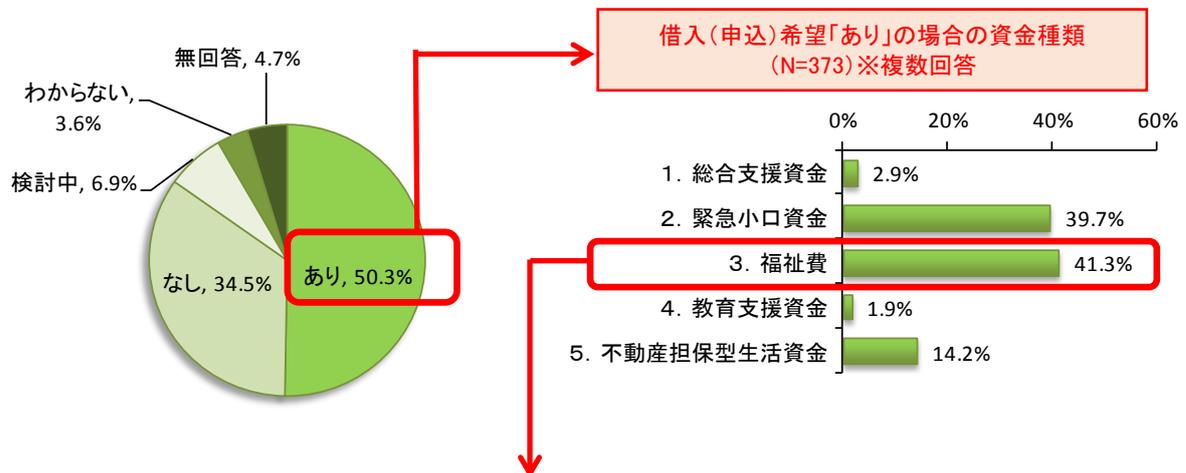
- 貸付の相談に訪れる高齢者の世帯収入は、「生活保護基準以下」「生活保護基準超～市町村税非課税範囲」がそれぞれ約3割、あわせて約6割を占める。公的年金以外の収入が「あり」の割合も、「福祉費」貸付利用者(※都道府県社協アンケート実績値より。P43・48参照)では半数程度であるが、窓口での相談者では約3割にとどまり、その収入額も低く、年金のみの生活者など、低所得の高齢者世帯からの相談も多いことがうかがえる。
- 生活福祉資金以外の借入「あり」の債務者が3割程度含まれる。借入先として、「家族・親族、知人」が29.6%と最も多い。年金担保貸付や生活福祉資金「福祉費」の利用者における借入先として最も多い「銀行等の金融機関」が25.9%、「年金担保貸付」が25.5%などとなり、民間の金融機関では借入が難しい状況がうかがえる。
- 相談内容としては、「収入・生活費について」が61.7%と最も多く、次いで「病気や健康、障がいについて」が21.0%、「住まいについて」が18.5%と続く。また、「その他」(17.4%)では、生活必需品、冠婚葬祭、子ども・孫への支援といったニーズがみられる。

②貸付可否の状況

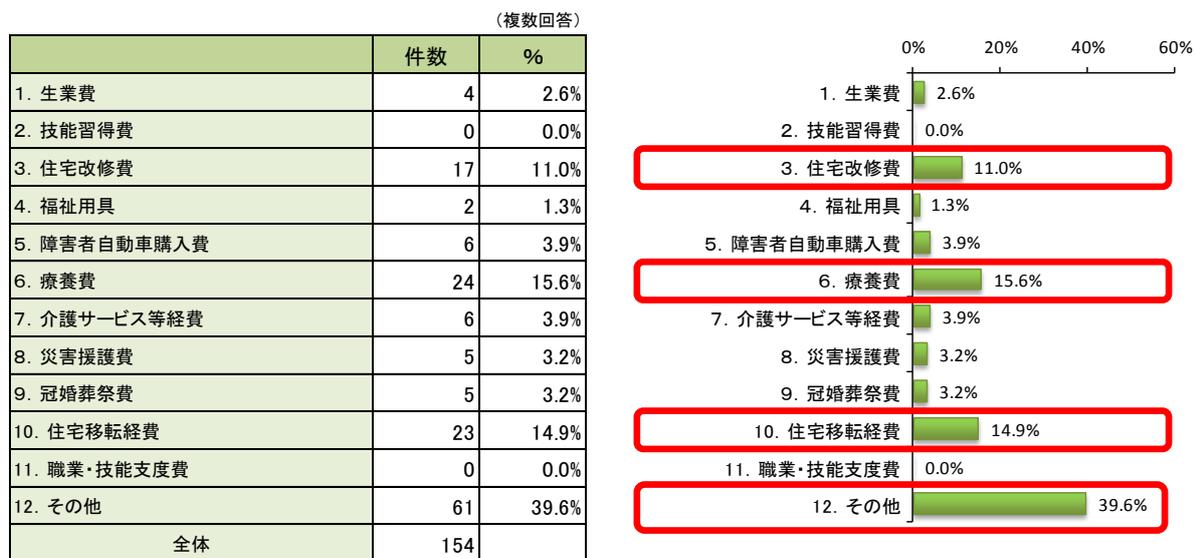
生活福祉資金の借入状況：調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を設定していただき、その中でお金のことで来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースについて

(市区町村社協アンケート調査「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に記載のあった742ケース(353社協分))

図表IV-3-11 生活福祉資金の借入(申込)希望

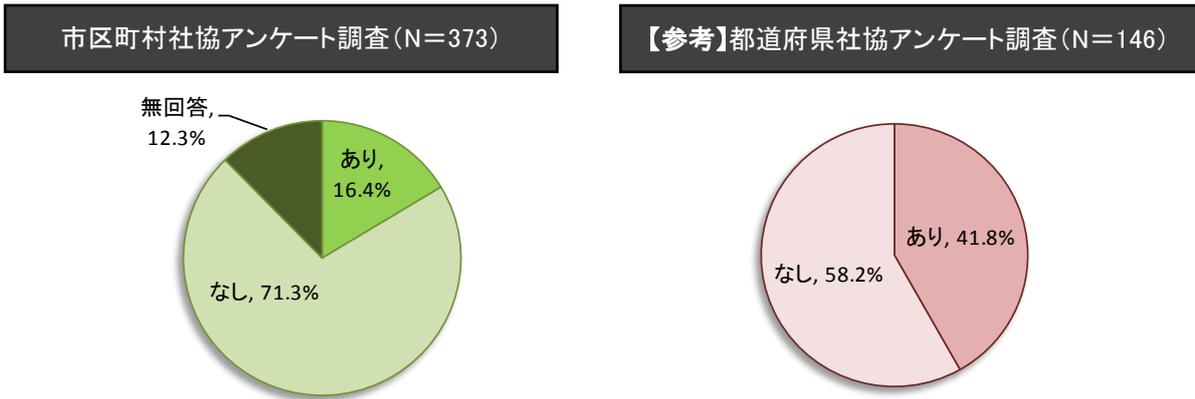


図表IV-3-12 本人の借入希望に該当する費目(N=154) ※複数回答

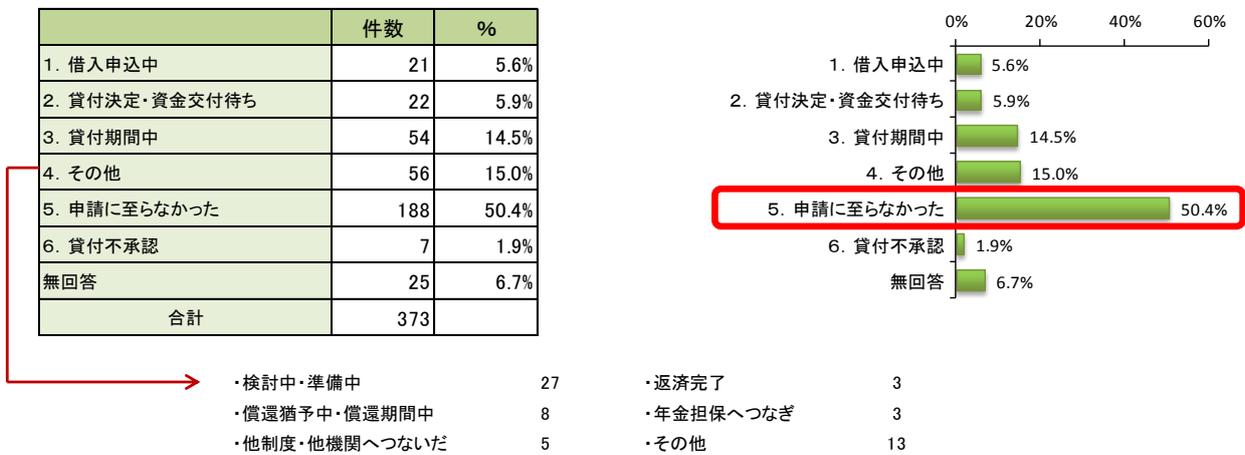


※具体的に	・一時的な生活費	40	・医療費	26	・自動車購入・修理	8
	・エアコン購入	34	・引っ越し	25	・燃料費・光熱費	5
	・住宅修繕等	31	・家電製品購入	23	・家賃	3
					・その他	40

図表IV-3-13 連帯保証人の有無



図表IV-3-14 現在の借入状況(N=373) ※借入(申込)希望「あり」の場合



<貸付可否>

- 生活福祉資金の借入(申込)希望がある場合の資金種類は、「福祉費」が41.3%、「緊急小口資金」が39.7%。
- 「福祉費」の借入(申込)希望がある場合、本人の借入希望に該当する費目としては、一時的な生活費やエアコン購入等の「その他」が39.6%と最も多く、次いで「療養費」「住宅移転経費」「住宅改修費」などであり、前項「(2) ①高齢者の貸付相談状況」の主な相談内容の傾向(図表IV-3-10)と概ね一致している。
- 借入(申込)希望「あり」のケースのうち、現在「申請に至らなかった」が50.4%と約半数(図表IV-3-14)。
- 前項「(2) ①高齢者の貸付相談状況」で把握された高齢者の相談者像(低所得、公的年金以外の収入がない、他からの借入がある等)のほか、実際の「福祉費」貸付利用者(※都道府県社協アンケート実績値より)では、連帯保証人「あり」が41.8%に対し、相談者では16.4%と低く(図表IV-3-13)、連帯保証人を立てられるかどうか審査を左右している可能性が考えられる。

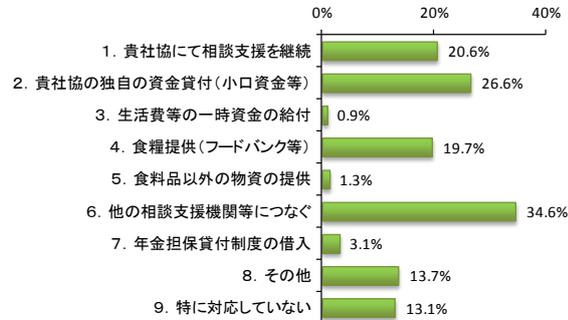
③貸付に至らない場合の対応状況

※借入希望が「なかった」、または希望があったものの「申請に至らなかった」「貸付不承認」等により生活福祉資金を利用しなかった場合の対応状況

図表IV-3-15 他の制度・施策等による対応状況

(複数回答)

	件数	%
1. 貴社協にて相談支援を継続	93	20.6%
2. 貴社協の独自の資金貸付(小口資金等)	120	26.6%
3. 生活費等の一時資金の給付	4	0.9%
4. 食糧提供(フードバンク等)	89	19.7%
5. 食料品以外の物資の提供	6	1.3%
6. 他の相談支援機関等につなぐ	156	34.6%
7. 年金担保貸付制度の借入	14	3.1%
8. その他	62	13.7%
9. 特に対応していない	59	13.1%
全体	451	



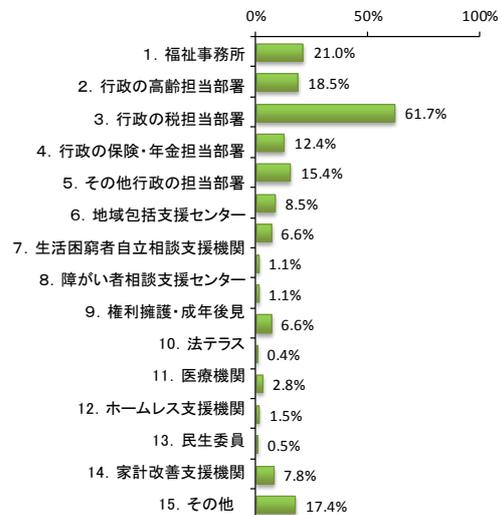
- ・親族・知人等 17
- ・情報提供・相談のみ 9
- ・他の貸付等 7
- ・支援拒否 7
- ・生活保護 6

- ・権利擁護・法律相談 3
- ・家計見直し 3
- ・介護保険 2
- ・福祉事務所 2
- ・銀行 2
- ・その他 30

■具体的に つないだ機関

(複数回答)

	件数	%
1. 福祉事務所	62	39.7%
2. 行政の高齢担当部署	13	8.3%
3. 行政の税担当部署	4	2.6%
4. 行政の保険・年金担当部署	9	5.8%
5. その他行政の担当部署	10	6.4%
6. 地域包括支援センター	46	29.5%
7. 生活困窮者自立相談支援機関	51	32.7%
8. 障がい者相談支援センター	3	1.9%
9. 権利擁護・成年後見	9	5.8%
10. 法テラス	8	5.1%
11. 医療機関	4	2.6%
12. ホームレス支援機関	0	0.0%
13. 民生委員	14	9.0%
14. 家計改善支援機関	10	6.4%
15. その他	22	14.1%
全体	156	



- ・法律相談 4
- ・相談窓口 4
- ・ハローワーク 3
- ・ケアマネジャー 3
- ・金融機関 2
- ・CSW 2
- ・地域福祉コーディネーター 2
- ・その他 24

<貸付に至らない場合の対応状況>

- 「他の相談支援機関等につなぐ」(34.6%)のほか、「貴社協の独自の資金貸付(小口資金等)」や「社協内での相談支援」の継続、「食料提供(フードバンク等)」などにより対応している。
- 「他の相談支援機関等につなぐ」つなぎ先としては、「福祉事務所」、「生活困窮者自立相談支援機関」、「地域包括支援センター」が多く、連携が図られている。

1. ヒアリング調査概要

(1)ヒアリング調査対象

生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会3ヵ所、及び、高齢者に対する人口あたり貸付実績・相談状況や、アンケート調査の自由記載により把握された取組内容とともに、地域規模、運営体制等のバランスを踏まえ、市区町村社会福祉協議会6ヵ所をヒアリング調査対象とした。

なお、貸付実績は、運用面や地域特性等による地域差もみられることから、市区町村社会福祉協議会の選定にあたっては、貸付件数が少ないところについても、生活福祉資金に代替する対応方法等の取組に工夫があるなどの特徴をアンケート調査結果から把握・収集し、候補とした。

(2)主なヒアリング項目

①基礎情報

- ・貸付・相談実績
- ・独自貸付（小口資金等）や給付等の仕組みの有無、または地域内での類似の仕組みの有無及びその内容
- ・職員体制（資金担当）、他の関連制度との部署構成等
- ・高齢者に貸付する場合の年齢制限や保証人等の要件設定の有無（あれば内容）

②年金担保貸付制度との比較

- ・年金担保貸付制度と比較した場合の生活福祉資金貸付制度の特徴として考えられることについて（「福祉費」を中心に、貸付要件、利率、償還方法、保証人の有無等）

③高齢者への貸付・相談の実態

- ・高齢者の「生活福祉資金」利用者の特徴
- ・高齢者への貸付相談の実態（主な相談内容、貸付に関するニーズ、希望する資金種類・費目、利用希望と実際の貸付のマッチング状況）

④高齢者への貸付における課題と対応状況（取組工夫）

- ・高齢者への生活福祉資金活用にあたり想定される課題
- ・課題に対応する取組の有無、内容

⑤相談時及び貸付後における地域の関係機関等との連携

- ・貸付ニーズをもつ高齢者の把握・アウトリーチや貸付後のフォロー等での関係機関、地域関係者等との連携の状況（地域包括支援センター、民生委員、生活困窮等）

⑥貸付に至らない場合の対応

⑦高齢者への生活福祉資金活用事例

(3) 訪問先一覧

① 都道府県社会福祉協議会

No.	社協名	年度	貸付決定件数(計)	福祉費														福祉費				
				総合福祉資金	福祉費	生業費	技能習得費	住宅改修費	福祉用具	車購入費	療養費	介護サビ	災害援護費	冠婚葬祭費	費	住宅移転	職業・技能	その他	緊急小口資金	教育支援資金	不動産担保型	65歳以上・福祉費貸付件数
1	東京都社会福祉協議会	平成29年度	2,565	11	177	-	23	5	1	10	4	-	-	6	15	-	113	192	2,172	13		
		平成30年度(4~9月)	564	2	148	-	1	5	-	11	-	-	-	2	8	-	121	59	13	3	125	113
2	島根県社会福祉協議会	平成29年度	164	3	47	-	7	4	-	9	6	-	-	1	7	-	13	36	78	-		
		平成30年度(4~9月)	63	3	38	1	6	2	-	2	2	-	-	-	7	-	18	17	5	-	10	4
3	福岡県社会福祉協議会	平成29年度	2,652	103	336	-	12	9	2	21	12	1	-	8	29	2	240	875	1,334	4		
		平成30年度(4~9月)	900	51	300	-	7	7	-	12	7	1	4	5	13	-	244	450	95	4	136	128

② 市区町村社会福祉協議会

No.	都道府県	自治体	人口(平成30年)	平成29年度	平成30年度(4月~9月)			主な選出理由 (※アンケート自由記載結果より)	生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況	
				貸付決定件数(計)	貸付決定件数(計)	福祉費	うち65歳以上貸付件数			
1	東京都	多摩市	148,724	62	13	2	1	生活福祉資金 1 に よ ら な い 支 援 の 実 施	・他の支援機関からの介入困難な世帯で、貸付の相談が介入の糸口になることも多々あるので、社協独自の小口資金貸付や非常食提供をするとともに地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援事業、地域福祉権利擁護事業等につなぐようしている。	受託なし ※自立相談支援事業：直営
2	静岡県	掛川市	117,835	1	1	0	0	生活福祉資金 0 に よ ら な い 支 援 の 実 施	・生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業を社協で受託し、独自資金の活用や食料支援のほか関係機関と連携し生活支援を実施。 ・小口資金貸付では、借入人の負担にならないよう、必要最低限を本人と算出し、場合によっては分割にてお渡ししている。	受託あり(自立相談支援事業、家計改善支援事業)※いずれの事業も貸付担当と同じ部署(担当者別)
3	愛知県	安城市	188,071	34	20	7	0	地域包括支援センターなど関係機関との連携	・貸付の相談にくる高齢者の多くは単身世帯で家族関係が疎遠なことが多く、地域包括支援センターなどと連携をとりながら相談を進めている。 ・支援途中で認知症と疑われる症状が見られることがあるが、そうした場合は食料支援の活用や地域の関係機関と連携しながら生活支援を行っている。	受託なし ※自立相談支援事業：直営
4	京都府	向日市	56,955	30	15	8	4	日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業等との連携	・金銭管理能力に課題がある高齢者は、福祉サービス利用援助事業や生活困窮者自立相談支援事業に繋いでいる。また本人の同意のもと、借り入れたお金を市町村社協で預かり、分割して本人に手渡すことがある。	受託あり(自立相談支援事業) ※貸付担当と同じ部署(兼務) / 「仕事と暮らしに関する相談窓口」
5	島根県	松江市	203,787	47	18	16	6	地域包括支援センターなど関係機関との連携	・65歳以上の場合には連帯保証人を立ててもらおうこととしているが、それができない場合には、地域包括支援センター、ケースワーカー等関係機関と連携を密にし状況把握を行っている。	受託あり(自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業)※いずれの事業も貸付担当と別の部署 / 「松江市くらし相談支援センター」
6	福岡県	糸島市	100,750	85	28	2	1	民生委員との連携	・民生委員との連携により、貸付前後の状況把握を行う場合がある。民児協で生活福祉資金の研修を実施している。	受託なし ※自立相談支援事業：直営

2. ヒアリング調査結果概要

(1) 都道府県社会福祉協議会

① 東京都社会福祉協議会

1) 高齢者への貸付実績

- ・貸付実績は、全体としては減少傾向。資金種類としては、教育支援資金に関する相談・貸付の割合が大きい。年々運用が変わることもあり、現在はその対応が大きく課題となっている。
- ・年齢別に実績数値をカウントしてはいないが、高齢者からの貸付相談が特に増えているといった実感はない。
- ・高齢者への「福祉費」の貸付は、平成 26 年から開始された「生活保護世帯への生活必需品等購入費用」の利用割合が大きい。このうち、8 割以上が冷暖房設備購入費用となっている。

2) 高齢者への貸付にあたっての留意点・対応状況

- ・65 歳以上の借受人には、原則、連帯借受人を必須としている。
- ・「療養費」は、発症から 1 年以内に治癒の見込みがある人に限っている（高齢者に関わらず、若い方も）。

3) 年金担保貸付制度との関係性

- ・大きな違いの一つは、生活福祉資金は世帯単位であること。
- ・年金担保貸付制度と生活福祉資金では窓口数も全く違う。年金担保貸付廃止後、生活福祉資金貸付の相談につなげようとした場合、どのように対応するか。代替施策とする場合、現行の生活福祉資金の枠組みの中での対応は難しいと考える。
- ・年金担保貸付制度の場合は、要件を満たせば借りられる手軽さがあるといえる。一方、生活福祉資金では、貸付が本人の負担にならないか、相談者の自立につながるのか等を深く聞き取った上で貸付可否の審査を行う。
- ・年金担保貸付制度では領収書等のチェックもそれほど厳しくないため、フリーローン的に借りられる余地がある。
- ・年金担保貸付制度関係の相談では返済が年金から自動天引きされるため、借りたがために生活が回らなくなったというケースがある。
- ・年金担保貸付制度では収入要件がないため高収入の方も借りられるが、第一種社会福祉事業である生活福祉資金は借入れの収入基準がある。お金を持っている高齢者が今後借入れできなくなる可能性があるが、そのあたりのニーズはどこか受け皿になるのか。

4) 高齢者からの貸付相談(貸付ニーズ等)

- ・「60～64 歳」：年金が出るまでのつなぎとしての借入ニーズはある。ただし、年金が少額なため、年金が出ても今後の返済の見込みが立たず、貸付できないケースも多い。
- ・「65 歳以上」：65 歳以上では、年金担保貸付を借りたことから生活が回らなくなってしまったケースも散見される。こうしたケースの中には、生活福祉資金を貸し付けたとしても、生活状況の改

善が見込めない場合が多く、生活福祉資金貸付での対応が難しい。また、一般に、住民税、健康・介護保険料は年金から天引きの特別徴収になるが、年金担保貸付の返済中は普通徴収となり天引きされない。そのことを世帯が理解しておらず、滞納していることを貸付相談の中で気づくことがあった。

【貸付費目に対するニーズ】

- ・高齢者の貸付ニーズという点では、フリーローンのような生活費のニーズが多いのではないかと感じる。
- ・「福祉費」の内訳でいうと、福祉用具、介護サービス等経費は、介護保険、障害者総合支援法でほぼ対応可であることから、貸付の相談や実績はあまりない。高齢者の収入基準（介護を要する高齢者がいる世帯）の方で、福祉用具としてリフトやエレベーター設置の例はあった。こうしたケースは、持ち家、同居家族（子ども）がいるなどの場合が多い。
- ・ニーズとしては住宅移転経費が一定割合ある。大家から建て替えて立ち退きを迫られる、都営住宅に入るためなどであり、貸付実績もそれなりにある。高齢者で家賃滞納の場合は、概ね生活保護につながるを得ない状況であることが多い。
- ・住宅改修費は、台風後などの雨漏り、水回りなどはある。
- ・東京都では、療養費は発症から1年以内に治癒の見込みがある人に限っている（再掲）。高齢者の場合、治癒の見込みが立たない場合が少なくない。
- ・葬祭費用は一定のニーズがある。
- ・技能習得費は、高齢者の場合、その技能を習得したことにより今後の生計が立てられるという見込みが難しいため、問い合わせはあっても貸付は難しい。

【緊急小口資金】

- ・生活費に関して、緊急小口資金のような一時的なニーズはあると思われる。
- ・緊急小口資金の場合、例えば「数万円貸してほしい」という相談の中に様々なニーズが隠れており、一時的な資金需要なのか、背景に困窮やその他の課題が隠れているのか、細かく聞いて確認する必要があるため、アセスメントに一定の時間を要する。申請が上がってから送金までは最短中2.5日で振込を行っているが、相談から申請までの事実確認にかなり時間を要するのは事実。

【不動産担保型生活資金】

- ・不動産担保型生活資金は、世帯員の収入が市区町村民税非課税程度の低所得世帯（※市町村民税のうち均等割のみ課税されている場合も貸付対象）と収入要件がある。
- ・金融機関等でもリバースモーゲージ的な貸し方をしていところが多くあるため、比較的周知が進んでいるためか問い合わせは増えている。他の金融機関等の貸付制度も調べて比較検討しているような方も多い。
- ・東京都の場合は、貸付の基本的な要件以外にも、平均余命を踏まえてのシミュレーションや、マンションは対象とならないなどの要件があり、それらを現状で満たしている人のみの貸付となるため対象ケースは少ない。

5) 高齢者への生活福祉資金活用にあたっての課題

※アンケートへの回答以外の補足的な意見について記載

- ・高齢者にあたっては、死亡免除がかなりある（免除すると償還率に現れない）。死亡した場合相続人に引き継がれるが、東京では借入申込時に戸籍謄本をとっていないことなどから、わかる範囲での相続人に債務代行者としての返済を求めていくこととなる。償還免除の判断は、都道府県社協での判断（運営委員会）となるが、東京都社協では、償還免除を決める会議を年1回開催し、免除理由は本人死亡が一番多い。
- ・貸付、償還が長期間に及ぶ場合、借りたときは中高年であっても、返済中に高齢になってしまい、借りたこと自体がわからなくなる場合もある。借入について家族と共有しておらず、本人が忘れてから家族が郵便物で発見するといったケースもある。
- ・困窮状態から貸付ではなく生活保護を勧めても、高齢者の中には、これまで生きてこられた中で培った価値観・プライドもあり、どうしても生活保護は受けたくないという方がいる。生活やお金の使い方も然り。
- ・現在は、福祉の相談窓口として丁寧なアセスメントや対応を心がけているが、今後もし、年金担保廃止後に貸付相談が急増した場合、一つひとつのケースに課題を確認しながらのアセスメントを行う余裕がなくなってしまうのではという危惧がある。その場合、要件を満たすか否かしかみられなくなる可能性があり、人員体制を含め懸念がある。

6) その他

- ・基本的に、生活福祉資金貸付と市区町村社協の独自貸付の組み合わせは認めていない。

②島根県社会福祉協議会

1) 高齢者への貸付実績

- ・これまで高齢者に特化した分析は行ってきていなかったが、今回のアンケート調査により、平成30年度（4月～9月）で「福祉費」の貸付ケース38件中10件が高齢者ということがわかった。
- ・高齢者への支給額は償還のことを踏まえ、他の年代よりも少なめ。
- ・ただし、生活福祉資金ではあくまでも「世帯」が貸付対象となるため、資金ニーズが高齢者であっても子どもと同居している場合などは世帯主が子どもとなり、高齢者への貸付と見えづらいパターンも一定数あると思われる。

2) 高齢者への貸付にあたっての留意点・対応状況

- ・貸付対象者には、年齢に関わらず原則、連帯保証人を必須としているが、具体的な状況をみて総合的に判断している。
- ・そのため、65歳以上でも連帯保証人なしで貸付することもあり、それ以下でも連帯保証人を求めることもある。どの年代に対しても、自立に向けた支援とセットでの資金提供を前提としている。

3) 年金担保貸付制度との関係性

- ・最も大きな違いは、生活福祉資金等社協の貸付には「相談機能」があること。年金担保貸付では一定の条件を満たせばお金を借りることができるが、社協の貸付の場合は、まずはその人の困り事の相談から入る。その相談内容によって、貸付申請に至るのか、それ以外の支援につながるのか、振り分けがなされる。この振り分けで、貸付に至らないケースについてもかなりの労力が費やされていると思われる。
- ・年金担保貸付制度の利用者と生活福祉資金貸付制度の実際の利用者層は大幅に異なっており、廃止後の受け皿とはなりにくいと実感している。また、町村社協からも質問の電話が来たりもしており、対応に苦慮している。

4) 高齢者からの貸付相談(貸付ニーズ等)

- ・以前はほとんどなかったが、最近「不動産担保型生活資金」が数件出始めてきた。今のところ、松江市、浜田市など人口規模が大きい自治体を中心に貸付実績がある。
- ・県内の地域事情として、車両に関するニーズは高い。車がないと生活ができないため、貸付ニーズは一定数ある。
- ・高齢者による住宅改修費の貸付相談が比較的多め。

5) その他

- ・県社協の要望により、県営住宅の入居にあたっての連帯保証人の条件が2人から1人になった。さらにゼロにするという動きで要望を出している。
- ・県が連帯保証人を2人から1人にした影響で、県下の自治体もそれぞれ条例を変えて1人とするところが増えてきた。
- ・島根県内の町村はすべて福祉事務所設置自治体である。生活困窮者の支援は、生活困窮者自立相談支援事業のモデル事業時に県社協が関わって以来は、委託等は受けておらず、人材育成等の後方支援を行っている。

③福岡県社会福祉協議会

1) 高齢者への貸付実績

- ・近年の高齢者の貸付増加の要因は生保受給世帯へのエアコンをはじめとする緊急性のある生活必需品がメイン。

2) 高齢者への貸付にあたっての留意点・対応状況

- ・生活保護世帯の償還に関しては、福祉事務所の代理納付の協力が得られるようになっているため、それなりの償還を得られている。高齢者だから貸付が難しい、償還が厳しいということは一概に言えず、年齢だけで貸付の判断は行っていない。ただし、健康状態、判断能力、金銭管理の状態には留意する。
- ・連帯保証人の扱いについても原則要綱通り。そのため、連帯保証人がいない貸付が大半である。ただし、教育支援資金等生活福祉資金の返済が滞っている等の場合、審査にあたり連帯保証人を

求めることもある（必須というわけではない）。

- ・市町村社協の独自貸付を受けることによって、生活福祉資金の申し込みにならないケースもある。しかし、独自の貸付事業の中には少額な小口貸付もあるため、不足分があれば柔軟に対応することで有効に働いて解決しているケースもある。
- ・以前は県内の多くの市町村社協で独自の緊急小口的な貸付事業を行っていたが、市町村合併や基金の枯渇等により、現在独自の貸付を実施しているところは 20 ヶ所となっている。

3) 年金担保貸付制度との関係性

- ・貸付としては、高齢者に限らず他法・他制度優先で対応している。現在の借り入れ相談者は、基礎年金のみの受給者等そもそも年金担保貸付制度を利用できない方が主で、そもそもの対象者が異なるため、横並びに比較することは疑問。

4) 高齢者からの貸付相談(貸付ニーズ等)

- ・最近では高齢者であってもキャッシングに慣れており、多重債務状態の方も多いため、気軽にお金を借りられる社会環境であるため、社協の貸付も街中のキャッシングと同様に即日にお金を得られるという期待をもって社協に相談に来ることもある。
- ・過去に全社協からの依頼で民生委員から生活福祉資金貸付につながったケースの調査も行ったが、そういったケースは少ないのが実態であった。貸付をきっかけに民生委員と一緒に見守りを行っていくという流れの方が一般的である。

5) その他

【緊急小口資金】

- ・緊急小口資金の支給のスピードには十分配慮しており、相談があった当日中には極力審査を行い、翌日の午前中には銀行へ送金手続きを行う。さらにその翌日に送金することが通例となっている（申し込みから 3 日目に送金）。

【償還の体制】

- ・平成 28 年度から自宅訪問による償還指導を専門に行う職員を 2 名雇用し、3 名体制で年間約 1,500 件の訪問を行っている。借受人などと直接面談を行い、生活状況の把握、滞納理由等を調査し、今後の償還計画について誓約書を取り付け、履行されない場合は、訪問や電話督促をすることで、長期滞留していた債権の償還が再開している。
- ・しかし、貸付中の件数は 2.5 万件を超えており、自宅訪問による償還率の上昇は 1~2% しか寄与されていないというのも実態である。あまりにも額が大きいことの証左だが、このような取組がなければ一層償還状況は悪化していたものと思われる。

【自立相談支援事業との連携】

- ・福岡市は、県内の中でも最も貸付件数が多く、全体の約 4 割を占める。自立相談支援機関の相談件数も多いが、高齢者について、自立相談支援機関への相談から生活福祉資金につながるというケースは多くはみられない。
- ・生活困窮者自立支援制度の家計改善事業を有効に活用した方がよいとも感じているが、実施機関では既に取扱いケース数が多いために利用までに時間がかかるということもあり、緊急を要する

生活福祉資金の貸付の場合、貸付後の連携となる場合もある。

- 自立相談支援事業、家計改善支援事業ができたおかげで、相談者の生活状況や債務状況がより詳しくわかるようになり、助かった面は大いにある。そこで得られた情報により、多重な債務を抱えていることが把握されることなどもあり、貸付の判断にもつながっている。
-

(2)市区町村社会福祉協議会

①多摩市社会福祉協議会(東京都)

1)基礎情報

- ・生活福祉資金担当の職員体制は、2名（専従）。
- ・生活福祉資金の貸付件数は平成27年以降増加傾向にあり、生活困窮者自立支援制度が始まったことによる影響もあるのではないかと考えている。
- ・貸付実績のうち、資金種類としては教育支援資金が多い。福祉資金「福祉費」については、生活保護受給者のエアコン購入や障がい者への貸付であり、高齢者への貸付はほとんどない。

2)独自貸付や給付等

- ・社協の独自事業として、生活困窮者に対して上限2万円（無利子）の小口貸付がある。主な要件としては、市内に住民票をおいて6ヵ月以上、返済が見込まれる、不慮の出来事などで出費を要したことで、日常生活に困っている方（慢性的に困窮状態の方には貸せない）。社協で話をうかがい、貸付できる場合には、民生委員の意見書をもらい、他書類とともに申請していただく。
- ・昨年度の貸付実績は約20件。生活福祉資金と比べ、高齢者の利用者が多い。
- ・もともと民生委員が見守りで関わってきた方がつながれる場合もあるが、この小口貸付をきっかけに（意見書の提出）民生委員に関わってもらうケースもある。
- ・日常の生活に困窮している方に、2千円を限度に緊急援護を行う「緊急援護事業」（社協独自事業）もある。

3)高齢者への貸付・相談の実態

- ・貸付の相談者は、教育支援資金の貸付が多いように子育て世代や20代からの若い働き盛りの方もあり、65歳以上の高齢者は感覚的には3～4割くらいかと思われる。高齢者からの相談はあるが、相談段階で貸付は難しい場合がほとんど（申請・貸付に至らない）。
- ・「60～64歳」の相談者もいる。高齢になるに伴い、できる仕事が少なく就労が難しくなってきたものの、これまでの収入があった頃の生活からの軌道修正ができず、家計の立て直しが難しい方を散見する。お金の使い方に問題のある方が多い。
- ・高齢者からの貸付の相談ルートは、市の広報で知るなどして自ら連絡・来所される方もあるが、市役所の相談窓口からの紹介が最も多い。その他、地域包括支援センターや生活困窮の自立相談支援機関からのつながりもある。

4)高齢者への貸付の課題・対応状況

【課題】

- ・収入は生活保護基準を上回る程度であっても、本人の金銭管理能力が低い方、同居・非同居の親族との関係性で金銭的な搾取を受ける等で金銭的な問題を抱えている方が多い。貸付が支援になると判断される場合しか貸付はできないため、根本的な問題を解決せずにその場しのぎの貸付を行うことはできない。そこを納得して頂くことに苦慮している。
- ・ただ、他の支援機関からの介入困難な世帯で、貸付の相談が介入の糸口になることも多々あるため、社協独自の小口資金貸付（上限2万円）や非常食提供をするとともに地域包括支援センター

や生活困窮者自立相談支援機関、地域福祉権利擁護事業等につなぐよう心掛けている。

- ・年金担保貸付の利用世帯の場合、国民健康保険や介護保険料等が天引き中止となり、滞納がかさんでいることが多い上、返済のために生活費が圧迫されているという相談も多々ある。こうした償還のリスクが高い世帯には貸付ができないため、生活保護基準を上回る世帯の場合、年金担保返済額を緩和してもらう以外に、あまり支援できる手段がないのが現状。

【対応状況】

- ・単身高齢世帯の場合、連帯保証人ではないが、必ず1人以上の親族（緊急連絡先）を用意してもらう。高齢者の場合、連帯保証人を立てることが難しく、子がいても迷惑はかけられないなどと連絡をとりたがらない方も多い。
- ・貸付が繰り返しにならないよう、本人に今後の生活の見通しを立ててもらおう（見通しが付かない場合は貸付できない）。
- ・生活困窮者自立相談支援機関につないで家計相談をしてもらう。
- ・負債が多い世帯は法テラスへの案内を行う。
- ・社協独自の小口貸付は、必ず民生委員が自宅訪問して面接を行うため、その後の支援をお願いする。
- ・貸付の返済は高齢者にとって負担となるため、できるだけ貸さない支援（フードバンク事業を行っているため、非常食の提供も含む）を心掛ける。

5)年金担保貸付制度廃止に伴う影響、課題と感ずること

- ・年金担保貸付は、半年たてば再び借りられるため、年金を担保に繰り返し生活状況に見合わない貸付を利用するリピーターがいる。制度廃止に伴い、可能性として、こうしたリピーター層が生活福祉資金の方へ流れてくることを一番に懸念しているところである。

②掛川市社会福祉協議会(静岡県)

1)基礎情報

- ・生活福祉資金担当の職員体制は、2名（兼務）。小口資金貸付と各種相談事業も担当。
- ・社協で生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業を受託。生活困窮担当と生活福祉資金担当は、同じ部署内。
- ・生活支援係では、①福祉総合相談事業・各種相談事業、②貸付・援護事業（善意銀行・生活福祉資金貸付）、③日常生活自立支援事業、④生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業の業務を行っている。
- ・掛川市の特徴として、市内5カ所のエリアごとに地域健康医療支援センター「ふくしあ」という多職種連携による地域総合支援を行う活動拠点を設けている。ふくしあには、行政、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、社会福祉協議会（出先）の4者が協働で、住民の生活上の課題に相談対応しており、社協としては、コミュニティソーシャルワーカーを2名ずつ配置している。
- ・生活困窮や生活支援に関しては、主に生活支援係・生活困窮担当者が相談を受け、本人とともに支援内容を検討し、各担当者や関係機関との役割分担と連携により課題解決を図る体制となっている。

いる。内容により、貸付事業、日常生活自立支援事業につないだり、その他の支援を検討し対応している。

(貸付実績等)

- ・生活福祉資金の貸付実績は、平成 29 年度と平成 30 年度（4 月～9 月）でそれぞれ 1 件と現在はほとんどない。貸付の相談であっても、まずは生活困窮者自立相談支援事業につなぎ、本人の負担に配慮し、貸付をなるべく利用しない支援を行っている。
- ・平成 29 年度、平成 30 年度（4 月～9 月）実績の 1 件は、いずれも緊急小口資金。就労がすでに決まっているが、最初の給与が振り込まれるまでのつなぎとして貸付決定を受けている。申請から振込までは、約 10 日程度はかかるのが実情であり、「今日食べるもの、寝る所がない、ライフラインが停止している」などの緊急的な場合は活用が難しい。

2) 独自貸付や給付等

- ・社協の独自事業として、生活困窮世帯に対し、その自立を目的として緊急かつ一時的に必要とする資金を無利息で貸付けを行う「善意銀行」がある。限度額は 3 万円で、主な要件としては、掛川市内に 6 ヶ月以上居住しており、低所得者世帯で生活資金・医療資金等を必要とする人。民生委員の意見書が必要であるが、社協の職員が必ず関わることとしている。初回面談から、償還期間、償還後も貸付担当者と生活困窮担当者は連携し、お金以外の支援も続けていく。
- ・平成 29 年度は 9 件、平成 30 年度は 22 件の実績。
- ・上限は 3 万円。相談の中で、背景にある課題と、その人にどのような支援、何が必要かをできる限り確認し、本当に必要な額だけを貸付するようにしている。
- ・貸付後も、償還指導・訪問を行い、生活状況などの把握に努めている。
- ・お勤めの方には夜間訪問も実施し、生活状況により返済計画を変更するなど、ここ数年は貸付額より償還額が上回っている。

3) 高齢者への貸付・相談の実態

- ・以前は 60～70 代の高齢者から、「年金もない、あっても少額なうえ仕事がないなどで、お金を借りたい」という相談がよくあったが、近年は、むしろ 40～50 代の方からの貸付相談が多くなっている。
- ・参考まで、平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月までの相談件数 29 件のうち、相談者が 65 歳以上は 2 件のみ。「世帯」としてみると、40～50 代の相談者の中には、70 代以上の親を支えており、そのために生活が圧迫されているケースも散見される。
- ・高齢者からの貸付相談ルートとしては、「ふくしあ」経由が最も多い。各エリアとも生活圏域内に拠点があり、困りごと相談を行っているため、訪れた高齢者がそこで課題を落としていく。各拠点に社協職員ほか専門職が配置されているため、アセスメントが可能であり、その場で必要な福祉サービスの判断や対応をとることができる。また、必要に応じて、社協の生活支援係につなぐこともできる。
- ・貸付を行うには、初回相談で「受付書」に記入していただき、その基本情報をもとに、いろいろと聞き取りをする流れとなる。ご本人だけでなく世帯のプライベートなことも聞くこともあるため、事前に「その上で貸付が必要であれば、ご相談にのらせていただきます」と理解を促している。しかし、高齢者の中には、「それなら借りたくない」と怒って帰ってしまう場合も少なくない。

-
- ・生活困窮担当者と「ふくしあ」の職員が参加する共有会議を通して、相談に来られた方の情報を共有するとともに、貸付の対象者を含め、地域で見守りをしていただきたい人などの情報を伝え、地域の中での支援へとリレーする。
 - ・貸付が難しいケースについても、「ふくしあ」で他機関との協力により何らかの支援ができることが大きい。また地域の拠点が把握する「気になる人」の情報から、生活困窮や貸付に至る手前で予防的な支援を行うことにもつながっている。

4) 高齢者への貸付の課題・対応状況

- ・高齢者の場合、病気、入院等と何かと費用がかかることも多くなり、償還の見通しが難しい場合が多い。過去に貸付した70代の方は、償還が完了しないうちに亡くなり、償還ができない状態となった。
- ・歩行困難な方、移動手段のない方などは、貸付のために申請書を書く、提出するなど、窓口まで来所するのも大変であり、手続きの説明についても、理解が難しいこともある。
- ・「ふくしあ」では、地域包括支援センターが高齢者の総合支援を行っており、貸付担当者とも連携・協力体制が整っている。

5) 年金担保貸付制度廃止に伴う影響、課題と感ずること

- ・高齢者への生活福祉資金貸付は要件的に難しい場合が多い中、年金担保貸付制度を上手に活用していた方もいる。廃止になれば、そうした貸付が必要な方はどこで借りられるのか。低年金、一時的な資金調達で苦しんでいる高齢者世帯への細やかな対応が必要になる。
 - ・自己責任ではなく生活困窮に陥ってしまうケースもあり、そうした人への支援策の一つがなくなることには不安がある。両親が同時に病気のため入院してしまい、負債を重ね、入院費用も追い打ちをかけてどうにもならない状況での相談。貸付に返済計画が立たず、他の支援では限界があり、まだ65歳少し前ではあったが、年金担保貸付制度をご紹介したことがある。
 - ・他の市社協では、活用可能な他制度・支援策等がない生活困窮者への「給付」制度を始めているところもある。社協独自の小口貸付の原資は住民からの寄付であることも踏まえ、還元ということで必要な人へ「給付」できる仕組みがあれば、新たに負債をつくらず、資金を活用した生活の回復が見込まれる。寄付をする住民も、寄付したお金が地域の困った人に返されることを理解していただけるのではないかと。
-

③安城市社会福祉協議会(愛知県)

1)基礎情報

- ・職員体制は3名で構成、それぞれの職員は他業務との兼務。
- ・相談、訪問の対応は基本的に2人体制で対応。生活保護受給者については安城市職員のケースワーカーが随行するため、貸付担当1人で対応する場合もある。
- ・自立相談支援事業は直営（安城市福祉部社会福祉課自立支援係）。社協の職員が市役所に出向し当該制度の支援員も行っており、また、月1回の支援調整会議にも市社協の職員が参加しているため、自立相談支援機関とは常に情報共有を行っている。
- ・市は「家計改善支援事業」を実施している。社協の窓口でもキャッシュフロー表などを一緒に作成することもある。
- ・現在貸付が実施されているケース（貸付もしくは償還中）で「60歳～64歳未満」は、緊急小口資金1件。「65歳以上」では、不動産担保型貸付資金3件。結果的に貸付の種類でみると不動産担保型以外はない。安城市は災害も少なく地価も比較的高いため、土地を所持している人は不動産担保を活用する傾向にある。

2)独自貸付や給付等

- ・安城善意銀行貸付事業（独自資金による貸付）：安城市内に居住する低所得者世帯等に対し生活維持に必要な資金の貸付を行い、その経済的自立を援助することにより、安定した生活を営むことができるよう助長することを目的とした貸付事業。面談を通して貸付の可否を判断。貸付には地区担当民生委員が相談者の状況を把握し、貸付を必要とする判断・同意が必要となる。場合によっては面談時に民生委員に同席していただくこともある。
 - ①生活資金：貸付限度額10万円、連帯保証人が必要。主に電気・ガス・水道の復旧に必要な費用に対して貸付を行う。退去など緊急性の高い場合には家賃の貸付を行うこともある。その他、就職活動に必要と認められる資金や医療受診のための費用など。
※緊急小口資金では支給まで1週間程度の時間がかかってしまうため、緊急性の高いケースについてはこちらで対応するケースが多い。
 - ②生活保護つなぎ資金：貸付限度額10万円、連帯保証人は不要。生活保護受給申請が受理されており、扶助費支給日までの生計が成り立たない世帯で、かつ、福祉事務所長がこの生活資金の貸付を必要と認める世帯に対し必要となる資金の貸付を行う。
 - ③緊急援助資金：貸付限度額1万円、連帯保証人は不要。基本的な貸付については生活資金と同様だが、連帯保証人が不要であるため柔軟な対応が可能。
- ・安城善意銀行食料等支援事業：セカンドハーベスト名古屋の活用。困っている人に食料を提供することも信頼関係を構築するのに役立っている。

3)高齢者への貸付・相談の実態

- ・安城市における高齢者の生活福祉資金貸付相談においては、不動産担保型生活資金に関する相談が多いことが特徴。
- ・不動産担保型生活資金の相談が多い理由として、安城市在住の高齢者で出身も安城市である場合、多くの高齢者が一軒家を所持していることに起因すると考えられる。それは安城市の歴史から鑑みるに、明治用水開通後の農業発展に伴い、市内には土地を保有する多くの農家があり、現在安

都市出身の65歳以上は、その土地を相続した世帯が多いことが原因と考えられ、相談件数・貸付実績にも表れていると推測している。

- ・平成28年度以降、高齢者からの相談は、インターネットなどで不動産担保型生活資金を知り相談に来たものの、銀行のリバースモーゲージ商品と同等のものが低金利で利用できるという勘違いによる相談が多く、不動産担保の借受金額は自己設定できず低所得基準額までの不足分の貸付となる旨を説明すると「年金に加え収入が増えるかと思ったが違ったなら必要ない」とのことで相談を終えるケースがほとんどである。

→安城市の高齢者による生活福祉資金相談は①インターネットで情報を得ていること、②金利を見て不動産担保型生活資金の相談にきていること、の2点が特徴。

- ・65歳以上であっても、就労意欲がある相談者については市の自立支援係などと連携し就労支援につなげている。就労中または雇用契約済みで、かつ必要金額が安城善意銀行対応可能範囲内である場合、そちらで対応するため相談件数は多いが、貸付案件数は少なくなっている可能性。
- ・年金担保融資の借り受けが可能な場合、情報提供することもある。

4) 高齢者への貸付の課題・対応状況

【課題と対応状況】

- ・生活福祉資金の申請のための書類を揃えることが難しい ⇒本人の同意をとり市役所で書類を発行する係に事前に連絡しておく。
- ・家賃、電気、ガス、水道、通信費など全て滞納状態 ⇒各会社に連絡し、支払い期限を延長してもらえるように交渉を促す／独自貸付では電気復旧を優先し、調理器具について電子レンジ、炊飯器、電磁調理器の貸出ができるよう体制を整えている／収支を明らかにし、家計管理について助言／年金などの収入があった際、債務支払いの優先順位を本人に対して助言。
- ・理解力に課題がある ⇒制度をかみ砕いて紙に書いて説明／いつ何をどうするか紙にまとめ、どこにいくか地図を出し本人に渡す／本人同意の下、地域包括支援センターに情報提供、ケースによっては成年後見制度担当者などに相談。
- ・連帯保証人がいない ⇒善意銀行貸付事業の緊急援助資金で貸付が出来る範囲での現金貸付の他、食料支援など本人負担を可能な限り軽減した支援で対応／状況により市の自立支援係と連携し就労支援／地域包括支援センター、身元保証団体等との連携。
- ・来所が難しい ⇒本人宅へ訪問し対応。

【貸付後のフォロー】

- ・貸付後、必要に応じてケア会議の開催を地域包括支援センターに提案し、本人の支援体制を整えるが、ケア会議の開催がない場合でも高齢者の相談の場合、地域包括支援センターと連携し必要な支援につなげている。また、本人の同意がある場合には民生委員にも見守り支援をお願いしている。

5) 貸付に至らない場合の対応

- ・他制度優先の場合（母子父子寡婦福祉資金、年金担保貸付制度、国の教育ローンなど）、制度申請先を案内し、本人の同意の下、事前に情報提供・相談予約をとるなどの支援をしている。
- ・金銭貸付以外の解決方法として、食料支援や現物給付で解決出来る場合、そちらを優先し、生活課題を抱えている相談者に現状以上の負担をかけないよう配慮している。貸付事業の考え方とし

ても、金銭貸付は最終手段とし、相談者に最も負担をかけない解決方法を提案し、その上で必要な場合のみ金銭貸付とするよう相談支援を実施している。

④向日市社会福祉協議会(京都府)

1) 基礎情報

- ・向日市は人口 5.5 万人程度で、最近市内にある駅近辺に大型スーパーと大型マンションができ、人口は増加傾向。ただし、府営住宅のある地区や、古くから一戸建てが建てられていた地域などは高齢化が進んでいる。
- ・自立相談支援事業を社協で受託。貸付の体制としては 2 名＋管理職。全員自立相談支援機関との兼務。貸付の 2 名のうち 1 名が主任相談員、もうひとりが相談支援員・就労支援員の兼務。
- ・任意事業は就労準備支援事業が別の法人で展開しているが、家計改善支援事業は市としては未実施。ただし、貸付の相談の中で家計改善支援事業に近いことを行っていると思われる。
- ・高齢者に限らず、困り事相談の場合はまずは自立相談支援機関で受け止めて、その相談状況に応じて、引き続き自立相談支援事業で伴走支援を行うか、貸付につながるか、日常生活自立支援事業、地域包括支援センターを紹介するか等の振り分けを行っている。

2) 独自貸付や給付等

- ・市社協独自資金として「小口厚生資金」がある。3 万円上限、無利子、連帯保証人は不要。身分証明書と公共料金支払い実績がある住所記録があれば 2 日程度で支給、緊急性があれば当日対応も行っている。緊急時のつなぎに活用されることが多く、電気代、携帯電話代、食費などに使われる。以前は、償還状況が悪かったようだが、最近は自立相談支援事業での支援とも連携しているため継続的な関わりができており、償還率は高まってきている。平成 29 年度は 7 件、30 年度はヒアリング時点で現在までに 4 件で、高齢者の利用はほとんどない。償還にあたっては、決まった封筒にお金を入れて社協に持参する方法を取っており、あえて接点を作ることで、関わりを持つようとしている。
- ・向日市の委託事業として「くらしの資金」も生活福祉資金とは別の独自貸付制度。年に 2 回、7 月上旬と 12 月上旬に 2 週間程度の期間に申し込み時期があり、10 万円が上限、連帯保証人不要で無利子。年間 400 万円ほどの予算を見込んでいるが、利用件数は減少傾向。以前は夏の申し込みで 20～30 件あったが、現在は 1～2 件。期間が限られているため、なかなか利用者ニーズと合致しづらく、現在申し込みをする人は、制度を知っている人で、複数回もしくは繰り返しこの事業を活用している。
- ・食料に困っている人についてはフードバンクと連携して支援している。

3) 高齢者への貸付・相談の実態

- ・以前に比べて高齢者の相談者が増えてきたといった実感はない。
- ・高齢者の貸付のほとんどが生活保護世帯へのエアコン購入費用となっている。
- ・高齢者の相談の特徴的なこととして、生活水準を落とせない、散財・浪費が原因で借入を繰り返しているといった金銭管理に課題があることや、低収入であることがあげられる。また、ギ

-
- ャンブルやアルコール依存が疑われ、借入を繰り返すことで返済に追われているケースも多い。
- ・生活福祉資金の連帯保証について、京都府の場合は、連帯保証人が付く場合は無利子、ない場合は有利子となるが、借入申込者が65歳以上の場合は、原則として連帯保証人を立てるものとしており、保証人をつけることを求めている。
 - ・ただし、親族とは疎遠になっていたり、兄妹も高齢の場合は、連帯保証人がない場合もあり、そうしたケースも少なくない。そのため、高齢者の貸付については、65歳以上、70歳以上の年齢で段階的に貸付金額や償還年数に要件がある（例：65歳以上の場合、借入額が30万円を超えないこと、償還期間3年間を超えないことのいずれかを条件とする等）

4) 高齢者への貸付の課題・対応状況

【課題】

- ・高齢化に伴い、身体機能や認知機能の低下により、貸付の手続きが困難と感じる場合がある。足が悪く複数回の来所が難しい場合や、必要書類の準備等に援助や配慮の必要性がある。
- ・生活レベルを落とすたくないため、年金担保貸付の借入を繰り返す、債務が重複している人がある等、金銭管理能力に課題がある高齢者も多い。
- ・兄妹も高齢の場合が多く、ほとんどの場合、連帯借受人をつけることが難しい。

【対応】

- ・身体的な配慮が必要な高齢者については、相談員が市役所へ出向き手続きを行うことがあるほか、自宅へ訪問することもある。また、日程調整や説明などは本人の能力に応じて柔軟に対応している。
- ・任意事業として家計改善支援事業の展開はしていないが、金銭管理能力に課題がある人に対して、自立相談支援事業や、貸付相談時において、実質同様な収支の分析等は行っている。それでも難しい場合は、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）につなげるようにしている。

5) 年金担保貸付制度廃止に伴う影響、課題と感ずること

- ・年金担保貸付制度の場合、月々の返済金額が大きくなる傾向もあり、規模感が生活福祉資金と異なる。そもそも対象者が異なっている印象。

6) その他

【日常生活自立支援事業】

- ・今の日常生活自立支援事業の利用者の中で、生活福祉資金貸付を償還中の人も複数名存在する。また、相談を受け付けた時点で、日常生活自立支援事業と貸付両方が必要だという人も存在する。
- ・以前の通達等も踏まえ、また、利益相反にならないか内部でも検討し、貸付・自立相談支援事業担当と、日常生活自立支援事業の担当とは別々にしている。
- ・日常生活自立支援事業の利用者で、生活福祉資金の償還がある人は、他にも複数の支払いがある場合が多い。その時に、優先順位が高い順番に支払うこととしており、現状では、日常生活自立支援事業の利用者が償還にあてる金額の優先順位は低くなることが多い。

【緊急小口資金】

- ・緊急小口資金は相談から送金されるまで2週間以上かかる。書類が揃って申請しても、1週間以上はかかるという認識。時間がかかるため独自貸付などに頼る傾向はある。
-

⑤松江市社会福祉協議会(島根県)

1)基礎情報

- ・生活福祉資金担当の職員は、専任1名(社会福祉士、数年前まで地域包括支援センター勤務経験)、法人後見との兼務1名、係長兼務1名。法人後見は13件受諾。
- ・社協で自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備事業、一時生活支援事業を受託。2階が生活福祉資金の窓口で、3階が自立相談支援機関「松江市くらし相談支援センター」として運営。係長が支援調整会議にも参加し、両制度における情報共有は常に行っている。
- ・市内の地域包括支援センターは6箇所+2箇所のサテライト。
- ・貸付の相談があった際、簡単な収支表で整理をしていく中で、家計改善支援事業の活用が適切と思われた際にはすぐに自立相談支援機関「松江市くらし相談支援センター」へつなぎ、「松江市くらし相談支援センター」で貸付が必要というケースがあった場合は、生活福祉資金の担当につながってくる。これは年齢層に関わらずそうした対応を取っている。
- ・地域包括支援センターとも相互に連携しあっている。高齢者の場合は、病院や見守りなどの生活支援を要する場合に連携することが多い。貸付の窓口から各担当につながり件数としては、地域包括支援センターよりも自立相談支援機関の方がやや多い。
- ・障がい者の総合相談窓口である、まつえ障がい者サポートステーション「絆」も事務局として受託しており、障がい対応も連携している。

(貸付実績等)

- ・高齢者の件数としては、28年度は60～64歳で3件(緊急小口1、転居費用1、自動車購入1)、65歳以上で4件(転居・退去費用2、家電購入1、住宅改修1)。29年度は60～64歳で1件(住宅改修)、65歳以上で2件(要保護向け不動産担保型生活資金1、住宅改修1)。
- ・30年度の現時点においての高齢者の件数は、60～64歳で0件、65歳以上で11件(住宅改修2、自動車購入1、車検費用2、退去費用1、退去・自宅改修1、家電購入1、緊急小口2件、要保護向け不動産担保型生活資金1)。
- ・各地区民協に対し、4年目をむかえる自立相談支援機関の事業説明と合わせて生活福祉資金貸付制度の説明を行っている。

2)独自貸付や給付等

- ・社協の独自事業として、「民生融金」という独自の貸付事業を展開。困窮している人に対し、ライフラインや食費などで一時的に貸付を行う。
- ・「民生融金」は、5万円以内で原則連帯保証人を要する「生活資金」と、連帯保証人を不要とし即時的に1万円以内を支給する「緊急現金」の2種類がある。「生活資金」は平成29年度で124件、平成30年度は現時点で66件(うち、高齢者が17件)。今年度大幅に減少したのは、貸付対象者の見直しを行ったため。
- ・「生活資金」は原則として連帯保証人を必要としているが、状況に応じて判断をしているため、結果的に半分以上は連帯保証人がいない中で貸し付けている。「緊急現金」は、元々連帯保証は不要だが、民生委員の見守りは条件となっている。
- ・貸付とは別にフードバンク事業も実施。元々は県社協で独自に行っていたフードバンク事業を引き継いで展開。特に回数制限はないが、頻繁に来る人もおり、回数を重ねる傾向にある人は、別途支援につなぐ。自立相談支援機関につなぐケースとして、頻繁にフードバンクを利用するとい

うことを理由に訪問するきっかけになることもある。

3) 高齢者への貸付・相談の実態

- ・高齢者の相談者のケースとして、貯蓄がない、金融機関からの借り入れができない、生活保護世帯であるといったことがある。
- ・もともと地域包括支援センターや自立相談支援機関で関わっていた事例がつながってくる場合は、アセスメントがなされており、スムーズに貸付につながりやすい。同じ建物にあるメリットは感じている。
- ・主な相談内容としては、病気、入院、配偶者の死亡等により急に環境が変わり、収入が減る、支出が増えるなどして生活費が不足しての相談や、無職もしくは収入が少ない子どもと同居しており経済的DVを疑われるケース、延滞分や月々の支払いに追われて生活費が不足しているケースなど。また、最近では近親者の葬儀代が払えないという相談も増えてきている。
- ・お金がない、ということについては預貯金が無い、年金収入のみで就労収入等の収入増の見込みがない人、既に年金担保貸付を受けていて、これ以上貸付を受けられないといったケースもある。
- ・具体的な使途としては、雨漏り改修や手すり設置、段差解消に向けての住宅改修費、移動手段確保のための車両関係（購入、整備、車検、税金）の費用、引っ越し・修復費用など転居にかかる費用等に関するニーズも目立つ。
- ・島根県の特徴として、車がないと生活できないということがあり、車に関するニーズは高い。所有するとなると、税金をはじめ維持費が大変になっていることを整理して伝えるが、なかなか車を手放すという判断に至るまで理解を得るのは時間がかかり、難しい。
- ・特に高齢者は、これまでの生活習慣・レベルを軌道修正することが難しく、これまでと同じ暮らしを維持したいが、収入が減ってしまったほか、既に借金をしている等により、新たな貸付を希望するも、そもそもの家計の改善が必要と思われる特徴がある。

4) 高齢者への貸付の課題・対応状況

- ・高齢者からの相談件数が徐々に増えているかどうかという印象はあまりないが、8050問題は増加してきているという印象がある。また、貸付は世帯単位であるため、世帯主が高齢者ではなくても、資金ニーズとして高齢者ということもある。
- ・貸付について高齢者に説明をしても十分に理解していただけないことがあるのは課題。関わっている地域包括支援センターやケアマネジャーにも説明し、状況を報告し、申請から関わってもらうようにしている。
- ・連帯保証人は原則県内居住の概ね65歳未満、または一定の資力を有し、また安定した収入のあるものとしているが、実際には身寄りがない人も多く、連帯保証人を確保するのが困難。県社協との調整の結果、県内にいない場合は、県外に居住する人も連帯保証人になれることとなったが、それによって劇的に改善したわけではない。
- ・貸付時は自立していても償還期間中に認知症状が進行するなどし、判断能力が低下し、金銭管理が困難になる場合もある。
- ・償還計画について、家計の収支を確認したうえで、生活に支障を来さない程度に、かつ、償還期間が長期にならないように一緒に考えることを徹底している。そのため、貸付金額は必要最低限となる。
- ・償還期間中に償還が困難となった場合、償還額を減らすことを検討する。

-
- ・生活保護世帯は、ケースワーカーと貸付の必要性や、償還の可能性、償還方法等を十分に話し合い、確認してもらおう。

5) 年金担保貸付制度廃止に伴う影響、課題と感ずること

- ・年金担保貸付制度を断られた人が相談に来ることもあり、最近増えてきている印象。
- ・年金担保貸付では借金の返済が可能のため、そのニーズは比較的大きいと予想するが、生活福祉資金はそれができず、年金担保の利用者にニーズとはギャップが予想される。
- ・元々生活福祉資金でもさほど高齢者が多いわけではないため、受け止めることができるかというのは大きな懸案。

6) その他

【日常生活自立支援事業】

- ・日常生活自立支援事業では 120 名超の人が現在利用者。待機は数名。利用者の中で償還中の人は 1 名のみ。過去も 1 名いた程度。今抱えているその 1 件は、もともと地域包括支援センターで抱えていた案件で、日常生活自立支援事業を利用して利用者が、住宅改修のための貸付も必要ではということで貸付を申請した。その際、内部で協議を重ねて、日常生活自立支援事業の一環で償還も計画に入れた。今後もこうした事例は増えていくものと予想される。

⑥ 糸島市社会福祉協議会(福岡県)

1) 基礎情報

- ・生活福祉資金担当の職員は、3 名。専任はおらず、全員、日常生活自立支援事業等何らかの他業務を兼務。
- ・現在は生活困窮者自立相談支援事業を受託していないが、次年度より受託予定。
- ・成年後見センターは市内にはなく、次年度よりセンター機能について検討する協議会を設立予定。
- ・市内の地域包括支援センターは 5 ヶ所で、うち 1 ヶ所を社協が受託。

2) 独自貸付や給付等

- ・緊急小口資金の対応で時間に猶予がない方などに対して、独自貸付として、昭和 57 年から「福祉金庫貸付」に取り組んでいる。上限 5 万円・無利子で、連帯保証人は原則必要だが、柔軟に対応している。ただし、償還の目処がある人に対してであり、年金や給与の振込までのつなぎに使われることが多い。貸付額としては千円から 4 万円と相談者の状況により幅広い。
- ・償還の目処が見込みにくい方では、福岡県内の社会福祉法人の社会貢献で取り組んでいる「ライフレスキュー事業」で対応することもある。これは平成 28 年度から始まっている事業で、生活困窮者への相談支援に合わせて電気代等ライフラインに窮する方の緊急的な支援を行うことができる事業。
- ・その他フードバンク関連のボランティア団体が、食べ物に困っている人に対しての食料援助を実施している。
- ・「日常生活自立支援事業」までのつなぎの金銭管理サービスとして「糸島市通帳等財産預かりサー

ビス」を展開。利用料は月 250 円で通帳を預かり出入金を一緒にしている。現在 8 件が利用中であり、利用者は高齢者に限らない。規定では、在宅で福祉サービスを受けている人等の定めがあるが、結局のところ柔軟に対応しているのが現状。例えば、精神疾患でグループホームに入っている人で浪費癖がある人や、生活保護受給者で住宅扶助も使い込んで大家からクレームがきている人なども登録している。年金未更新の人を緊急小口資金の申請につなぎ、年金支給までのギリギリの生活を支援するケースもあった。

3) 高齢者への貸付・相談の実態

- ・平成 30 年度のこれまでの貸付初回相談件数として（3 月 12 日まで）、118 件のうち高齢者からの相談が 25 件。
- ・生活福祉資金の貸付件数としては、総合支援資金が 0 件、福祉費が 4 件（446,000 円）ですべて高齢者（生活必需品 3 件、冠婚葬祭費 1 件）。緊急小口資金 40 件（3,036,000 円）うち生活保護受給までのつなぎが 23 件で、その中に高齢者 5 件含む。教育支援資金・教育支援費 14 件（13,485,000 円）、就学支度費 16 件（6,936,000 円）で合計 74 件 23,903,000 円。
- ・急な支出の原因として、病院・医療費に関するものが多いのが高齢者の特徴。
- ・生活に困窮している高齢者の貸付相談では、緊急小口資金での対応を検討することが多い。生活保護受給までのつなぎ等。
- ・もともと高齢者の相談が比較的多い印象であり、近年高齢者の相談が増加しているといった印象は特にない。年金担保貸付制度の廃止動向もまだあまり影響が出てきていない。

4) 高齢者への貸付の課題・対応状況

- ・民生委員協議会での生活福祉資金の説明等を丁寧に行っていることもあり、市全域ではないが、民生委員がかなりフォローしてくれている実態がある。
- ・ただし、民生委員との関わりを拒むケースもあり、実際には民生委員が関わりづらい中で、貸付決定までの調整にかなり時間がかかったこともある。
- ・必要に応じて地域包括支援センターや自立相談支援機関（直営）とも連携を取るが、そもそもそうした支援機関との継続的な関わりを拒み、関わりが難しい人も多い。

5) 年金担保貸付制度廃止に伴う影響、課題と感ずること

- ・必要に応じて、年金担保貸付制度を紹介することもある。今後どのような影響が出てくるかまだ想定しきれていない。
- ・生活福祉資金貸付制度と年金担保貸付制度とでは条件が異なり、緊急的なものを除くと、年金担保貸付の利用者がそのまま流れてくるとは考えにくい。

第Ⅵ章

本調査のまとめ

1. 年金担保貸付制度廃止後、想定される生活福祉資金貸付制度の利用者像

調査の論点 1 年金担保貸付制度の廃止・事業の規模の縮小に伴い、生活福祉資金貸付制度の利用（貸付相談）が想定される高齢者の利用者像・実態はどのようなものとなっているか。

年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度は、貸付制度の対象や資金用途などに共通点がある。一方、両制度の運用の違い等から、これまでの調査結果を踏まえて利用者の特徴を比較した場合には「共通点」とともに「違い」がみられる。

年金担保貸付制度が縮小・廃止されると、年金担保貸付制度の利用者の一定数が生活福祉資金貸付制度を利用することが想定されるため、どのような高齢者の相談者・利用者への対応が必要となるかを整理しておくことは重要と考えられる。以下に、これまでの調査結果により把握された、生活福祉資金貸付制度の相談者、利用者の実態から、対応が必要な高齢者（世帯）の利用者像を整理した。

①世帯構成

年金担保貸付制度が高齢者「個人」に対する融資であることに対し、生活福祉資金の貸付対象は「世帯」単位（世帯で最も収入がある人が借受人になる）である。そのため、借受人が高齢者となるケースとしては、(1) 高齢者単身世帯、(2) 高齢者のみ世帯、(3) 高齢者の年金等でその子や孫などの家族を含む生計が成り立っている世帯、の3つが主に想定される。

アンケート調査結果からは、生活福祉資金「福祉費」の利用者や、市区町村社協の貸付相談に来所した高齢者の相談者の世帯構成は「単身」が約半数を占めていた（年金担保貸付の利用者では約1/4）。単身高齢者世帯の場合、収入が少なく償還の見通しが立ちづらい上、連帯保証人が立てられず貸付まで至らないケースが多いという実態がある。単身高齢者世帯は、今後も増加していくことが考えられ、年金担保貸付では信用保証制度により単身高齢者であっても融資を受けやすいが、生活福祉資金ではそうした仕組みがないため、貸付の判断にあたり苦慮する点となる。

②家計の状況

年金担保貸付制度は、収入要件がないため、ある程度の年金・収入等がある高齢者から、生活保護基準以下の状況にある高齢者までが貸付を受けることができると考えられる。

一方、生活福祉資金貸付制度の要件は、「低所得世帯（市区町村民税非課税相当）」・「障害者世帯」・「高齢者世帯（福祉資金については日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）」となっている。そのため、家計や世帯収入の状況から、年金担保貸付制度の利用者のうち、生活福祉資金貸付制度で対応することが可能（必要）な対象者のおおまかな範囲を想定することができるといえる。

また、生活福祉資金「福祉費」の高齢者世帯の利用者像や、現に市区町村社協の貸付窓口にご相談に来る高齢者の相談者像を参考にすると、年金担保貸付制度の廃止に伴い、その利用者の一定数を生活福祉資金貸付制度で対応する場合における対象者像については、以下のようにイメージされる。

●ある程度の年金収入等があるものの、何らかの生活課題により生活困窮となっている層

高齢者のケースとして、ある程度の年金額を受給している、定期的な稼働収入がある等の場合、冠婚葬祭や住まいの修繕、家電用品の故障・買い替え等の突発的な支出による貸付理由であれば、計画的な返済計画により貸付を行うことが可能な場合が多いと思われる。

一方、ある程度の収入があっても、世帯収入の高かった時の生活水準が下げられない、浪費等の家計的な課題や、借金等を抱え、生活のやりくりが行えず慢性的に生活費が不足している場合もある。また、同居する家族による搾取を含め、無職・無収入の子と同居している等の家族問題を抱えるために世帯収入として生活費が不足し困窮状態にあるなどのケースでは、貸付の判断や貸付を行う場合にも、特にフォローが必要と考えられる。

●無年金や年金収入自体が少なく、慢性的な生活困窮となっている層

もう一方で、年金のみの生活者や、年金受給があっても額が少ない、かろうじて稼働収入により生計を立てている場合など、生活保護基準か、それを少し上回る程度の家計の状況にある相談者も想定される。こうした世帯には、やむを得ず、家計の状況を踏まえぬまま年金担保貸付を繰り返し利用することで、結果として生活保護水準ギリギリの年金額になるなどして暮らしが悪化し、生活福祉資金貸付の相談に至る高齢者も一定数見受けられている。

このような低所得高齢者に対して、生活福祉資金においては、高齢ということから今後の収入増が見込まれず、返済の見通しを立てづらいため、貸付を行うことには丁寧なフォローが必要となってくる。また、状況に応じては、貸付によらない支援の方向性の検討も必要と考えられるため、相談対応に工夫が求められるといえる。

●債務を抱える高齢者世帯層

アンケート調査からは、生活福祉資金の利用者や貸付窓口への相談者のうち、他からの借入がある世帯が3割程度含まれる。生活福祉資金には、年金担保貸付における「債務等の一括整理」に対応する費目はなく、借金・債務を抱えるものについての貸付は難しい判断となることが想定され、貸付と併せて家計面での相談支援を行うなど対応の工夫が重要になると考えられる。

2. 高齢者への生活福祉資金貸付制度活用にあたっての課題

調査の論点 2 年金担保貸付制度の利用者の一定数が生活福祉資金貸付制度を利用することを想定した場合、貸付や償還に関する課題として、どのようなことが考えられるか。

(1)生活福祉資金貸付制度の相談・利用者像から想定される課題

都道府県社協・市区町村社協のアンケート自由記載結果を中心に、ヒアリング調査結果を補完し、生活福祉資金貸付制度の相談・利用者像から想定される課題を整理すると、以下のような点が考えられる。

①償還に関する課題

- ・高齢者の場合、就労等による収入増は見込みにくく年金からの償還となるため、大きな金額の貸付は難しい。また、健康状態等を考えれば長期にわたる償還期間も設定しにくい。
- ・年金担保貸付制度の返済は年金からの天引きであるため自動的に償還され、延滞利子がつくことはないが、生活福祉資金貸付の償還では、償還期限後は元金に対する延滞利子が発生する。また、借受人が死亡した場合の相続人からの償還や償還免除の判断等も難しい。
→高齢者への貸付であるため避けられないリスクでもある。償還が負担にならないようアセスメントを丁寧に行い、家計状況から本当に必要な借入額となるよう意思確認する、償還期間が短くなるよう設定する、できるだけ借金を負わないように貸付以外の方法を提案するなど各社協において工夫がなされているところである。
→償還が長期に及ぶことが予想される場合、家族等を含む理解を得ていくことも重要。

【実践例】台東区社会福祉協議会(東京都)

貸付相談時から家計指導を行い、据置期間中の貯蓄のアドバイスや据置期間を利用しない返済を提案している(振込用紙を利用する場合は全部を渡さず、定期的に連絡をもらってから用紙を渡すようにしている)。返済期間中は、月1回必ず電話連絡をし、近況の把握をするようにしている(償還に課題を抱える人を中心に)。返済終了後も、定期的に連絡を取り合うケースもあるほか、サロン・老人福祉会館等地域と関わりがもてるような場所を紹介している。

【実践例】秋田県社会福祉協議会

償還期限内に償還が完了せず、延滞利子が発生する場合があります。相続人が「延滞利子がかかる前に知らせてくれたら払ったのに」などトラブルになりがち。そのため、償還が長期になりそうな人には、借入することを家族にきちんと相談してもらうようにしている。家族に頼りたくない人には、亡くなった場合は家族に知らせることになる旨を本人に伝えるよう、市町村社協に確認のお願いをしている。

②判断能力のリスク

- ・高齢による判断能力の低下、理解不足により、契約能力や貸付に対する理解力の不十分さ（提出書類や手続きに関する書類の説明等）が危惧される場合や、貸付後に徐々に判断能力が衰えていく場合がある。金銭管理が困難になり償還に影響が出る可能性が考えられる。
 - 貸付の面談において、その人にとってわかりやすいペース、言葉で説明を行う、繰り返して説明を行う、貸付のメリット・デメリットについて丁寧に説明し、理解を求める、本人以外の支援関係者と連携して貸付の判断や申請の手続きなどのサポートを得るといった工夫が行われている。
 - 生活福祉資金貸付の場合、窓口である社協において、貸付の理由や背景など生活相談のための情報を聞き取るため、その中で家計に関して辻褄が合わないことや負債に気づくといったこともある。こうした相談プロセスを経ることで、貸付にあたっての判断能力を把握できている側面がある。
 - 償還までの金銭管理に課題がある場合、社協内での実施体制において透明性を確保した上で、必要に応じて日常生活自立支援事業等の利用につなげるケースもみられている。

【実践例】安城市社会福祉協議会（愛知県）

貸付相談に来所される高齢者の多くは単身世帯で家族関係が疎遠なことが多く、地域包括支援センターなどと連携を取りながら相談を進めている。状況によっては貸付に必要な書類を集めるために、個別にどこに何の書類をとりに行くか明記した電話番号などを記載したリストを渡したり、同行したりすることもある。また、貸付当初は問題なく償還も自己管理できていた人が、償還の途中で認知症を発病することで償還管理ができなくなることもある。発病初期と思われる段階で手持ち資金を無計画に使ってしまい、償還どころか生活も立ちいかなくなることもあり、食料支援の活用や地域の他機関と連携しながら支援していく。

③高齢者をサポートする仕組みの必要性

- ・高齢者との契約のリスクを補完するため、連帯借受人、連帯保証人をお願いする場合があるが、頼れる親族や知人がいない場合や、連帯保証人自身の返済能力が乏しいといった場合も多く見受けられる。家計面でのアドバイスを含め、高齢者の自立生活を可能にするサポートと合わせて貸付を考える必要がある。
 - 高齢者自身はお金で解決できると思っている、実際には貸付だけでは解決しない課題が背景にあることも少なくない。高齢であるからこそそのリスクを前提とした貸付となることもあり、本人に近い距離で家計に寄り添い支える役割や、何かあったときに気にかけてくれる存在など、本人との関係性をつなぐ役割が重要と考えられる。

【実践／参考例】千葉県生活クラブ「家計再生支援貸付」による「生活伴走人」

融資条件として、原則として「生活伴走人」（相談者とともに生活再生を目指し、問題解決をはかる人。弁財義務は負わない）が必要と設定している。本人の償還が滞った場合、連絡が取れなくなった場合などに一緒に家計を考えたり訪問したりしてもらった仕組みとなっている。連帯保証人ではないが、本人に近い距離で家計に寄り添う役割を担っている。

(2) 高齢者の貸付ニーズとのマッチングに関する課題

生活福祉資金「福祉費」の貸付費目のうち、年金担保貸付の用途と対応する費目の中で、貸付実績が一定数あるなど高齢者の貸付ニーズが伴うと考えられる費目「住宅改修費」、「療養費」、「冠婚葬祭費」、「住宅移転経費」、「その他」について、マッチングの状況、及び、主に償還状況等（図表VI-2-2、VI-2-3、VI-2-4）から、費目別の課題について以下に考察した。

図表VI-2-1 高齢者の貸付ニーズとのマッチングの状況及び想定される課題

費目 ()内は福祉費 での構成割合 (注)	貸付ニーズ	想定される課題
住宅改修費 (5.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家の状況等、貸付実績には地域差あり。介護リフトの設置など高齢者ニーズ自体はあると想定されるが、持ち家世帯の経済状況等の地域差もあると考えられる。 ・生活保護受給者に対する貸付もあり（収入認定なし）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額が「100万円以上」が半数を占め、償還期間は「5～10年未満」が6割強。償還期間が長い傾向があり、償還完了者の割合が低い（33.6%） ・貸付ケースの半数は連帯保証人「あり」。
療養費 (3.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者からの相談内容として、病気やその療養費に関する相談は一定数ある。 ・高齢者の貸付費目の構成割合3.9%と、年金担保貸付（「保健・医療」23.1%）と比べ貸付利用率が低め。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額は「10～30万円未満」、「30～50万円未満」あたりが多く、償還期間が「5～10年未満」が約6割であるなど償還期間が長くなる傾向があり、償還完了者の割合が低い（43.3%）。また、償還期限を過ぎての償還中割合が13.3%と他費目と比べやや高め。 ・貸付対象となる療養期間などに関して、都道府県ごとに要件が設けられている場合もある。高齢のため治癒の見込みが立ちにくいことから貸付に至らないケースもあることが考えられる。
冠婚葬祭費 (2.5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や近親者の葬儀代が出せないなど高齢者からの利用ニーズはそれなりにあると考えられる（ヒアリング結果より）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額は、「10～30万円未満」が約4割、「30～50万円未満」が3割、「50～70万円未満」が2割強と幅がある。 ・償還期間は「3～5年未満」が約7割。 ・償還完了者の割合は58.9%である一方、償還期限を過ぎての償還中割合が15.8%と他費目と比べやや高め。

住宅移転経費 (10.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の建て替えで立ち退きを迫られる、家賃低減などの目的で公営住宅に入居するための転居費用など、貸付ニーズ及び実績がそれなりにある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額は、他費目と比べると比較的低い傾向にあり、「10～30万円未満」が約半数。償還期間は「1～3年未満」と「3～5年未満」あわせて約7割。 ・償還完了者の割合は資金全体と同じく70.9%である一方、償還期限を過ぎての償還中割合が13.3%と他費目と比べやや高め。
その他 (66.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉費内での構成比率が最も高く、年金担保貸付で最も利用実績がある費目（「生活必需品等の購入」46.0%）であるため高齢者の貸付ニーズが多いと考えられる費目。 ・生活福祉資金貸付では、生活保護受給者へのエアコン購入等が多くを占める。高齢者からの貸付ニーズとして一定数ある（市区町村社協アンケート調査より）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額は「10万円未満」が約6割、「10～30万円未満」が約3割と、全体として他費目と比べ貸付金額が低く、比較的短期（1年未満が約半数）の償還期間で設定されている。 ・償還完了者の割合は80.7%と福祉費の費目の中では最も高く、償還期間が短い分、償還期限を過ぎての滞納も実績として少ない傾向。

(注) 全国社会福祉協議会より提供を受けた貸付利用者データに基づく（P15、図表Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2参照）

図表VI-2-2 高齢者(65歳以上)貸付費目別・償還状況

貸付費目	償還状況							計
	償還中 (償還計画期間内)	償還中 (償還期限到来債権)	償還完了者の割合		延滞利子免除による償還完了	計		
			償還完了	償還免除による償還完了				
生業費	24 54.5%	7 15.9%	13 29.5%	13 29.5%	0 0.0%	0 0.0%	44 100.0%	
技能習得経費	6 37.5%	2 12.5%	8 50.0%	8 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%	
住宅改修費	314 64.3%	10 2.0%	164 33.6%	162 33.2%	2 0.4%	0 0.0%	488 100.0%	
福祉用具	18 20.0%	8 8.9%	64 71.1%	64 71.1%	0 0.0%	0 0.0%	90 100.0%	
障害者自動車購入経費	375 70.0%	25 4.7%	136 25.4%	132 24.6%	3 0.6%	1 0.2%	536 100.0%	
療養費	140 43.3%	43 13.3%	140 43.3%	133 41.2%	7 2.2%	0 0.0%	323 100.0%	
介護サービス等経費	12 35.3%	2 5.9%	20 58.8%	19 55.9%	1 2.9%	0 0.0%	34 100.0%	
災害臨時経費	32 36.4%	6 6.8%	50 56.8%	47 53.4%	1 1.1%	2 2.3%	88 100.0%	
冠婚葬祭経費	51 25.2%	32 15.8%	119 58.9%	113 55.9%	6 3.0%	0 0.0%	202 100.0%	
住宅移転経費	140 15.8%	118 13.3%	630 70.9%	608 68.5%	21 2.4%	1 0.1%	888 100.0%	
就職・技能習得支度経費	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	
その他	720 13.2%	338 6.2%	4,410 80.7%	4,315 78.9%	80 1.5%	15 0.3%	5,468 100.0%	
熊本特別	8 80.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%	
計	1,841 22.5%	595 7.3%	5,755 70.3%	5,615 68.6%	121 1.5%	19 0.2%	8,191 100.0%	

図表VI-2-3 高齢者(65歳以上)貸付費目別・償還期間

貸付費目	償還期間						計
	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年	
	生業費	3 6.8%	7 15.9%	12 27.3%	14 31.8%	8 18.2%	
技能習得経費	0 0.0%	4 25.0%	7 43.8%	5 31.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
住宅改修費	35 7.2%	58 11.9%	76 15.6%	317 65.0%	2 0.4%	0 0.0%	488 100.0%
福祉用具	39 43.3%	21 23.3%	14 15.6%	16 17.8%	0 0.0%	0 0.0%	90 100.0%
障害者自動車購入経費	5 0.9%	49 9.1%	87 16.2%	393 73.3%	2 0.4%	0 0.0%	536 100.0%
療養費	17 5.3%	62 19.2%	59 18.3%	185 57.3%	0 0.0%	0 0.0%	323 100.0%
介護サービス等経費	7 20.6%	9 26.5%	6 17.6%	12 35.3%	0 0.0%	0 0.0%	34 100.0%
災害臨時経費	22 25.0%	13 14.8%	18 20.5%	35 39.8%	0 0.0%	0 0.0%	88 100.0%
冠婚葬祭経費	8 4.0%	54 26.7%	138 68.3%	2 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	202 100.0%
住宅移転経費	224 25.2%	291 32.8%	368 41.4%	5 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	888 100.0%
就職・技能習得支度経費	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
その他	2,765 50.6%	1,806 33.0%	889 16.3%	8 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	5,468 100.0%
熊本特別	2 20.0%	0 0.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
計	3,127 38.2%	2,375 29.0%	1,680 20.5%	996 12.2%	13 0.2%	0 0.0%	8,191 100.0%

図表VI-2-4 高齢者(65歳以上)貸付費目別・貸付金額(※再掲)

	貸付金額							計
	10万円未満	10～30万円未満	30～50万円未満	50～70万円未満	70～100万円未満	100万円以上	対象外	
生業費	5 11.4%	5 11.4%	6 13.6%	6 13.6%	5 11.4%	17 38.6%	0 0.0%	44 100.0%
技能習得経費	1 5.9%	6 35.3%	7 41.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	1 5.9%	17 100.0%
住宅改修費	14 2.8%	65 13.2%	54 11.0%	55 11.2%	53 10.8%	247 50.1%	5 1.0%	493 100.0%
福祉用具	13 14.3%	23 25.3%	28 30.8%	13 14.3%	4 4.4%	9 9.9%	1 1.1%	91 100.0%
障害者自動車購入経費	3 0.5%	33 6.0%	49 8.9%	56 10.2%	63 11.5%	334 60.9%	10 1.8%	548 100.0%
中国残留邦人国民年金経費	0	0	0	0	0	0	0	0
療養費	19 5.8%	113 34.6%	84 25.7%	57 17.4%	31 9.5%	19 5.8%	4 1.2%	327 100.0%
介護サービス等経費	4 10.8%	14 37.8%	10 27.0%	2 5.4%	3 8.1%	2 5.4%	2 5.4%	37 100.0%
災害臨時経費	5 5.7%	14 15.9%	15 17.0%	12 13.6%	19 21.6%	23 26.1%	0 0.0%	88 100.0%
冠婚葬祭経費	8 3.9%	81 39.7%	60 29.4%	54 26.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	204 100.0%
住宅移転経費	230 25.4%	439 48.5%	190 21.0%	30 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	17 1.9%	906 100.0%
就職・技能習得支度経費	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
その他	3,433 62.0%	1,630 29.4%	378 6.8%	32 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	67 1.2%	5,540 100.0%
熊本特例	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 18.8%	5 31.3%	8 50.0%	0 0.0%	16 100.0%
計	3,735 44.9%	2,425 29.2%	882 10.6%	321 3.9%	183 2.2%	661 7.9%	108 1.3%	8,315 100.0%

市区町村社協アンケート調査結果から、現在の市区町村社協の貸付窓口への高齢者からの相談内容をみると（P50）、「収入・生活費について」が61.7%と最も多く、次いで「病気や健康、障がいについて」が21.0%、「住まいについて」が18.5%、「その他」（生活必需品、冠婚葬祭、子ども・孫への支援、生活費等）が17.4%と続く。こうした高齢者からの相談の傾向を反映するかのよう、年金担保貸付及び生活福祉資金貸付において共通して利用実績の高い費目がある。これらは、年金担保貸付制度の廃止後、生活福祉資金貸付制度に対する貸付ニーズとして多く相談が寄せられることが考えられ、償還を含む課題等に対して留意が必要である。

●「その他」経費

年金担保貸付制度では「生活必需物品の購入」に相当し、生活福祉資金貸付制度とも両方において最も貸付実績の多い費目である。生活福祉資金における資金用途としては、エアコン等の生活必需品の購入等が多くを占める傾向にある。全体として、貸付金額が少額で償還期間も短いこともあり、他費目と比べると償還状況に大きな問題はみられない。

一方、市区町村社協への相談状況アンケート(※)からは、福祉費のうち「その他」経費の借入（申込）希望のあった73ケースのうち、20ケースは「申請に至らなかった」「貸付不承認」であった。貸付に至らなかった20ケースの世帯の収入状況は、生活保護基準以下が9ケース、生活保護基準超～市町村民税非課税範囲が5ケースであった。なお、調査時点で、貸付に至り「貸付期間中」、あるいは「借入申込中」、「貸付決定・資金交付待ち」をあわせた計39ケースの世帯の収入状況は、生活保護基準以下が31ケースとほとんどを占めている。

特に、生活保護基準ギリギリの生活となっている困窮世帯においては、生活保護へのつなぎや、償還が負担になることなどを考慮し、少額の貸付であっても貸付判断や対応の難しさが生じている可能性がある。

(※)アンケートの回収が得られた868市区町村社協において、本調査期間内の任意の2週間の中で、お金のことで(生活費の不足、一次的な資金需要等)来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談ケースの概要を記載する「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に回答のあった353カ所から得られた計742ケースについて集計・分析。

●「療養費」

高齢のために、病気や健康等に関する課題が生じやすく、現に年金担保貸付制度において利用の多い費目（「保健・医療」に相当）であるが、生活福祉資金貸付制度においては「療養費」の貸付実績はそれほど高くない。市区町村社協への相談状況アンケートにおいて、福祉費の借入（申込）希望のある高齢者について、本人の希望に該当する費目を回答してもらったところ、最も多い「その他」（39.6%）に次いで「療養費」が15.6%であり、貸付ニーズのある費目であることがうかがえる（P51、図表IV-3-12）。

「療養費」には、生活福祉資金貸付制度の要綱上、「発症から1年6ヵ月以内に治癒の見込みがある場合が対象」という要件がある。また、都道府県によって、償還を見据えた観点から、貸付要件として対象になり得る療養期間を独自に設けている場合もある。高齢者では治癒の見込みが立ちづらい、あるいは病状悪化に伴い治療期間が長期になりやすいといったこともあるため、貸付審査の側としては償還や償還期限後の延滞利子の発生等を考慮する難しさもあり、ニーズはあっても貸付に至らない可能性が考えられる。

●「住宅改修費」、「住宅移転費」

「住宅改修費」、「住宅移転費」とともに、市区町村社協への相談状況アンケートにおいて前述の「その他」や「療養費」に次いで借入希望の高い費目である（「住宅改修費」11.0%、「住宅移転費」14.9%、P51：図表IV-3-12参照）。

特に、「住宅移転費」は、賃貸住宅の建て替えで立ち退きを迫られる、公営住宅に入居するための転居費用など、低所得の高齢者世帯にも生じやすい課題への対応手段としてニーズがあるものといえる。現在も、高度経済成長期に全国各地で開発されたニュータウンを中心とする郊外型の大規模団地において、建物の老朽化と高齢化等が急激に進行し、社会的課題となつて久しい。今後も、そうした団地等において、建て替えや、居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住み替えを必要とすることも多いと考えられ、転居に伴うニーズは高まる可能性がある。

現状の当該費目の貸付における償還状況もそれほど悪くはなく、収入状況等に見合った貸付設定、償還計画を立てることなどで、高齢者の住まいの課題への対応、生活の自立に向けて有効に活用されることが考えられる。

(3)年金担保貸付制度と比較した場合の制度面・相談体制等における課題

これまで述べた（1）生活福祉資金貸付制度の相談・利用者像から想定される課題、（2）高齢者の貸付ニーズとのマッチングに関する課題に加え、年金担保貸付制度の利用者の一定数が生活福祉資金貸付制度の窓口で相談に来ることを想定した際の、制度面・相談体制等における課題として考えられることを以下にまとめた。

●貸付ニーズ（希望する貸付費目）とのマッチング

年金担保貸付の使途として多い費目は、概ね生活福祉資金「福祉費」の費目に対応するものがあり、代替可能なケースも一定数あるものと推測される。一方で、これまで整理したように、貸付の対象者像及び資金の利用目的によっては、ニーズとのギャップが生じ、対応が難しいケースも想定される。

具体的に、高齢であることに加え、大きな負債を抱えているなどそもそも貸付要件にあわないケースもある。また、住宅改修を目的とした貸付相談にしても、中には見栄えを良くするために壁紙を張り替えたい、子ども用の部屋を増やしたいなど生活福祉資金の制度趣旨になじまない相談もある。年金担保貸付制度では、所得や債務状況等については大きなハードルとはならず、また高齢者の生活上のさまざまな貸付ニーズを受け止めてきたといえるが、福祉の制度である生活福祉資金で代替することを想定すると、必ずしもマッチングするとは言い難い。

さらに、年金担保貸付制度の資金使途として「生活必需品の購入」、「保健・医療」に次いで多い「債務等の一括整理」に関しては、生活福祉資金での代替は不可である。多重債務者等については、法テラス等による法的支援や生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業へのつなぎなどの対応も併せて検討することが必要である。

●償還に関する課題と福祉サービスとしての対応・判断の難しさ（ケース・バイ・ケース）

高齢者であるからこそ償還に関するリスクは常にあり、例えば「療養費」では、療養期間などに関して地域的に独自の要件を設けている場合もある。一方で、福祉サービスとしての対応の必要性と、償還のリスクとの見極めが難しいケースも多々ある。

連帯借受人や連帯保証人に関しても、65歳以上の借入には「原則、必要」としているところが多いが、実際には、各都道府県社協において、福祉の貸付であるため、原則ルールだけでなく、やむを得ない場合など実情に応じて多少ゆるめて運用されている状況もうかがえた。

年金担保貸付制度とは異なり、単に貸付だけを目的とする制度ではないことから、一律の要件によらないケース・バイ・ケースの対応が求められる状況も生じるため、貸付の判断（審査）に時間を要することが考えられる。

【事例】70代女性、娘と二人暮らし。年金受給あり。世帯収入：約10万円

住居の水道管が壊れており、水道費が高かかっていた。福祉事務所では給排水設備の修繕の費用を出せないとのことで、生活福祉資金で対応することを検討。65歳以上の借入のため、原則、連帯借受人が必要であるが、精神疾患をもつ娘と同居しており（8050問題）、他に連帯借受人となれる親族もいない状況。しかし、今後の生活のために対応が必要ということで、本人と社協、福祉事務所のケースワーカーと話し合いを行った上で、据置期間を設けず、生活に支障のない範囲でできるだけ早く返済する（約4ヵ月）という条件で12万円を貸付。

●相談対応や手続き等の違いからのギャップについて

年金担保貸付制度では、連帯保証人が必要であるが、信用保証制度を利用する方法もあり、親類に知られたくない人なども、誰にも相談しないで借りることも可能である。また、一定条件に応じて複数回の借入が可能のため、結果として自転車操業的な生活に陥っているようなリピーター層もある。こうした使い方をしてきた高齢者（あるいはそのような意識でお金を借りようとしている人）が生活福祉資金の借入相談に流れた場合、借入までの手続きや相談対応にかなりのギャップがあることが想定される。

年金担保貸付の場合は、要件を満たせば借りられる手軽さがあるが、生活福祉資金では、貸付が本人の負担にならないか、本当に相談者の自立につながるのかといったことを丁寧に聞き取り、その上でないと審査が通らない。そのことを相談者に説明し、理解を得ることは、時に難しく、時間がかかることも想定される。しかし、こうした相談プロセスそのものが福祉サービスにつながるきっかけにもなり得るため、対応可能な相談体制を確保することが重要である。

3. 「生活福祉資金貸付制度」の活用が難しい相談者への対応

調査の論点3 現行の生活福祉資金貸付の対象にはならない場合も、無年金・低年金等により生活資金不足にある高齢者の自立を支援する観点からは、どのような相談支援が必要か。

償還能力があるかどうかや、世帯の自立につながる貸付かどうか等を検討した上で、生活福祉資金の活用が難しい相談者も存在する。

市区町村社協アンケートにおいて、一定期間中の高齢者からの来所相談の状況を回答してもらった結果からも、生活福祉資金「福祉費」の借入（申込）希望のあるケースのうち、現在「申請に至らなかった」が50.4%と約半数を占めていた。

生活福祉資金への貸付相談者の状況について回答いただいた自由記載から考察すると、①連帯保証人がいない、大きな負債を抱えるなど貸付要件にあわない、②償還の可能性が見込めない（返済能力がない）、③そもそも対象となる貸付費目がない、④慢性的な困窮状態にあるものの、本人に自覚がなく必要な支援につながらない（貸付が課題解決につながらない）、⑤今後収入の増加等を見込むことができないが、生活保護は拒否している、などの状況がうかがえる。

一方で、他の支援機関からの介入困難な世帯で、貸付の相談が介入の糸口になることも多々ある。現状において、貸付ができない場合であっても、貸付要件や書類を揃えるなど手続き面でのハードルが低い社協独自の小口貸付や給付、食料支援等を活用しながら世帯の課題に切り込み、関係機関等と連携した支援がなされている。特に、ヒアリング調査においては、生活困窮者自立相談支援機関との連携がなされることにより、就労が可能であれば就労支援を行うほか、家計改善支援事業の活用などにより、貸付を利用しない支援を展開することで、貸付実績自体は減少したというところもあった。

生活課題を抱えている高齢者に現状以上の負担をかけないように、可能な限り金銭貸付以外の解決方法による支援を選択することも、ひとつの方向性であることがうかがえる。また、こうした他制度・他事業等の活用においては、それを支える体制の整備が重要と考えられる。

⇒具体的な取組・実践例等については以下を参照

- | | |
|--------------------------|--|
| ●第IV章 アンケート調査結果: | 2. 市区町村社会福祉協議会アンケート調査結果
(5)課題に対応するための取組
1)生活全般にわたる課題把握、アセスメント …【P38】 |
| ●第V章 ヒアリング調査結果: | 2. ヒアリング調査結果概要
(2)市区町村社会福祉協議会 …【P62～73】 |
| ●第VII章 高齢者への生活福祉資金等活用事例: | 事例7・事例8 …【P93～94】 |

4. 今後の生活福祉資金の円滑な制度運営に向けて

(1) 地域包括支援センターや生活困窮者自立支援機関等の関係機関との連携

市区町村社協の貸付窓口につながれる高齢者の相談ケースの中では、地域包括支援センターから紹介を受けるものも少なくない。また、貸付にあたり、判断能力のリスクへの配慮として、高齢者本人だけでなく、地域包括支援センターやケアマネジャーなど関わっている関係者にも説明し、申請から償還に至るまでの関わりをもってもらうことを実践しているところもある。

一方で、高齢者を対象とする地域包括支援センターをはじめ、福祉関係者において、必ずしも生活福祉資金貸付制度を十分に理解しているわけではない場合や、そもそも制度自体を認知していないことも考えられる。実際に、市区町村社協の貸付担当には、ケアマネジャー等から、貸付が可能かどうか相談されることが増えているものの、制度の理解が十分でないため、対象とならないケースも紹介されてしまうといった状況も浮かび上がった。高齢者に関わる福祉関係者間において、制度趣旨、要件等について、あらためて周知を広めることも重要と考えられる。

また、貸付に至らない場合を含め、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関との連携も比較的多くみられる。自立相談支援事業等を社協が受託している場合もあり、各地区民協に対して自立相談支援機関の事業説明を行う際、あわせて貸付事業の説明を行うなどの実践もみられる。

また、高齢者への貸付・償還にあたって健康状態が注視されると考えられ、医療機関や介護事業所等との連携も重要である。現状では高齢者の利用ニーズに対して貸付実績がそれほど多くない「療養費」に関しても、貸付要件である治癒見込み（療養期間）が問題となるが、医療・介護関係者等と連携し、治療に係る費用等をより具体的に見通すことで、貸付の判断をサポートできるような仕組みも考えられる。

(2) 債務を抱える高齢者世帯に対する貸付の検討(家計改善支援事業とのセット等の必要性)

年金担保貸付制度の利用者では他からの借入が「ある」が半数を占め、生活福祉資金の利用者においても約 1/4 が「ある」ことが把握された。現状においても、債務を抱える高齢者世帯からの貸付相談は一定数あるが、生活福祉資金の場合、貸付金を債務の返済に使うことができず、また貸付しても返済を見込むことができないなどのため、貸付に至らないケースが散見される。

一方、やむを得ない理由により借金を繰り返し困窮状態となっているケースも見受けられる。こうしたケースにおいて、債務整理を進めながら、生活費のための貸付が必要となるケースもあると考えられる。例えば、生活困窮者自立支援制度と連携し、家計改善支援事業の対象とすることで、単純に貸付を債務に充てるのではなく、生活自立のための支援の一環として貸付を活用することができれば、支援対象者の幅が広がる可能性がある。

(3)リスクを踏まえた貸付を行うための体制づくり

高齢者の貸付においては、償還に関する課題が大きいといえる。貸付した後も、高齢者本人に今後の生活の見通しを立ててもらい、家計の収支を立て直すことが重要である。また、償還期間中にも高齢であるためにさまざまな生活課題や体調の変化等が生じる可能性があり、定期的な連絡・見守り、その時どきに必要な支援を行うなどの対応が求められ、社協の担当職員や民生委員の関与だけでは限界がある。

特に償還に至るまで本人の自立に関わるためには、例えば日常生活自立支援事業の生活相談員のようなセミプロ的な役割を配置するなどの工夫もマンパワーを担保するひとつの方策と考えられる。具体的に、理解力や判断能力の低下等がみられる高齢者の貸付においては、日常生活自立支援事業との連携もすでに行われており、社協の中での事業間の連携を図るうえでも有効である。

一方、日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携においては、資金を貸付する社協が金銭の管理も行うという点で、利益相反の議論がある。現在、社協においては成年後見センターや成年後見制度利用促進のための中核機関等を受託しているとともに、特に専門職後見人など社会資源が少ない地域では、法人後見も社協で担っていることも少なくない。そうした場合、利益誘導にならないよう、担当セクションを分ける（社協内で組織変更等を行う）、第三者を含む運営委員会による評価を行う、外部の監督人によるチェックを受けるなどのノウハウがある程度蓄積されている。こうしたノウハウを活かすことにより、中立性・客観性・透明性を保つことも可能と考えられ、今後高齢者への貸付が増えるにあたっては、日常生活自立支援事業等の活用も踏まえた償還までのサポートの仕組みを整備しておくことも重要と考えられる。

(4)貸付を担う職員体制の確保

貸付とセットの「相談支援」という制度の特性上、貸付相談でのアセスメントから申請手続き、償還までの支援を担うこととなるが、現状では社協の多くが兼務体制であるなど職員体制が十分でないことが指摘されている。

相談の実態は、貸付というお金の問題を切り口として、入口である窓口だけでは受け止めきれないさまざまな生活課題が表面化する。そうした場合に、貸付に至らないケースも相当程度出てくることが予想される中、必要に応じて相談者と関係機関等との間をつなぎ直しながら、本人の生活再建に寄与するということが一層重要になってくる。

現状では、各社協において、ただ貸付するだけでなく、生活課題全般にわたるアセスメントを心掛けて取り組んでいるところも多くある。しかし、今後、制度の説明や貸付判断に時間を要する高齢者の相談者が増加した場合、十分な職員体制が確保されていなければ、アセスメントに十分な時間・労力をかけることが難しく、要件のみで審査、判断をせざるを得ないような状況も懸念される。貸付前後を含めたソーシャルワーク機能を果たせる職員体制の確保が重要である。

(5)年金支給開始前からの家計面でのアドバイス等の機会

ヒアリング調査等から、高齢者の相談の場合、特徴的とみられるケースの一つとして、現役世代の時と同じ生活レベルで過ごそうとするが、実際には現役世代の時と同等な収入を得られず、また思うほど就労がうまくいかないなどの現実と直面し、生活資金が少なくなる、借金・滞納に至るなどのケースがうかがえた。

こうしたケースについて、生活がままならなくなってから貸付の相談に来るのではなく、例えば年金支給開始前や、配偶者の死亡等、家計状況が大きく変わるタイミングにおいて、前もって家計面でのアドバイスを行うなどの予防的な取組みも重要である。

(6)福祉事務所(生活保護制度)との連携強化

高齢の相談者の中には、生活保護基準か、それを少し上回る程度の家計の状況で踏みとどまっている世帯や、やむを得なく無理な借金を繰り返すなどのケースも見受けられる。

本人の意思の確認や、生活保護を望まない方への説得には時間を要する面はあるが、必要な世帯については福祉事務所につなぐという連携をあらためて深めていくことも必要である。

第七章

高齢者への生活福祉資金等活用事例

高齢者への生活福祉資金等の活用に向けて、第VI章で整理した「2. 高齢者への生活福祉資金貸付制度活用にあたっての課題」における①償還に関する課題、②判断能力のリスク、③高齢者をサポートする仕組の必要性、及び「3. 生活福祉資金貸付制度の活用が難しい相談者への対応」における課題等に関して取組工夫を行い、課題の解決を図った事例をアンケート調査、ヒアリング調査から収集した。なお、うまく生活福祉資金を活用できた事例だけでなく、今後の対応の示唆を得るため、課題を残すこととなった事例についても取り上げている。

図表VII-1-1 事例一覧

事例	対象世帯	活用した資金種類		事例概要
		福祉費	住宅移転経費	
事例1	高齢者単身世帯	福祉費	住宅移転経費	年金生活・アパート暮らしの単身高齢者70代への転居費用の貸付と生活支援
事例2	高齢者単身世帯	福祉費	住宅移転経費	負債を抱える単身高齢者への貸付の活用(転居による償還の見通し)
事例3	高齢者単身世帯	福祉費	住宅移転経費	賃貸住宅の立ち退きを迫られた無年金・単身高齢者に対するの貸付
事例4	高齢者単身世帯	福祉費	療養費	浪費傾向のある年金収入のみ・単身高齢者への家族関係の回復を含む支援
事例5	高齢者単身世帯	緊急小口資金		家計管理の課題を抱える身寄りのない単身高齢者への貸付と継続的な支援
事例6	高齢者単身世帯	緊急小口資金		単身男性(60代)への就労及び年金受給までのつなぎの支援
事例7	高齢者単身世帯	なし		認知症の疑いもみられる借金あり・年金収入のみ単身高齢者への支援
事例8	高齢者単身世帯	なし		子どもからの金銭搾取を受ける単身高齢者への貸付によらない支援
事例9	高齢者単身世帯	福祉費	住宅改修費	各機関と連携し貸付はできたが、状態が変化し今後困難が予想される事例
事例10	高齢者単身世帯	福祉費	住宅改修費	単身男性(60代)に対する生業の継続による家計の立て直しへの支援
事例11	高齢者のみ世帯	福祉費	住宅改修費	生活福祉資金の貸付を契機とした高齢者夫婦への民生委員による継続的な関わり
事例12	高齢者のみ世帯	緊急小口資金		医療費が生活を圧迫した高齢者夫婦世帯に対する年金受給までのつなぎ支援
事例13	高齢者+その子や孫の同居世帯	福祉費	住宅移転経費	自身の年金をやりくりして孫を養育している高齢者世帯への支援
事例14	高齢者+その子や孫の同居世帯	福祉費	住宅改修費	高齢者夫婦と求職中の子(50代)の同居世帯への貸付と家族支援
事例15	高齢者+その子や孫の同居世帯	福祉費	冠婚葬祭費	男性・80代とその長女・60代への貸付をきっかけとした継続的な支援

事例1	年金生活・アパート暮らしの単身高齢者 70 代への転居費用の貸付と生活支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅移転経費）
概要	<p>アパートの 2 階で生活していたが、凍結により水道管が破裂したため、水道が使えない状態になり、本人が地域包括支援センターに相談。地域包括支援センター経由で社協に相談が入った。生活状態を確認すると、ゴミや汚物が山積状態。最終的には地域包括支援センター、自立相談支援機関、福祉事務所、社協が関わる事になった。</p> <p>話し合いの結果、生活福祉資金で「福祉費」住宅移転経費約 17 万円の貸付を行い、他のアパートの 1 階に引越しをする。本人は足腰が弱っており、階段の昇降を苦慮していたため、ゴミを出すことができず山積みしていたと推測される。今後は社協で受託している自立相談支援機関が関わりをもち、生活保護の申請も視野に生活を見守っていくことにした。</p> <p>また、本人の認知能力低下も確認されたため、日常生活自立支援事業につなぎ、利用者となった。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター経由での相談 ・社協で受託している自立相談支援機関との連携（貸付後の生活の見守り） ・認知能力低下に伴う日常生活自立支援事業の利用

事例2	負債を抱える単身高齢者への貸付の活用（転居による償還の見通し）
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住居移転経費）
概要	<p>70 代（貸付当時）単身男性。県営団地に当選したが、引越し代と敷金が捻出出来ず貸付を希望。配送業開業による車購入のため年金担保貸付 60 万、民間銀行 60 万の借入があり、返済と生活をするだけで精一杯であった為、貯金が出る状況ではなかった。しかし、配送業も仕事が受注出来ずに廃業・廃車。借入だけが残る結果となっていた。生活状況としては、年金収入約 10 万円に対し家賃が約 4 万円であったが、県営団地に転居すると家賃が約 2 万円になり生活が安定する事が見込まれた。そのため、貸付が妥当であると判断し「福祉費」住宅移転経費を申請。年金担保貸付は残り 4 ヶ月、民間銀行は残り 8 ヶ月の返済で終了する予定であった。</p> <p>滞納中であった介護保険料、国民健康保険料については転居後に分納することで市役所には相談済み。</p> <p>貸付決定後、転居したため、転居先の社会福祉協議会に移管。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・負債を抱える単身高齢者に関して償還の見通しを立てた上での貸付（転居による家賃の低減、それに伴う年金生活の安定化） ・滞納中であった介護保険料、国民健康保険料についても市役所に相談して対応（転居後、保険料の支払ができるようになってから分納）

事例3	賃貸住宅の立ち退きを迫られた無年金・単身高齢者に対する貸付
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅移転経費）
概要	相談者は70代、独居の男性。賃貸住宅の取り壊しのため立ち退きを迫られ 転居費用の借入 を希望し、社協へ相談のため来所。無年金（一時金を受け取り精算済）で、就労収入により生計を立てていたが、通勤で使うバイクの購入・修理費用の負債があり、この返済のため転居費用を貯める事ができなかった。高齢だが、健康に気を付け非常に元気で、仕事も後任が無く簡単に引き継げるものではなかった。そのため、今後も働ける限りは仕事を続けられる状況にあり、安定した収入が見込まれた。頼れる親族もいなかったため、生活福祉資金の借入により転居することができ、現在順調に返済中である。
対応・取組のポイント	・親兄弟、また親族もなく、子どももない独居の高齢者への貸付（健康状態はよく、継続した就労が可能であったことからの償還の見通し）

事例4	浪費傾向のある年金収入のみ・単身高齢者への家族関係の回復を含む支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／療養費）
概要	<p>単身、年金収入のみ。住民票地及び居住地は他市。市内を車で走行中に脳梗塞を発症。最寄りの病院へ緊急搬送され入院。軽い障がいが残り、歩行困難。一人での排泄が難しく要介護4。</p> <p>症状が固定してきたため退院し、施設へ入所することとなった。ギャンブルによる浪費があり、年金担保融資や消費者金融への借入がある。家族名義のカードを無断使用したことで家族とは絶縁状態であったが、入院を機に復縁。金銭管理は家族が行っている。年金担保貸付の償還金を差し引かれて給付される年金だけでは入院費が賄えず、不足分は家族が負担していたが、家族の貯蓄も底をつき、支援も限界となった。担当のソーシャル・ワーカーを通じ、社協へ生活福祉資金の利用の相談を受けた。</p> <p>ソーシャル・ワーカーの尽力により、年金担保融資の償還金を差し引かれて給付される年金の金額内で支払いが可能である施設に入所できるようになったこと、年金担保融資の償還が完了する1年後からは貯蓄も可能となり、今後は家族に負担をかけることなく生活できることから、都道府県社協へ相談・確認し、生活福祉資金で施設入所までの入院費の差額分の貸付を行うこととなった。</p> <p>本来であれば、住人票地及び居住地である市区町長社協が窓口となって対応するが、借受申込人が入院し、移動が困難であることへの考慮と、入院先のある社協が窓口となり、病院の所在地の民生委員へ見守りをお願いしたいと都道府県社協より申し出があり、地区担当民生委員からも快諾をいただき、対応することとなった。</p> <p>ギャンブル依存になった要因の一つとして「孤独感」があったと思われる。今回の各関係機関の動きに驚かれ、恩情を感じられたようで「自分のために申し訳な</p>

	い」と毎回泣き崩れながら御礼を言われていた。現在は懸命にリハビリに励まれており、状態は少しずつであるが、良い方向へ向かっている。また、家族との関係も少しずつであるが修復されているようである。貸付金については、一度も滞ることなく完済された。
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャル・ワーカーの支援により、年金担保融資の償還金を差し引かれて給付される年金の金額内で支払いが可能である施設へ入所 ・年金担保融資の償還完了後の貯蓄のめどなど、家計の見通しをたてた上での貸付、都道府県社協との連携・調整、地区担当民生委員による見守り ・家族との関係修復

事例5	家計管理の課題を抱える身寄りのない単身高齢者への貸付と継続的な支援
	生活福祉資金の利用：あり（緊急小口資金）
概要	<p>男性・80代、単身。比較的若い頃からパチンコ、競輪等のギャンブルで散財する傾向あり。年金を月17万円程度受領できているが、それでも家賃や税金、電気代が払えなくなり、年金担保貸付制度を借りることを繰り返しているうちに年金担保貸付からも借りられなくなり、電気代、電話代が払えず、所持金が少なくなり社協に来所。</p> <p>以前から、市の委託事業である独自の小口貸付の利用者でもあり、また、お金の困り事相談から「日常生活自立支援事業」の利用にも至っていたが、本人の希望により本人自らでお金を引き出して使い込むに至った。</p> <p>そこで緊急小口資金で次の年金受領日までつなくために申請を調整。都道府県社協より連帯保証人を求められたが、身寄りがなく保証人はつけられない状態。そのため、貸付は行いが、できるだけ短い償還期間を設定し（10ヶ月）、社協がしっかり見守ることとなった。</p> <p>緊急小口資金でお金を貸付しても、一度に使い込む懸念があったため、本人の同意を得た上で、都道府県社協からの緊急小口資金の支払いを本人宛の口座ではなく市社協口座にし、1週間ごとに社協に貸付金を受け取りに来る形にし、都度受領書にサインをしてもらった。</p> <p>現在も、たまにギャンブルに行っているところはあるようだが、償還も完了し、今は生活が安定している。ギャンブルについては依存性的なものの疑いもないわけではないが、本人として地域で比較的自立した生活ができているようである。家族等身寄りがない状況であるため、恐らくこれからも関わり続けることがあると思われる。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の独自の小口貸付、及び、日常生活自立支援事業の利用者 ・身寄りがなく連帯保証人が立てられない場合の対応（短期での償還計画、社協での継続的な見守り）、金銭管理に課題を抱える高齢者への貸付の工夫

<p>事例6</p>	<p>単身男性（60代）への就労及び年金受給までのつなぎの支援 生活福祉資金の利用：あり（緊急小口資金）</p>
<p>概要</p>	<p>生活困窮者自立相談支援事業の利用者。東京から市内に引っ越してきたが、借金・ローンのためお金がなく家賃が払えず食べ物もない。体調不良により退職し、無収入。「今後、体調に気を付け、働いて当面の生活をなんとかしたい。」という相談であった。</p> <p>数ヵ月後から年金が入ること、これまで東京で長年働いてきたため、年金は単身で生活するには十分な額であることが確認できた。</p> <p>前職で体調を崩したことや、人間関係が苦手ということを配慮し、1日4～5時間のアルバイトで仕事探しをサポートした。面接を受け、2社とも採用になり、本人が断れず、結果としてWワークに。</p> <p>仕事が決まったものの、給与が振り込まれるのが1ヵ月先。年金が入るまでの生活維持として、社協独自の小口貸付を2回行うとともに、緊急小口資金を利用。また、貸付金では食料費に充てる余裕がなかったため、週1回、フードバンクによる食料支援も行った。</p> <p>面談には、本人宅近くにある地域の身近な福祉拠点を活用し、食料支援を行いながら、生活の困りごと、就労状況を確認した。これまでの東京での暮らしぶりや独身生活が長く、3食外食していることなどもわかり、家計指導の一環として、自炊も勧めた。「全て自炊は難しくても、惣菜を買ってもいいのでご飯だけは炊きましょう。」などとお伝えしていると、本人自ら「調理の仕方も教えてほしい」と申出があり、現在は少しずつ自炊も工夫している。また、東京と比べて交通が不便であるが、職場通勤や日常生活には自転車または徒歩を使うことで交通費は抑えられ、本人からは健康面も良くなったとうかがっている。</p> <p>独自の小口貸付の利用にあたり、貸付だけでなく民生委員が気にかけて定期的に訪問をしてくださっている。これまで支援者がいない方であったが、病院はどこに行くのがよいかなど、何か困ったことがあれば相談できる関係ができた。また、社協以外に、身近に支援者、支援機関ができたことは本人にとってプラスになっている。年金が入ってから貸付金の返済が可能となり、現在のところ償還は順調。</p>
<p>対応・取組のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協で生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業を受託 ・都会の生活との違い（生活環境、地域性）を整理し、課題解決を図る ・本人の就労意欲が高かった ・年金受給後もWワーク継続中。人間関係ややりがいにつながっている ・独自の小口貸付及び食料支援をきっかけとした家計への介入 ・年金受給額は十分にあった ・給料受取後は、月毎の家計収支表を本人が自ら作成し、面談時に持参するようになった ・民生委員の関わりによる地域での困りごとの相談先、ゆるやかな関係性の構築 ・償還が順調であっても、月に1回の面談や連絡は継続して行っている

事例7	認知症の疑いもみられる借金あり・年金収入のみ単身高齢者への支援
	生活福祉資金の利用：なし（※緊急小口資金、申請に至らず）
概要	<p>女性・70代、単身、賃貸住宅に居住。年金のみ収入（10万円～15万円未満）。もともと生活困窮者自立相談支援機関が関わっていたケース。本人は生活保護を受けたくなく、働きたい意志をもっていたため、自立相談支援機関ではなんとか仕事を探して解決しようと進めていた。しかし、生活がたちゆかなくなり、家賃の滞納もするようになり、自立相談支援機関から社協に貸付の相談につながれた。貸付のため本人から話を直接うかがうと、生活の収支を確認する中で辻褄の合わないことなども出てきて、他からの借金があり年金もその返済にかなり使っていることが判明。</p> <p>また、緊急小口資金を申請しようとしたが、相談したこと自体忘れていたなど認知症の疑いもみられ、自立相談支援機関の相談員を通じて市の高齢福祉課につないでもらう。</p> <p>もともと NPO が運営するシェアハウスに住んでいるため、家賃滞納の件も含めて NPO のスタッフも積極的に関わってもらえるようになり、何かあったときに相談にのってもらえるようになった。</p> <p>シェアハウスのような訪問が難しい形態の住宅に居住している場合、民生委員による関与が難しいため、その意味でも NPO に関わってもらうことができたことで今後の見守りにつながった。債務については法テラスにつなぎ、一部は債務整理ができたため、年金から支払うべき返済額が軽減された。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付相談を通じて本人を取り巻く課題を再確認（債務、認知症の疑い） ・生活福祉資金貸付によらない支援：市の高齢福祉課へのつなぎ、市の介入もあり、民生委員の関与が難しい居住形態（シェアハウス）において、運営者である NPO とのゆるやかな見守りの関係性を構築 ・法テラスによる法的支援（債務整理）

事例8	子どもからの金銭搾取を受ける単身高齢者への貸付によらない支援
	生活福祉資金の利用：なし
概要	<p>女性・80代、単身。もともと地域包括支援センターが関わっていたケースで、民生委員も存在を知っており気にかけていた。お金の使い方に問題があり、他に近隣に住む子どもが時々来ては、母（本人）のお金を使ってしまうような状況があった。こうした状況から、次の年金が入るまでの生活ができなくなり、地域包括支援センター経由で社協に相談あり。生活福祉資金の貸付は厳しいと判断し、次の年金受給までは、社協独自の小口貸付とフードバンクで対応。</p> <p>同時に、権利擁護センターにつなぎ、日常生活自立支援事業を利用し、2週間に1回生活支援員に訪問してもらい、月々の生活費を上手に使えるよう支援。民生委員には、小口貸付の利用に伴い（意見書の作成）、あらためて状況をわかってもらい、気にかけてもらうようにした。</p> <p>小口貸付の返済は分割で行い、2万円のうち1万2千円まで返済済み。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金貸付によらない支援：社協独自の小口貸付とフードバンク 権利擁護センター（日常生活自立支援事業）との連携

事例9	各機関と連携し貸付はできたが、状態が変化し今後困難が予想される事例
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅改修費）
概要	<p>単身高齢男性・70代、市内で一人暮らし。親族は妹と弟がいるが、連絡することを拒否され親族からの実質的な支援は望めない状況。事業の失敗による借金があり、法律事務所・弁護士に相談をし、任意整理をして返済中。</p> <p>地域包括支援センターから、本人が居住する自宅が老朽化し住宅改修で貸付が利用できないかと相談。本人としても修繕しこの家に住み続けたいという意向あり。生活保護の受給については強い拒否感あり。</p> <p>本人宅へ訪問し、本人、地域包括支援センター、民生委員と今後の生活や修繕の必要性、家計の収支の状況や本人の償還の意思等を確認し、償還計画を立て、申込みに至った。弁護士にも修繕代の借り入れについて相談し、了承を得た。</p> <p>多数改修すべき所もあったが、最小限の貸付とすることで償還の負担も軽減されるため一部の修繕となった。</p> <p>貸付後も、弁護士と地域包括支援センターとで連携をとり状況を把握している。なお、貸付以降に入退院を繰り返したことにより、入院費の分割返済が予定されているほか、施設入所も検討しており、地域包括支援センターとともに生活福祉資金の償還について検討を開始している（現在生活福祉資金は5,000円の返納、入院費は1,000円ずつの返納となっているが、新たに施設入所の可能性も）。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を前提とした必要最小限の貸付 貸付後の本人の生活及び償還を見据えたフォロー（地域包括支援センターと連携）

事例 10	単身男性（60代）に対する生業の継続による家計の立て直しへの支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅改修費）
概要	<p>自営業を営んでいたが、競合店も増えてきたことにより客が減り、収入減となった。店舗の家賃や光熱費で赤字が続き、このまま営業を続けることが困難になり、貸付の相談に来所。</p> <p>収支の状況を整理したうえで、自宅で事業を行うこととし、自宅の改修費の貸付を行う。</p> <p>新たに自宅での事業をスタートし、順調に営業してきており赤字も解消されてきた。もともと年金はあったこともあり、償還は間もなく終了予定。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 貸付により生業を継続できるよう支援し、年金＋仕事による収入で、世帯の家計・事業収支の改善に寄与

事例 11	生活福祉資金の貸付を契機とした高齢者夫婦への民生委員による継続的な関わり
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅改修費）
概要	<p>高齢者夫婦の2人暮らしで、井戸のポンプが壊れたため生活福祉資金（住宅改修費）を借入。その後、妻が突然病死。借受人である夫のひとり暮らしとなったが、生活福祉資金の関わりから民生委員が定期訪問し、シニアクラブやサロン、介護サービスなどについて説明。しかし、結果としてほとんど家から出ない状況で、コンビニと家の行き来しかなくなり、認知症となる。</p> <p>その後も見守りと訪問が続く中、徘徊が多く、警察が度々保護するようになり、入院、その後死亡。連帯借受人である東京に住む子どもとも、借受人死亡時に民生委員が接触し、返済の意志を確認し、その後完済に至っている。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 家族との接触を含む民生委員による継続的な関わり

事例 12	医療費が生活を圧迫した高齢者夫婦世帯に対する年金受給までのつなぎ支援
	生活福祉資金の利用：あり（緊急小口資金）
概要	<p>70 代の夫が糖尿病やインフルエンザ感染で入退院を繰り返したが、インフルエンザの時は差額室料を支払って入院。夫が退院しても 70 代の妻は持病の腰痛で夫の介護ができないため都度ショートステイを利用。夫の医療費、ショートステイや通院時のタクシー料金等の支払いは、二人の年金では賅えず貯蓄を取り崩して補填してきたが手持ち金も底をついた。</p> <p>次の年金受給までの生活費が不足するため、妻を借受人として緊急小口資金の貸付を実施。夫婦の年金生活での直近 3 ヶ月の支出では差額 8,900 円だが、保険の見直しや固定電話の解約により約 15,000 円の支出抑制が可能となることをアドバイスした。</p> <p>貸付金は計画通り償還が完了。なお、妻は夫の入院中に持病の手術を受け、リハビリも順調で夫が退院しても自宅にて介護できるようになった。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢による医療費等の蓄積のため年金収入のみの家計を圧迫 ・ 年金受給までのつなぎとして緊急小口資金の活用 ・ 貸付とあわせて保険の見直しや固定電話の解約等の家計面でのアドバイス ・ 妻も持病の改善も図られたことで、夫婦とも自宅での生活を継続

事例 13	自身の年金をやりくりして孫を養育している高齢者世帯への支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅移転経費）
概要	<p>両親がいないため、孫を養育している高齢女性。児童扶養手当の対象にならないため、自身の年金をやりくりして生活しているが、近くに住む障がいのある息子の就業がうまく行かず、就職・退職を繰り返し、浪費もあることから、息子も同居することになり、面倒をみていた。</p> <p>社協独自の小口資金を本人と息子が其々に借入して急場を凌ぐ事が多く、家計の無駄が多い事から生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関につないで相談に乗ってもらい、家賃負担を軽減するため、廉価な家賃の住居への転居を提案され、転居費を生活福祉資金で借入して転居した。</p> <p>その後、度々連絡はあるものの、何とか 3 人での生活は回っており、小口資金の借入相談もなくなった。住宅移転経費の返済は滞りなく、間もなく完済の見込み。さらに孫の高校入学にあたり、教育支援資金を利用。孫は元気に高校に通学していると民生委員経由で状況を確認出来ている。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関との連携（家賃負担の軽減のための転居等のアドバイス） ・ 同居する孫の高校進学への支援（教育支援資金の利用） ・ 貸付後の民生委員経由での見守り、状況確認

事例 14	高齢者夫婦と求職中の子（50代）の同居世帯への貸付と家族支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／住宅改修費）
概要	<p>本人（80代・室内見守りが必要）、妻（70代・病弱）、子（50代・求職中）の世帯の浴槽改修および風呂釜取り換え工事を行った。介護保険給付額以外の費用約30万円を生活福祉資金住宅改修費で貸し付けた。</p> <p>申請までの問題点は、子が求職中で収入がなく連帯借受人になれなかったことだったが、借入申請の際に就職が決定し申請に間に合った。何度も世帯と面談する中で、浮上した問題があった。それは、親の介護により職業選択を狭められてしまうと感じている子の本心だった。そのことは親にも伝わった。本人と妻から社協へ「子の希望する職業に就けるようできないか」と再度相談があり、社協と地域包括支援センター及び生活困窮者自立相談支援機関による連携支援を行った。地域包括支援センターが主のデイサービス通所の手配を行い、民生委員が妻の相談役となり、家事等も手伝った。生活困窮者自立相談支援機関が子のカウンセリングと就労支援を行った。その結果3ヵ月後に、子は希望職種に契約社員となり勤務することができた。夫の介護疲れが出ていた妻の体調も回復した。</p>
対応・取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・社協、地域包括支援センター、民生委員、生活困窮者自立相談支援機関（子の就労支援）による連携により、貸付だけでなく、同居する子どもを含む、世帯全体が抱える課題に対して対応・支援

事例 15	男性・80代とその長女・60代への貸付をきっかけとした継続的な支援
	生活福祉資金の利用：あり（福祉費／冠婚葬祭費）
概要	<p>80代の男性（Aさん）と60代の娘（Bさん）との2人暮らし。Aさんの妻の葬儀費用の貸付を受ける。葬儀費用は80万円だったが、支払うことができず50万円は貸付で対応、残りの30万円は葬祭会社への債務という形で借金が残った。</p> <p>安定的な年金収入が見込まれていたため、計画的な返済が可能と思われたが、約半年後、民生委員よりAさん宅の電気がとまっているとの連絡がある。</p> <p>社協、ケアマネジャー、地域包括支援センターが連携し、その後長期間の支援にあたる。市社協独自の日常生活自立支援事業までのつなぎの金銭管理サービス、及び「日常生活自立支援事業」を活用し、金銭管理を行いつつ、フードバンク（NPO法人）等の利用もしながら、なんとか生活ができるようになってきた頃、Aさんが死亡。</p> <p>Aさんの妻の葬儀の借金として、既に葬儀会社に30万の借金がある状態ではあったが、Bさんの希望により、Aさんの葬儀も同じ葬儀会社で行うこととなった。その際、葬儀会社からBさんに滞納している借金と、Aさんの葬儀費用の支払いを強く迫られることとなったが社協が仲介役で調整した。支払いの支援を社協が行ったものの、結果的に、さらに20万円の借金が積まれることになる。そのB</p>

	<p>さんも判断能力が不十分であることがわかり、Aさんが生前に利用していた市社協独自の金銭管理サービスをBさんも利用することとなった。その後、社協として、葬儀費用の支払いや、Aさんの通帳の相続、納骨、死後事務に関すること、Bさんが施設に入所するまでの調整、支援を行った。</p>
<p>対応・取組のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常生活自立支援事業」の活用、日常生活自立支援事業までのつなぎの金銭管理サービスの展開 ・貸付をきっかけとした世帯との関係性づくり、継続的なサポート

資料編

高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査【都道府県社協調査票】

◎調査票の内容について確認させていただきたく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県社協名	部署名
記入者役職	記入者氏名
電話番号	FAX
E-mail	

問1 ①相談件数・貸付決定件数についてご記入ください。

生活福祉資金に関する延べ相談受付件数(注)	平成29年度	平成30年度 (※4月~9月末)
貸付決定件数(合計)	件	件
1)総合支援資金	件	件
2)福祉費	件	件
①生業費	件	件
②技能習得費	件	件
③住宅改修費	件	件
④福祉用具	件	件
⑤障害者自動車購入費	件	件
⑥療養費	件	件
⑦介護サービス等経費	件	件
⑧災害援護費	件	件
⑨冠婚葬祭費	件	件
⑩住宅移転経費	件	件
⑪職業・技能支度費	件	件
⑫その他	件	件
3)緊急小口資金	件	件
4)教育支援資金	件	件
5)不動産担保型生活資金	件	件

(注)電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談(単なる問合わせを除く)も含まれます。延べ相談件数でご回答ください。

②平成30年の4月から9月までの6カ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者(65歳以上)が借受人本人となり貸付を行った件数をお答えください。また、貸付ケースの状況について、【別紙】の記入用紙に記載してください。

<平成30年4月~9月> 高齢者(65歳以上)に対する「福祉費」貸付件数	件
うち、生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付件数	件

問2 高齢者(65歳以上)に対する生活福祉資金の貸付について、貸し倒れリスク等、課題と感じていることや、対応に苦慮している点、審査に際して留意している点などがあれば、具体的なご意見をお聞かせください。(自由記入)

問3 上記(問2)でお答えいただいたような課題等に対応するため、工夫している取組み等があれば、具体的にお聞かせください。(自由記入) ※都道府県社協が実施しているものとあわせて、一部の市区町村社協が実施しているものも把握していただければ幸いです。

都道府県社協が実施している取組み	社協名
県内市区町村社協が実施している取組み	取組内容

問4 高齢者(65歳以上)への生活福祉資金の貸付が効果的に活用された事例があれば、具体的ににお聞かせください。(自由記入)

調査はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。

高齢者に対する「福祉費」貸付状況記入シート

都道府県社協名	記入日	平成 30 年 月 日	記入者氏名
---------	-----	-------------	-------

- 問1の②で、『平成30年度の4月から9月までの6カ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者（65歳以上）が借受人本人となり貸付を行ったケース』について、わかる範囲で次頁以降の設問にご回答ください。
- 生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付（冷暖房設備購入等）は対象外とします。
- 借受世帯（本人）1世帯につき1枚でご記入ください。なお、期間中に、複数回借入れしている場合があっても1ケース（1世帯）として記入してください。その場合には、直近の状況をご記入ください。
- 基本、期間中に貸付を決定したケース全数についてご回答をお願いします。
- ただし、ご記入いただく調査件数の上限は、10件とします。調査期間内に該当する貸付件数（※生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付等を除く）が10件以上あった場合は、月ごとの案件数の構成比をベースに、10件を無作為に抽出してご記入ください。

番号	一 番号を欄にふって下さい。	貸付決定時期	平成30年()月
性別	1. 男性 2. 女性 3. その他	年代	1. 65～69歳 2. 70～74歳 3. 75～79歳 4. 80～84歳 5. 85歳以上 6. 不明
申込時の世帯情報	1. 二人以上世帯 2. 単身 3. わからない	世帯収入合計	月額 ()円
受給中の公的年金 【複数回答可】	1. 老齢年金 4. わからない	2. 遺族年金 5. なし	3. 障害年金 6. その他()
公的年金以外の収入有無	1. あり 2. なし 3. 不明	公的年金以外の収入額/月額 (※「1. あり」と回答した場合)	1. 5万円未満 2. 5万円以上 10万円未満 3. 10万円以上 15万円未満 4. 15万円以上 20万円未満 5. 20万円以上 30万円未満 6. 30万円以上 7. わからない
生活福祉資金以外の借入	1. あり 2. なし 3. 不明	借入先(※「1. あり」と回答した場合) 【複数回答可】	1. 銀行等の金融機関 2. 信販会社 3. 消費者金融会社 4. 家族・親族、知人 5. 年金担保貸付 6. わからない 7. その他()
貸付費目と借入額		借入申込時の負債・借入金額 (※「1. あり」と回答した場合)	1. 50万円未満 2. 50万円以上～100万円未満 3. 100万円以上～150万円未満 4. 150万円以上～200万円未満 5. 200万円以上～250万円未満 6. 250万円以上 7. わからない
		費目	借入額
		1. 生業費	円
		2. 技能習得費	円
		3. 住宅改修費	円
		4. 福祉用具	円
		5. 障害者自動車購入費	円
		6. 療養費	円
		7. 介護サービス等経費	円
		8. 災害復旧費	円
		9. 冠婚葬祭費	円
		10. 住宅移動経費	円
		11. 職業・技能支度費	円
		12. その他()	円
		合計	円
連帯保証人の有無	1. あり 2. なし		

高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査【市区町村社協調査票】

◎調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県	貴社協名
部署名	記入者役職
記入者氏名	電話番号
FAX	E-mail

問1 ①相談件数・貸付決定件数についてご記入ください。

	平成29年度	平成30年度 (※4月～9月末)
生活福祉資金に関する延べ相談受付件数(注)	件	件
貸付決定件数(合計)	件	件
1)総合支援資金	件	件
2)福祉費	件	件
①生業費	件	件
②技能習得費	件	件
③住宅改修費	件	件
④福祉用具	件	件
⑤障害者自動車購入費	件	件
⑥療養費	件	件
⑦介護サービス等経費	件	件
⑧災害援護費	件	件
⑨冠婚葬祭費	件	件
⑩住宅移転経費	件	件
⑪職業・技能支度費	件	件
⑫その他	件	件
3)緊急小口資金	件	件
4)教育支援資金	件	件
5)不動産担保型生活資金	件	件

(注) 電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談(単なる問い合わせを除く)も含まれます。延べ相談件数でご回答ください。

②平成30年の4月から9月までの6カ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者(65歳以上)が借受本人となり貸付を行った件数をお答えください。※高齢者への貸付実績がない場合は0件とご回答ください。

高齢者(65歳以上)に対する「福祉費」貸付件数	件
-------------------------	---

③本調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を任意で設定していただき、その2週間の中で、お金のことで(生活費の不足、一次的な資金需要等)来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談件数(総数)をお答えください。

また、来所相談を行った高齢者の年齢・性別等の基本情報や相談内容等について、
【別紙】「高齢者からの来所相談の状況記入シート」にご記入ください。

任意の調査期間	平成30年 月 日 ~ 月 日
※上記期間内での高齢者からの お金に関する来所相談件数(総数)	件

注1) 相談件数のカウントは来所相談に限り、電話やメールのみの相談等は除外してください。
注2) 設定した期間中に、お金のことに関する高齢者からの相談がない場合は0件とご回答ください。

問2 年金担保貸付制度の廃止計画が出された平成25年頃から現在にかけて、高齢者からの、生活費の不足等の困りごとや貸付に関する相談状況に変化はありますか。(1つだけ○)

1. 相談は増えている 2. ほとんど変化なし 3. 相談は減っている

問3 今後、年金担保貸付制度が廃止になった場合、高齢者による生活福祉資金貸付制度の利用ニーズや貸付相談への影響はありますか。(1つだけ○)

1. 大きな影響があると思う 2. やや影響があると思う 3. あまり影響はないと思う 4. ほとんど影響はないと思う 5. ほとんど影響はないと思う 6. わからない

問4 高齢者(65歳以上)に対する生活福祉資金の貸付について、窓口での相談対応や貸し倒れリスク等、課題と感じていることや、対応に苦慮している点・留意している点などがあれば、具体的なご意見をお聞かせください。(自由記入)

問5 前頁（問4）でお答えいただいたような課題等に対応するため、貴社協として工夫している取組み等があれば、具体的にお願いします。

■取組みの概要（複数回答可）

1. 貸付期間や保証人の有無等、貸し倒れリスクを軽減するための判断・取組み
2. 貸付種類・対象費目等と利用者ニーズとのマッチング
3. 無理のない返済計画の見直し・アドバイス
4. 返済後を見据えた家計指導（家計改善支援事業の活用等）
5. 貸付後のフォロー体制（貴社協独自のフォロー、民生委員や関係機関との連携等）
6. その他
7. 特になし



具体的な取組内容	
----------	--

問6 高齢者（65歳以上）への生活福祉資金の貸付が効果的に活用された事例があれば、具体的にお願いします。（自由記入）

--

問7 「生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用（冷暖房設備購入等）」の貸付にあたり、福祉事務所による代理納付による償還を行っていますか。（あてはまるもの1つだけ○）

1. 代理納付を行っているが、概ね適切に償還がなされている	
2. 代理納付を行っているが、ケースにより適切に償還できていないものもある	
3. 行っていない	
4. その他（ ）	

問8 貴社協において受託している生活困難者自立支援制度関係事業に○をつけてください。また、受託している場合、貴社協内の担当部署についてご回答ください。

受託事業に○	実施している部署（いずれかに○）		
	①貸付担当と同じ部署 貸付と兼務	②貸付担当と別の部署	③貸付担当と同じ部署と別の部署で連携
1. 自立相談支援事業			
2. 家計改善支援事業			
3. 就労準備支援事業			
4. 一時生活支援事業			
5. 子どもの学習支援事業			
6. その他事業			

調査はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

高齢者からの来所相談の状況記入シート

市区町村社協名	記入日	平成 30 年 月 日	記入者氏名
---------	-----	-------------	-------

- 本調査期間内で、特別な行事や予定のない2週間を任意で設定していただきます。その2週間の中で、お金のことで（生活費の不足、一次的な資金需要等）来所により相談に来られた高齢者（65歳以上）について、年齢や性別等の基本情報や相談内容等を、わかる範囲で次ページ以降の記入欄にご記入ください。
- 相談者（本人）1人1枚でご記入ください。なお、期間中に、複数回相談に来られた場合も1ケース（1人）として記入してください。※複数回相談に来られた方の記入シートには、可能な限り調査期間内で把握した最新の状況を記入していただきますようお願いいたします。
- 基本、期間中に相談を受けたケース全数についてご回答をお願いします。（その際、実態調査票の問1③に記載した来所相談件数（総数）と、本記入シートに記載した個別ケース数の合計が同じとなるようにご注意ください。）
- ただし、ご記入いただく調査件数の上限は、10件とします。調査期間内に該当する相談が10件以上あった場合は、相談日の早い順から10件抽出してご記入ください。
- 記入欄が足りない場合には、お手数ですがコピーの上、ご記入ください。

番号	初回相談受付日	平成()年()月()日
	(※2回目以降の場合は) 今回の相談受付日	平成 30 年()月()日
性別	1. 男性 2. 女性 3. その他	1. 65～69歳 2. 70～74歳 3. 75～79歳 4. 80～84歳 5. 85歳以上 6. 不明
住居の状況	1. 持家 2. 賃貸アパートマンション 3. 公営住宅 5. 親類・知人宅 6. 住居喪失状態 7. その他() 8. わからない	4. 会社の寮・住み込み等
相談時の世帯情報	1. 単身 2. 二人以上世帯 3. わからない	1. 0円(無収入) 2. 5万円未満 3. 5万円以上10万円未満 4. 10万円以上15万円未満 5. 15万円以上20万円未満 6. 20万円以上30万円未満 7. 30万円以上 8. わからない
世帯の収入状況	1. 生活保護基準以下 2. 生活保護基準超～市町村民税非課税範囲 3. 市町村民税課税 4. わからない	世帯収入合計(月額)
受給中の公的年金	1. 老齢年金 2. 遺族年金 3. 障害年金 4. わからない 5. なし 6. その他()	
【複数回答可】(本人の)公的年金以外の収入有無	1. あり 2. なし 3. 不明	
公的年金以外の収入額/月額	1. 5万円未満 3. 10万円以上15万円未満 5. 20万円以上30万円未満 7. わからない	2. 5万円以上10万円未満 4. 15万円以上20万円未満 6. 30万円以上
主な相談内容	1. 病気や健康、障がいについて 3. 収入・生活費について 5. 税金や公共料金などの支払いについて 7. 仕事探し・就職について 9. 地域との関係について 12. 介護について 15. 今日明日の食べ物について	2. 住まいについて 4. 家賃やローン支払いについて 6. 債務について 8. 仕事上の不安やトラブルについて 11. 子育てについて 14. DV・虐待について 16. その他()
生活福祉資金の借入(申込)希望	1. あり 2. なし 3. 検討中 4. わからない	
資金種類	1. 総合支援資金 3. 福祉費	2. 緊急小口資金 4. 教育支援資金 5. 不動産担保型生活資金
本人の借入希望に該当する費目(※「3. 福祉費」と回答した場合)	1. 生業費 4. 福祉用具 7. 介護サービス等経費 10. 住宅移転経費	2. 技能習得費 5. 障害者自動車購入費 8. 災害援護費 11. 職業・技能支度費 12. その他
【複数回答可】具体的に(資金使途)	例)入浴費、手荷籠、家電用品、自動車の購入等	
連帯保証人の有無	1. あり 2. なし	
現在の借入状況(※調査提出時)	1. 借入申込中 2. 貸付決定・資金交付待ち 3. 貸付期間中	4. その他() 5. 申請に至らなかった 6. 貸付不承認
借入希望金額(総額)	()円	
貸付金額(総額)	()円	
償還計画期間	据置期間 ()ヵ月	償還期間 ()ヵ月
	据置期間経過後 ()年()ヵ月	

※裏面に続きます

生活福祉資金以外 の借入	1. あり 2. なし 3. わからない
借入先(※「1. あり」と回答した場合) 【複数回答可】	1. 銀行等の金融機関 2. 信販会社 3. 消費者金融会社 4. 家族・親族・知人 5. 年金担保貸付 6. わからない 7. その他()
借入申込時の 負債・借入金額 (※「1. あり」と回 答した場合)	1. 50万円未満 2. 50万円以上～100万円未満 3. 100万円以上～150万円未満 4. 150万円以上～200万円未満 5. 200万円以上～250万円未満 6. 250万円以上 7. わからない
年金担保貸付制度 の利用有無	1. 利用したことがある → [a. 現在も利用している b. 現在は利用していない] 2. 利用したことはない → [a. 今後も利用は考えていない b. 利用を検討している] 3. わからない
生活福祉資金を利用 しなかった場合	※借入希望がなかった、または希望があったものの申請に至らなかった・貸付不承認等により生活福祉資金を利用しなかった場合の対応状況について以下にお答えください。
他の制度・施策等 による対応状況 【複数回答可】	1. 貴社協にて相談支援を継続 2. 貴社協の独自の資金貸付(小口資金等) 3. 生活費等の一時資金の給付 4. 食糧提供(フードバンク等) 5. 食料品以外の物資の提供 6. 他の相談支援機関等につなぐ 7. 年金担保貸付制度の借入 8. その他() 9. 特に対応していない
具体的につな いだ機関等 【複数回答可】	1. 福祉事務所 2. 行政の高齢担当部署 3. 行政の税担当部署 4. 行政の保険・年金担当部署 5. その他行政の担当部署 6. 地域包括支援センター 7. 生活困窮者自立支援機関 8. 障がい者相談支援センター 9. 権利擁護・成年後見 10. 法テラス 11. 医療機関 12. ホームレス支援機関 13. 民生委員 14. 家計改善支援機関 15. その他()

高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査【都道府県社協調査】 集計結果

2019.2.19

調査対象： 都道府県社会福祉協議会（47カ所）

調査方法： 郵送によるアンケート調査

調査期間： 平成30年11月9日～平成30年12月7日

回収状況： 43件 （回収率：91.5%）

問1 ①相談件数・貸付決定件数

	平成29年度					平成30年度（※4月～9月末）				
	回答数 （カ所）	平均（件）	最大（件）	最小（件）	1か月あたり 平均（件）	回答数 （カ所）	平均（件）	最大（件）	最小（件）	1か月あたり 平均（件）
生活福祉資金に関する延べ相談 受付件数※	43	10,626.5	74,505.0	0.0	885.5	42	4,049.4	33,490.0	0.0	674.9
貸付決定件数（合計）	43	576.7	3,633.0	13.0	48.1	43	191.3	1,246.0	3.0	31.9
1) 総合支援資金	43	15.8	114.0	0.0	1.3	43	5.4	51.0	0.0	0.9
2) 福祉費	43	81.8	759.0	4.0	6.8	43	61.8	578.0	1.0	10.3
① 生業費	40	0.2	3.0	0.0	0.0	41	0.0	1.0	0.0	0.0
② 技能習得費	40	8.8	61.0	0.0	0.7	41	2.3	21.0	0.0	0.4
③ 住宅改修費	40	2.6	12.0	0.0	0.2	41	1.5	9.0	0.0	0.2
④ 福祉用具	40	1.0	10.0	0.0	0.1	41	0.3	2.0	0.0	0.0
⑤ 障害者自動車購入費	40	6.3	40.0	0.0	0.5	41	3.2	15.0	0.0	0.5
⑥ 療養費	40	2.9	21.0	0.0	0.2	41	1.4	11.0	0.0	0.2
⑦ 介護サービス等経費	40	0.3	3.0	0.0	0.0	41	0.2	2.0	0.0	0.0
⑧ 災害援護費	41	0.7	5.0	0.0	0.1	41	0.8	16.0	0.0	0.1
⑨ 冠婚葬祭費	40	1.9	10.0	0.0	0.2	41	0.9	5.0	0.0	0.1
⑩ 住宅移転経費	41	11.7	83.0	0.0	1.0	41	5.8	22.0	0.0	1.0
⑪ 職業・技能支度費	40	1.5	14.0	0.0	0.1	41	0.2	2.0	0.0	0.0
⑫ その他	41	47.0	528.0	0.0	3.9	41	47.3	482.0	0.0	7.9
3) 緊急小口資金	43	160.8	889.0	0.0	13.4	43	76.9	450.0	0.0	12.8
4) 教育支援資金	43	313.6	2,172.0	1.0	26.1	43	45.4	383.0	0.0	7.6
5) 不動産担保型生活資金	43	2.3	13.0	0.0	0.2	43	1.6	11.0	0.0	0.3

※電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談（単なる問い合わせを除く）も含む。

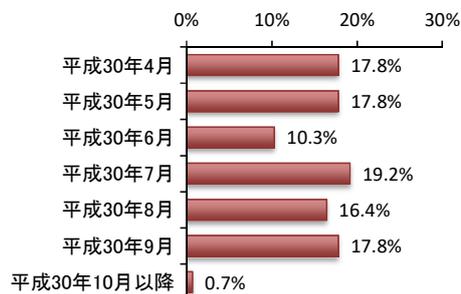
②平成30年の4月から9月までの6ヵ月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者（65歳以上）が借受人本人となり貸付を行った件数

	高齢者に対する「福祉費」貸付件数					うち、生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付件数				
	回答数 （カ所）	平均（件）	最大（件）	最小（件）	1か月あたり 平均（件）	回答数 （カ所）	平均（件）	最大（件）	最小（件）	1か月あたり 平均（件）
全体	43	27.8	273.0	0.0	4.6	43	23.8	248.0	0.0	4.0

高齢者に対する「福祉費」貸付状況

貸付決定時期

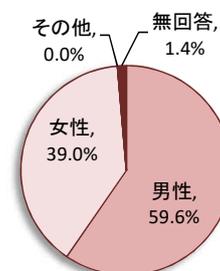
	件数	%
平成30年4月	26	17.8%
平成30年5月	26	17.8%
平成30年6月	15	10.3%
平成30年7月	28	19.2%
平成30年8月	24	16.4%
平成30年9月	26	17.8%
平成30年10月以降	1	0.7%
合計	146	100.0%



(1) 相談者の概要

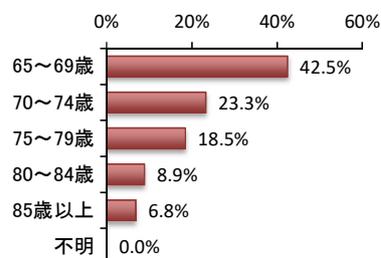
① 性別

	件数	%
男性	87	59.6%
女性	57	39.0%
その他	0	0.0%
無回答	2	1.4%
合計	146	100.0%



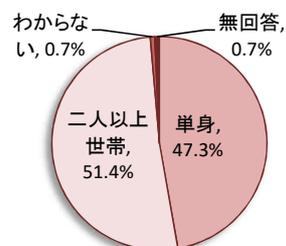
② 年代

	件数	%
65～69歳	62	42.5%
70～74歳	34	23.3%
75～79歳	27	18.5%
80～84歳	13	8.9%
85歳以上	10	6.8%
不明	0	0.0%
合計	146	100.0%



③ 申込時の世帯情報

	件数	%
単身	69	47.3%
二人以上世帯	75	51.4%
わからない	1	0.7%
無回答	1	0.7%
合計	146	100.0%

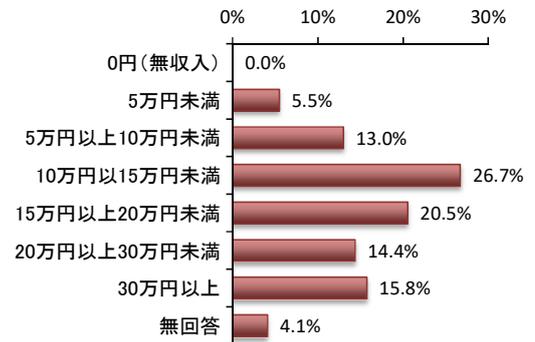


(2) 収入の状況

① 世帯収入合計(月額)

	件数	%
0円(無収入)	0	0.0%
5万円未満	8	5.5%
5万円以上10万円未満	19	13.0%
10万円以上15万円未満	39	26.7%
15万円以上20万円未満	30	20.5%
20万円以上30万円未満	21	14.4%
30万円以上	23	15.8%
無回答	6	4.1%
合計	146	100.0%

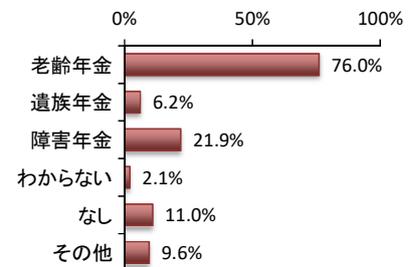
平均 181,184 円



② 受給中の公的年金

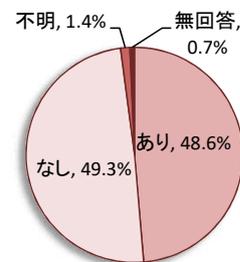
(複数回答)

	件数	%
老齢年金	111	76.0%
遺族年金	9	6.2%
障害年金	32	21.9%
わからない	3	2.1%
なし	16	11.0%
その他	14	9.6%
全体	146	



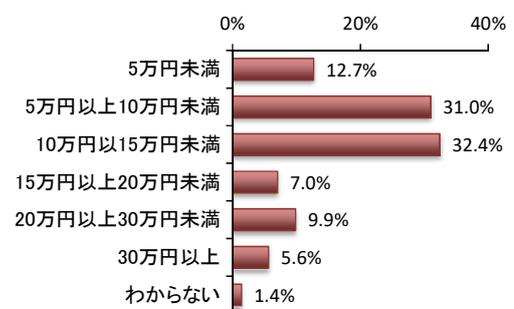
③ 公的年金以外の収入の有無

	件数	%
あり	71	48.6%
なし	72	49.3%
不明	2	1.4%
無回答	1	0.7%
合計	146	100.0%



⑤ 公的年金以外の収入額(月額)

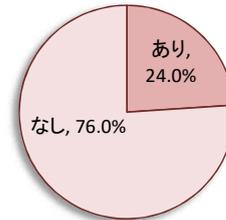
	件数	%
5万円未満	9	12.7%
5万円以上10万円未満	22	31.0%
10万円以上15万円未満	23	32.4%
15万円以上20万円未満	5	7.0%
20万円以上30万円未満	7	9.9%
30万円以上	4	5.6%
わからない	1	1.4%
合計	71	100.0%



(3)生活福祉資金以外の借入状況

①生活福祉資金以外の借入

	件数	%
あり	35	24.0%
なし	111	76.0%
合計	146	100.0%

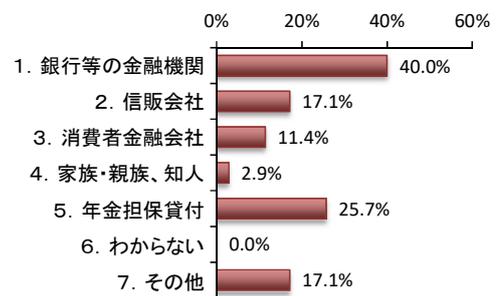


※生活福祉資金以外の借入「あり」と回答した場合

■借入先

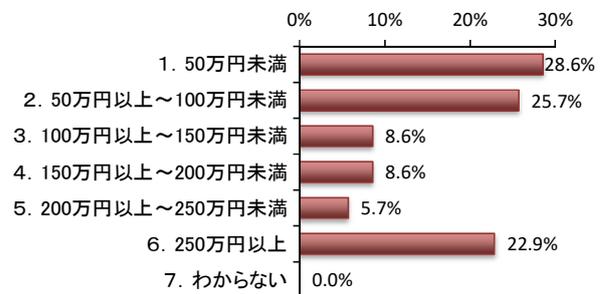
(複数回答)

	件数	%
1. 銀行等の金融機関	14	40.0%
2. 信販会社	6	17.1%
3. 消費者金融会社	4	11.4%
4. 家族・親族、知人	1	2.9%
5. 年金担保貸付	9	25.7%
6. わからない	0	0.0%
7. その他	6	17.1%
全体	35	



■借入申込時の負債・借入額

	件数	%
1. 50万円未満	10	28.6%
2. 50万円以上～100万円未満	9	25.7%
3. 100万円以上～150万円未満	3	8.6%
4. 150万円以上～200万円未満	3	8.6%
5. 200万円以上～250万円未満	2	5.7%
6. 250万円以上	8	22.9%
7. わからない	0	0.0%
合計	35	100.0%



(4) 貸付費目と借入額

① 貸付費目

(複数回答)

	件数	%
1. 生業費	0	0.0%
2. 技能習得費	0	0.0%
3. 住宅改修費	23	15.8%
4. 福祉用具	6	4.1%
5. 障害者自動車購入費	24	16.4%
6. 療養費	10	6.8%
7. 介護サービス等経費	3	2.1%
8. 災害援護費	12	8.2%
9. 冠婚葬祭費	6	4.1%
10. 住宅移転経費	31	21.2%
11. 職業・技能支度費	0	0.0%
12. その他	26	17.8%
全体	146	

② 借入額

	1人あたり平均(円)	最大(円)	最小(円)
→	-	-	-
→	-	-	-
→	636,727	2,000,000	60,000
→	751,800	1,700,000	171,000
→	1,304,000	2,500,000	182,000
→	529,100	830,000	99,000
→	257,667	342,000	106,000
→	802,300	1,500,000	86,000
→	329,667	500,000	190,000
→	233,852	450,000	59,400
→	-	-	-
→	156,867	500,000	11,000

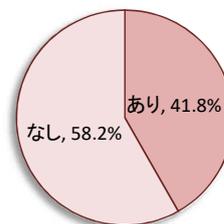
1人あたり合計金額

	平均(円)	最大(円)	最小(円)
	547,617	2,500,000	11,000

(5) 連帯保証人の有無

① 連帯保証人の有無

	件数	%
あり	61	41.8%
なし	85	58.2%
合計	146	100.0%



高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査【市区町村社協調査】 集計結果

2019.2.19

調査対象：人口1万人以上の市区町村社会福祉協議会（1,357カ所）

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成30年11月9日～平成30年12月21日

回収状況：868件（回収率：64.0%）

回答のあった市区町村社協の人口規模別割合

	件数	%
1万人以上5万人未満	412	47.5%
5万人以上10万人未満	185	21.3%
10万人以上30万人未満	199	22.9%
30万人以上	72	8.3%
合計	868	100.0%

高齢者に対する生活福祉資金の活用に関する実態調査

問1 ①相談件数・貸付決定件数

	平成29年度					平成30年度（※4月～9月末）				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
生活福祉資金に関する延べ相談受付 件数※	788	385.88	18,495.0	0.0	32.16	792	194.70	10,190.0	0.0	32.45
貸付決定件数(合計)	718	20.74	832.0	0.0	1.73	703	7.66	209.0	0.0	1.28
1) 総合支援資金	678	1.73	290.0	0.0	0.14	669	0.96	292.0	0.0	0.16
2) 福祉費	691	5.74	761.0	0.0	0.48	745	4.27	780.0	0.0	0.71
① 生業費	643	0.14	22.0	0.0	0.01	649	0.06	10.0	0.0	0.01
② 技能習得費	647	0.51	84.0	0.0	0.04	647	0.17	48.0	0.0	0.03
③ 住宅改修費	651	0.21	29.0	0.0	0.02	644	0.17	37.0	0.0	0.03
④ 福祉用具	637	0.09	11.0	0.0	0.01	639	0.05	7.0	0.0	0.01
⑤ 障害者自動車購入費	651	0.50	97.0	0.0	0.04	654	0.29	54.0	0.0	0.05
⑥ 療養費	654	0.50	162.0	0.0	0.04	650	0.17	35.0	0.0	0.03
⑦ 介護サービス等経費	632	0.02	3.0	0.0	0.00	635	0.01	2.0	0.0	0.00
⑧ 災害援護費	635	0.04	3.0	0.0	0.00	643	0.06	9.0	0.0	0.01
⑨ 冠婚葬祭費	644	0.11	12.0	0.0	0.01	644	0.05	5.0	0.0	0.01
⑩ 住宅移転経費	665	1.10	249.0	0.0	0.09	661	0.58	163.0	0.0	0.10
⑪ 職業・技能支度費	640	0.24	85.0	0.0	0.02	641	0.14	62.0	0.0	0.02
⑫ その他	696	4.97	1,721.0	0.0	0.41	703	4.14	1,291.0	0.0	0.69
3) 緊急小口資金	764	10.78	1,040.0	0.0	0.90	757	5.15	592.0	0.0	0.86
4) 教育支援資金	748	10.44	495.0	0.0	0.87	703	1.87	53.0	0.0	0.31
5) 不動産担保型生活資金	654	0.69	78.0	0.0	0.06	664	0.39	60.0	0.0	0.06

※電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談（単なる問い合わせを除く）も含む。

②平成30年の4月から9月までの6か月間の「福祉費」の貸付ケースのうち、高齢者（65歳以上）が借受人本人となり貸付を行った件数

《人口規模別》

	高齢者に対する「福祉費」貸付件数				
	回答数 (カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)	1か月あたり 平均(件)
全体	840	1.10	40.0	0.0	0.18

	回答数 (カ所)	平均(件)	1か月あたり 平均(件)
1万人以上5万人未満	401	0.3	0.04
5万人以上10万人未満	179	0.7	0.12
10万人以上30万人未満	188	1.5	0.24
30万人以上	72	5.8	0.96
全体	840	1.10	0.18

人口規模別

生活福祉資金に関する延べ相談受付件数

	平成29年度			平成30年度 (※4月～9月末)		
	回答数 (カ所)	平均 (件)	1か月あたり 平均(件)	回答数 (カ所)	平均 (件)	1か月あたり 平均(件)
	1万人以上5万人未満	362	73.1	6.1	370	34.7
5万人以上10万人未満	177	211.9	17.7	176	99.2	16.5
10万人以上30万人未満	179	614.1	51.2	178	296.2	49.4
30万人以上	70	1859.8	155.0	68	1046.9	174.5
全体	788	385.9	32.2	792	194.7	32.4

電話・来所・訪問等による申請に至る前の相談(単なる問い合わせを除く)も含む。

貸付決定件数(平成29年度)

	平成29年度					
	貸付決定件数(合計)					
	1)総合支 援資金	2)福祉費	3)緊急小 口資金	4)教育支 援資金	5)不動産 担保型生 活資金	
平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	
1万人以上5万人未満	4.7	0.4	1.8	3.7	2.4	0.2
5万人以上10万人未満	13.1	1.2	3.8	7.8	5.6	0.3
10万人以上30万人未満	30.9	1.7	5.5	10.9	16.8	0.7
30万人以上	88.6	9.0	28.8	52.8	44.5	3.8
全体	20.7	1.7	5.7	10.8	10.4	0.7

福祉費内訳

	福祉費											
	①生業費	②技能習 得費	③住宅改 修費	④福祉用 具	⑤障害者 自動車購 入費	⑥療養費	⑦介護 サービス 等経費	⑧災害援 護費	⑨冠婚葬 祭費	⑩住宅移 転経費	⑪職業・ 技能支度 費	⑫その他
	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)
1万人以上5万人未満	0.05	0.15	0.09	0.02	0.17	0.14	0.00	0.02	0.04	0.24	0.05	1.06
5万人以上10万人未満	0.07	0.24	0.23	0.06	0.29	0.46	0.04	0.04	0.11	0.68	0.09	1.36
10万人以上30万人未満	0.28	0.56	0.16	0.13	0.45	0.16	0.01	0.03	0.09	1.17	0.16	2.95
30万人以上	0.37	2.95	0.86	0.38	2.65	3.31	0.05	0.15	0.53	5.89	1.76	35.32
全体	0.14	0.51	0.21	0.09	0.50	0.50	0.02	0.04	0.11	1.10	0.24	4.97

貸付決定件数(平成30年度)

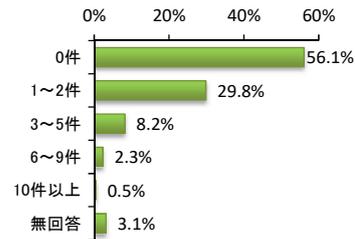
	平成30年度					
	貸付決定件数(合計)					
	1)総合支 援資金	2)福祉費	3)緊急小 口資金	4)教育支 援資金	5)不動産 担保型生 活資金	
平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	
1万人以上5万人未満	1.8	0.2	1.2	2.1	0.4	0.1
5万人以上10万人未満	5.5	0.6	2.5	3.4	1.3	0.2
10万人以上30万人未満	10.9	0.7	3.9	5.2	2.8	0.5
30万人以上	32.5	6.0	24.6	23.7	7.3	0.2
全体	7.7	1.0	4.3	5.1	1.9	0.4

福祉費内訳

	福祉費											
	①生業費	②技能習 得費	③住宅改 修費	④福祉用 具	⑤障害者 自動車購 入費	⑥療養費	⑦介護 サービス 等経費	⑧災害援 護費	⑨冠婚葬 祭費	⑩住宅移 転経費	⑪職業・ 技能支度 費	⑫その他
	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)	平均(件)
1万人以上5万人未満	0.05	0.06	0.08	0.01	0.06	0.05	0.00	0.02	0.03	0.10	0.01	0.83
5万人以上10万人未満	0.04	0.12	0.19	0.01	0.27	0.19	0.02	0.08	0.03	0.40	0.01	1.36
10万人以上30万人未満	0.03	0.12	0.06	0.08	0.25	0.07	0.01	0.07	0.03	0.51	0.05	2.72
30万人以上	0.20	0.88	0.80	0.22	1.38	0.88	0.00	0.13	0.20	3.29	1.20	28.29
全体	0.06	0.17	0.17	0.05	0.29	0.17	0.01	0.06	0.05	0.58	0.14	4.14

③本調査期間内の任意の2週間の中で、お金のことで(生活費の不足、一次的な資金需要等)来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談件数(総数)

	件数	%
0件	487	56.1%
1~2件	259	29.8%
3~5件	71	8.2%
6~9件	20	2.3%
10件以上	4	0.5%
無回答	27	3.1%
合計	868	100.0%

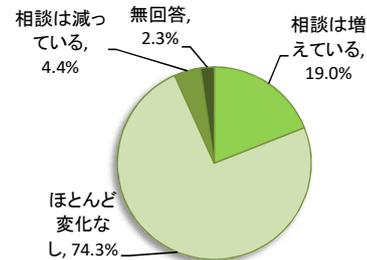


《人口規模別》

	お金のことで来所により相談に来られた高齢者(65歳以上)の相談件数(総数)			
	回答数(カ所)	平均(件)	最大(件)	最小(件)
1万人以上5万人未満	395	0.48	15.0	0.0
5万人以上10万人未満	181	0.75	6.0	0.0
10万人以上30万人未満	194	1.40	12.0	0.0
30万人以上	71	2.62	9.0	0.0
全体	841	0.93	15.0	0.0

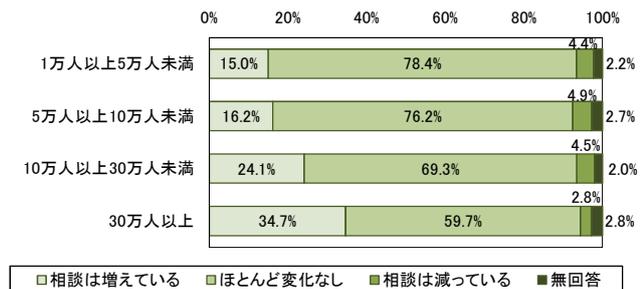
問2 年金担保貸付制度の廃止計画が出された平成25年頃から現在にかけて、高齢者からの生活費の不足等の困りごとや貸付に関する相談状況の変化

	件数	%
相談は増えている	165	19.0%
ほとんど変化なし	645	74.3%
相談は減っている	38	4.4%
無回答	20	2.3%
合計	868	100.0%



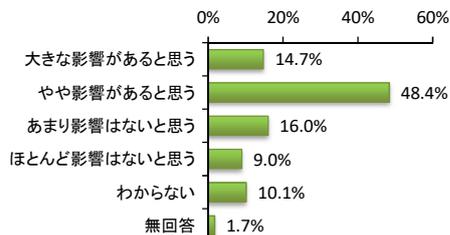
《人口規模別》

	相談状況の変化				合計
	相談は増えている	ほとんど変化なし	相談は減っている	無回答	
1万人以上5万人未満	62 15.0%	323 78.4%	18 4.4%	9 2.2%	412 100.0%
5万人以上10万人未満	30 16.2%	141 76.2%	9 4.9%	5 2.7%	185 100.0%
10万人以上30万人未満	48 24.1%	138 69.3%	9 4.5%	4 2.0%	199 100.0%
30万人以上	25 34.7%	43 59.7%	2 2.8%	2 2.8%	72 100.0%
全体	165 19.0%	645 74.3%	38 4.4%	20 2.3%	868 100.0%



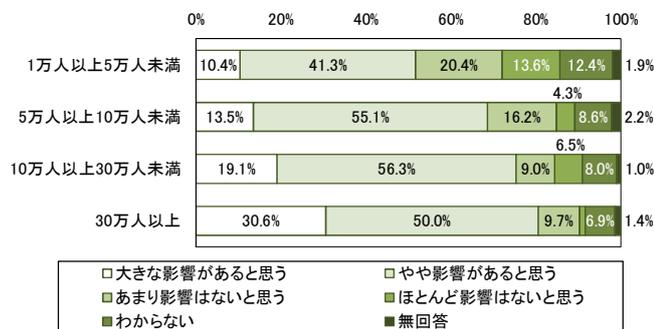
問3 今後、年金担保貸付制度が廃止になった場合、高齢者による生活福祉資金貸付制度の利用ニーズや貸付相談への影響

	件数	%
大きな影響があると思う	128	14.7%
やや影響があると思う	420	48.4%
あまり影響はないと思う	139	16.0%
ほとんど影響はないと思う	78	9.0%
わからない	88	10.1%
無回答	15	1.7%
合計	868	100.0%



《人口規模別》

	利用ニーズへの影響						合計
	大きな影響があると思う	やや影響があると思う	あまり影響はないと思う	ほとんど影響はないと思う	わからない	無回答	
1万人以上5万人未満	43 10.4%	170 41.3%	84 20.4%	56 13.6%	51 12.4%	8 1.9%	412 100.0%
5万人以上10万人未満	25 13.5%	102 55.1%	30 16.2%	8 4.3%	16 8.6%	4 2.2%	185 100.0%
10万人以上30万人未満	38 19.1%	112 56.3%	18 9.0%	13 6.5%	16 8.0%	2 1.0%	199 100.0%
30万人以上	22 30.6%	36 50.0%	7 9.7%	1 1.4%	5 6.9%	1 1.4%	72 100.0%
全体	128 14.7%	420 48.4%	139 16.0%	78 9.0%	88 10.1%	15 1.7%	868 100.0%



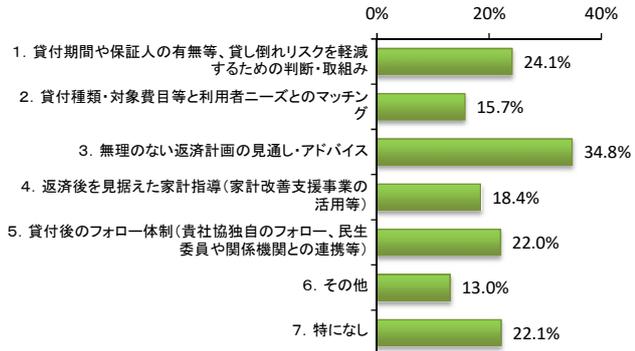
問4 高齢者に対する生活福祉資金の貸し付けについて、窓口での相談対応や貸し倒れリスク等、課題と感じていることや、対応に苦慮している点・留意している点など。(自由記載)

→ 報告書本編(主な意見等を抜粋)

問5 問4のような課題等に対応するため、工夫している取組み等

(複数回答)

	件数	%
1. 貸付期間や保証人の有無等、貸し倒れリスクを軽減するための判断・取組み	209	24.1%
2. 貸付種類・対象費目等と利用者ニーズとのマッチング	136	15.7%
3. 無理のない返済計画の見直し・アドバイス	302	34.8%
4. 返済後を見据えた家計指導(家計改善支援事業の活用等)	160	18.4%
5. 貸付後のフォロー体制(貴社協独自のフォロー、民生委員や関係機関との連携等)	191	22.0%
6. その他	113	13.0%
7. 特になし	192	22.1%
全体	868	



《人口規模別》

	工夫している取組							合計
	1. 貸付期間や保証人の有無等、貸し倒れリスクを軽減するための判断・取組み	2. 貸付種類・対象費目等と利用者ニーズとのマッチング	3. 無理のない返済計画の見直し・アドバイス	4. 返済後を見据えた家計指導(家計改善支援事業の活用等)	5. 貸付後のフォロー体制(貴社協独自のフォロー、民生委員や関係機関との連携等)	6. その他	7. 特になし	
1万人以上5万人未満	94 22.8%	60 14.6%	138 33.5%	66 16.0%	88 21.4%	42 10.2%	86 20.9%	412
5万人以上10万人未満	33 17.8%	19 10.3%	50 27.0%	28 15.1%	32 17.3%	30 16.2%	50 27.0%	185
10万人以上30万人未満	59 29.6%	44 22.1%	95 47.7%	49 24.6%	52 26.1%	32 16.1%	34 17.1%	199
30万人以上	23 31.9%	13 18.1%	19 26.4%	17 23.6%	19 26.4%	9 12.5%	22 30.6%	72
全体	209 24.1%	136 15.7%	302 34.8%	160 18.4%	191 22.0%	113 13.0%	192 22.1%	868

具体的な取り組み内容

→ 報告書本編(主な意見等を抜粋)

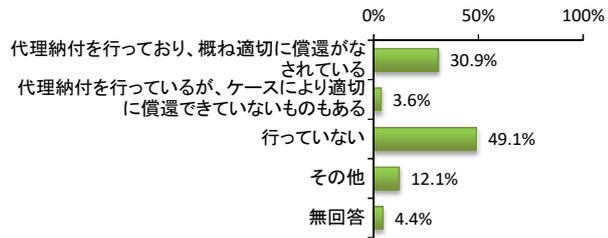
問6 高齢者への生活福祉資金の貸付が効果的に活用された事例

→ 報告書本編(第七章に一部ピックアップ)

問7 「生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用(冷暖房設備購入等)」の貸付にあたり、福祉事務所による代理納付による償還

(複数回答)

	件数	%
代理納付を行っており、概ね適切に償還がなされている	268	30.9%
代理納付を行っているが、ケースにより適切に償還できていないものもある	31	3.6%
行っていない	426	49.1%
その他	105	12.1%
無回答	38	4.4%
合計	868	100.0%

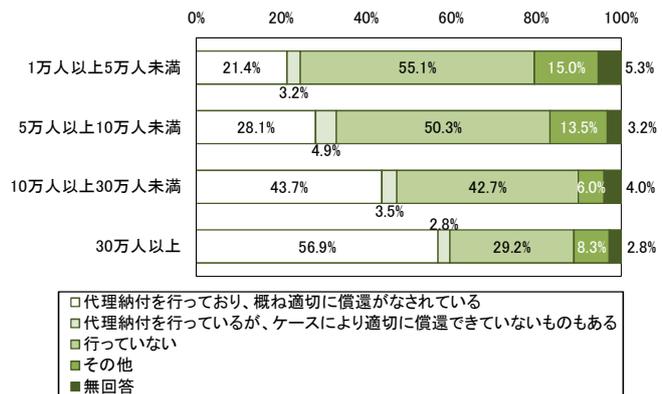


その他

・対象ケースなし	61
・ケースによっては代理納付で対応	9
・今後予定している	5
・代理納付のケースあり	4
・その他	2

《人口規模別》

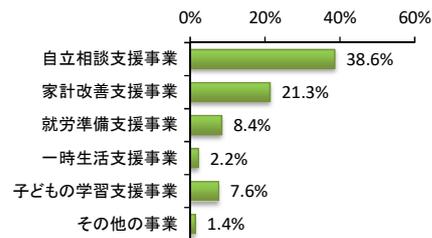
	福祉事務所による代理納付					合計
	代理納付を行っており、概ね適切に償還がなされている	代理納付を行っているが、ケースにより適切に償還できていないものもある	行っていない	その他	無回答	
1万人以上5万人未満	88 21.4%	13 3.2%	227 55.1%	62 15.0%	22 5.3%	412 100.0%
5万人以上10万人未満	52 28.1%	9 4.9%	93 50.3%	25 13.5%	6 3.2%	185 100.0%
10万人以上30万人未満	87 43.7%	7 3.5%	85 42.7%	12 6.0%	8 4.0%	199 100.0%
30万人以上	41 56.9%	2 2.8%	21 29.2%	6 8.3%	2 2.8%	72 100.0%
全体	268 30.9%	31 3.6%	426 49.1%	105 12.1%	38 4.4%	868 100.0%



問8 受託している生活困窮者自立支援制度関係事業

(複数回答)

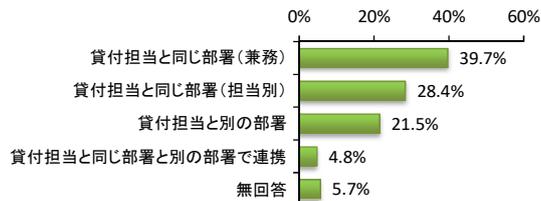
		件数	%
自立相談支援事業		335	38.6%
任意事業	家計改善支援事業	185	21.3%
	就労準備支援事業	73	8.4%
	一時生活支援事業	19	2.2%
	子どもの学習支援事業	66	7.6%
	その他の事業	12	1.4%
全体		868	



【事業を実施している部署】

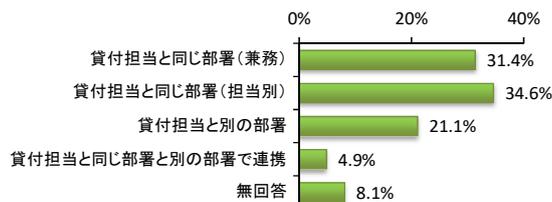
■ 自立相談支援事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	133	39.7%
貸付担当と同じ部署(担当別)	95	28.4%
貸付担当と別の部署	72	21.5%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	16	4.8%
無回答	19	5.7%
合計	335	100.0%



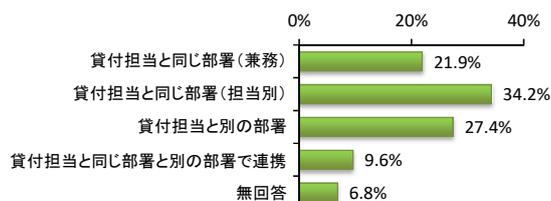
■ 家計改善支援事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	58	31.4%
貸付担当と同じ部署(担当別)	64	34.6%
貸付担当と別の部署	39	21.1%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	9	4.9%
無回答	15	8.1%
合計	185	100.0%



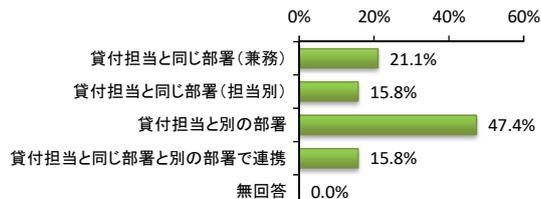
■ 就労準備支援事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	16	21.9%
貸付担当と同じ部署(担当別)	25	34.2%
貸付担当と別の部署	20	27.4%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	7	9.6%
無回答	5	6.8%
合計	73	100.0%



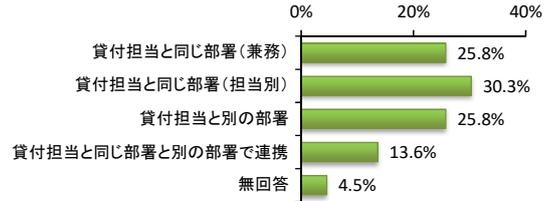
■ 一時生活支援事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	4	21.1%
貸付担当と同じ部署(担当別)	3	15.8%
貸付担当と別の部署	9	47.4%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	3	15.8%
無回答	0	0.0%
合計	19	100.0%



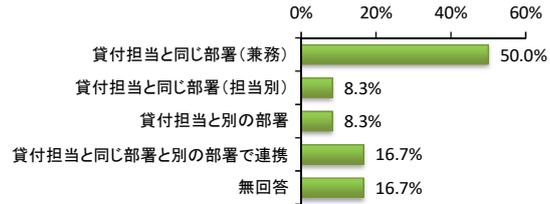
■子どもの学習支援事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	17	25.8%
貸付担当と同じ部署(担当別)	20	30.3%
貸付担当と別の部署	17	25.8%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	9	13.6%
無回答	3	4.5%
合計	66	100.0%



■その他の事業

	件数	%
貸付担当と同じ部署(兼務)	6	50.0%
貸付担当と同じ部署(担当別)	1	8.3%
貸付担当と別の部署	1	8.3%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	2	16.7%
無回答	2	16.7%
合計	12	100.0%



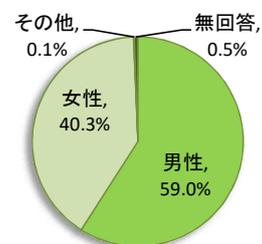
高齢者からの来所相談の状況

※「高齢者からの来所相談の状況記入シート」に記載のあった742人分(353社協分)について集計

(1)相談者の概要

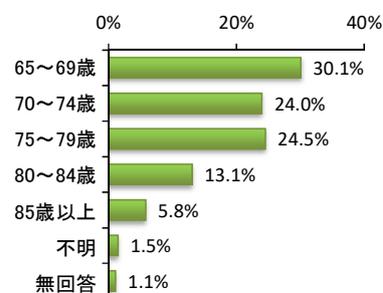
①性別

	件数	%
男性	438	59.0%
女性	299	40.3%
その他	1	0.1%
無回答	4	0.5%
合計	742	100.0%



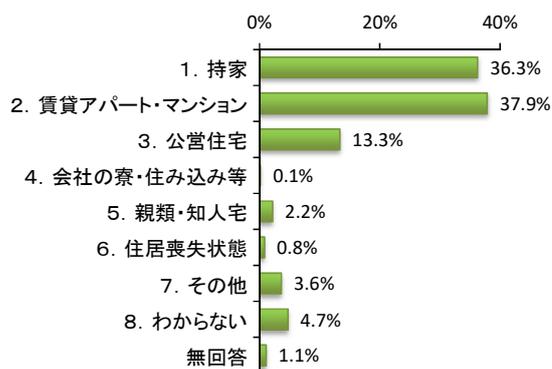
②年代

	件数	%
65～69歳	223	30.1%
70～74歳	178	24.0%
75～79歳	182	24.5%
80～84歳	97	13.1%
85歳以上	43	5.8%
不明	11	1.5%
無回答	8	1.1%
合計	742	100.0%



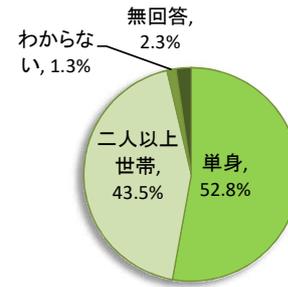
③住居の状況

	件数	%
1. 持家	269	36.3%
2. 賃貸アパート・マンション	281	37.9%
3. 公営住宅	99	13.3%
4. 会社の寮・住み込み等	1	0.1%
5. 親類・知人宅	16	2.2%
6. 住居喪失状態	6	0.8%
7. その他	27	3.6%
8. わからない	35	4.7%
無回答	8	1.1%
合計	742	100.0%



④相談時の世帯情報

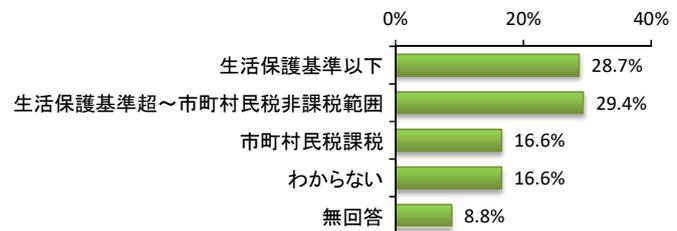
	件数	%
単身	392	52.8%
二人以上世帯	323	43.5%
わからない	10	1.3%
無回答	17	2.3%
合計	742	100.0%



(2) 収入の状況

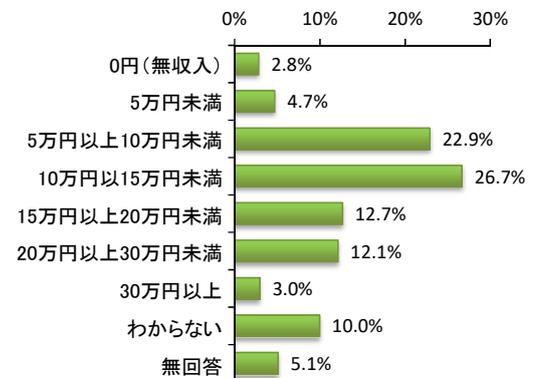
①世帯の収入状況

	件数	%
生活保護基準以下	213	28.7%
生活保護基準超～市町村民税非課税範囲	218	29.4%
市町村民税課税	123	16.6%
わからない	123	16.6%
無回答	65	8.8%
合計	742	100.0%



②世帯収入合計(月額)

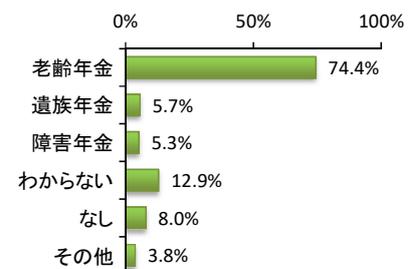
	件数	%
0円(無収入)	21	2.8%
5万円未満	35	4.7%
5万円以上10万円未満	170	22.9%
10万円以上15万円未満	198	26.7%
15万円以上20万円未満	94	12.7%
20万円以上30万円未満	90	12.1%
30万円以上	22	3.0%
わからない	74	10.0%
無回答	38	5.1%
合計	742	100.0%



③受給中の公的年金

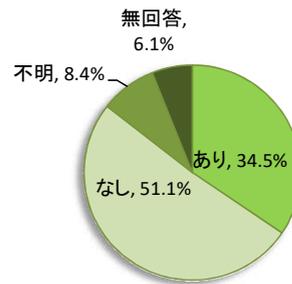
(複数回答)

	件数	%
老齢年金	552	74.4%
遺族年金	42	5.7%
障害年金	39	5.3%
わからない	96	12.9%
なし	59	8.0%
その他	28	3.8%
全体	742	



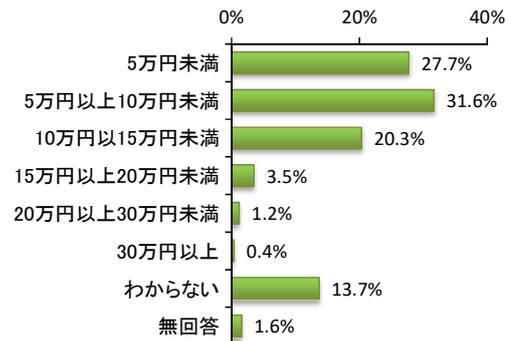
④公的年金以外の収入の有無

	件数	%
あり	256	34.5%
なし	379	51.1%
不明	62	8.4%
無回答	45	6.1%
合計	742	100.0%



⑤公的年金以外の収入額(月額)

	件数	%
5万円未満	71	27.7%
5万円以上10万円未満	81	31.6%
10万円以上15万円未満	52	20.3%
15万円以上20万円未満	9	3.5%
20万円以上30万円未満	3	1.2%
30万円以上	1	0.4%
わからない	35	13.7%
無回答	4	1.6%
合計	256	100.0%

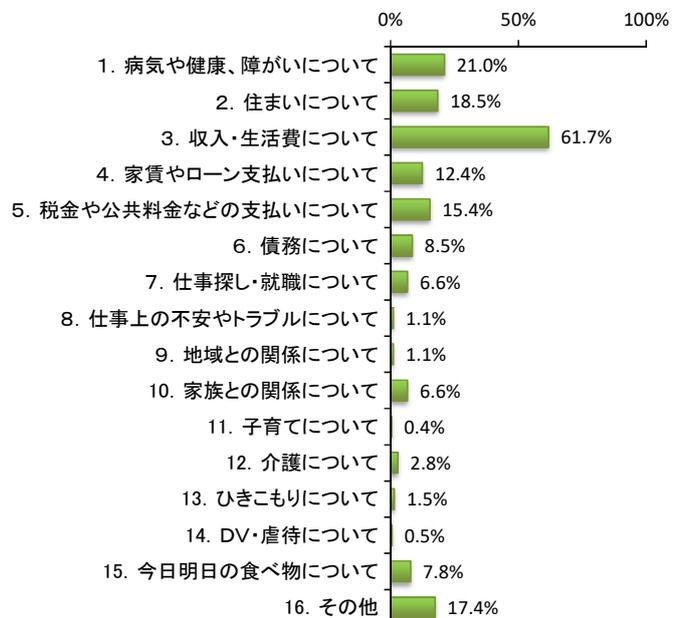


(3)主な相談内容

■主な相談内容

(複数回答)

	件数	%
1. 病気や健康、障がいについて	156	21.0%
2. 住まいについて	137	18.5%
3. 収入・生活費について	458	61.7%
4. 家賃やローン支払いについて	92	12.4%
5. 税金や公共料金などの支払いについて	114	15.4%
6. 債務について	63	8.5%
7. 仕事探し・就職について	49	6.6%
8. 仕事上の不安やトラブルについて	8	1.1%
9. 地域との関係について	8	1.1%
10. 家族との関係について	49	6.6%
11. 子育てについて	3	0.4%
12. 介護について	21	2.8%
13. ひきこもりについて	11	1.5%
14. DV・虐待について	4	0.5%
15. 今日明日の食べ物について	58	7.8%
16. その他	129	17.4%
全体	742	

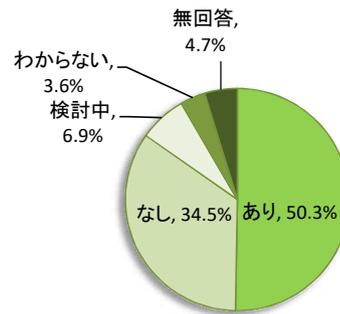


・生活必需品	57	・詐欺被害	5
・冠婚葬祭	12	・転居	3
・子ども・孫への支援	11	・その他	24
・生活費	11		

(4)生活福祉資金の借入状況

①生活福祉資金の借入(申込)希望

	件数	%
あり	373	50.3%
なし	256	34.5%
検討中	51	6.9%
わからない	27	3.6%
無回答	35	4.7%
合計	742	100.0%

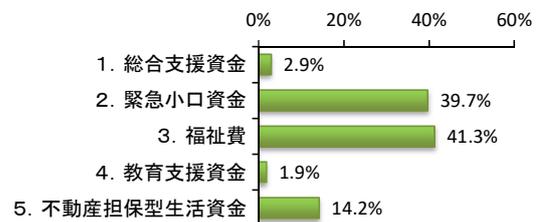


→生活福祉資金の借入(申込)希望「あり」場合のみ

②資金種類

(複数回答)

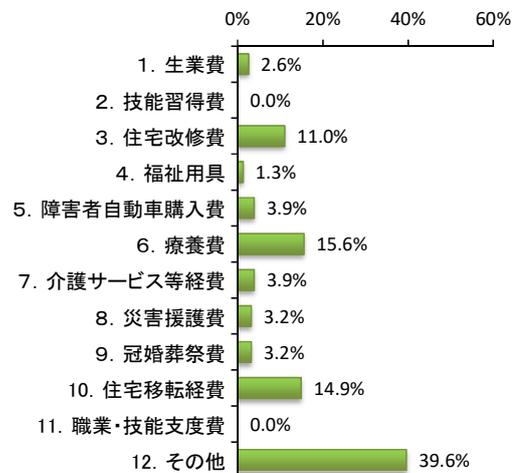
	件数	%
1. 総合支援資金	11	2.9%
2. 緊急小口資金	148	39.7%
3. 福祉費	154	41.3%
4. 教育支援資金	7	1.9%
5. 不動産担保型生活資金	53	14.2%
全体	373	



■本人の借入希望に該当する費目

(複数回答)

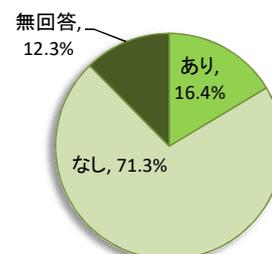
	件数	%
1. 生業費	4	2.6%
2. 技能習得費	0	0.0%
3. 住宅改修費	17	11.0%
4. 福祉用具	2	1.3%
5. 障害者自動車購入費	6	3.9%
6. 療養費	24	15.6%
7. 介護サービス等経費	6	3.9%
8. 災害援護費	5	3.2%
9. 冠婚葬祭費	5	3.2%
10. 住宅移転経費	23	14.9%
11. 職業・技能支度費	0	0.0%
12. その他	61	39.6%
全体	154	



※具体的に	・一時的な生活費	40	・医療費	26	・自動車購入・修理	8
	・エアコン購入	34	・引っ越し	25	・燃料費・光熱費	5
	・住宅修繕等	31	・家電製品購入	23	・家賃	3
					・その他	40

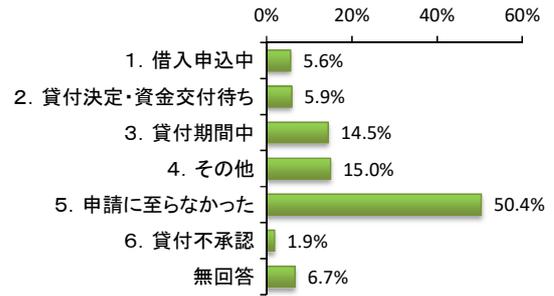
②連帯保証人の有無

	件数	%
あり	61	16.4%
なし	266	71.3%
無回答	46	12.3%
合計	373	100.0%



③現在の借入状況

	件数	%
1. 借入申込中	21	5.6%
2. 貸付決定・資金交付待ち	22	5.9%
3. 貸付期間中	54	14.5%
4. その他	56	15.0%
5. 申請に至らなかった	188	50.4%
6. 貸付不承認	7	1.9%
無回答	25	6.7%
合計	373	

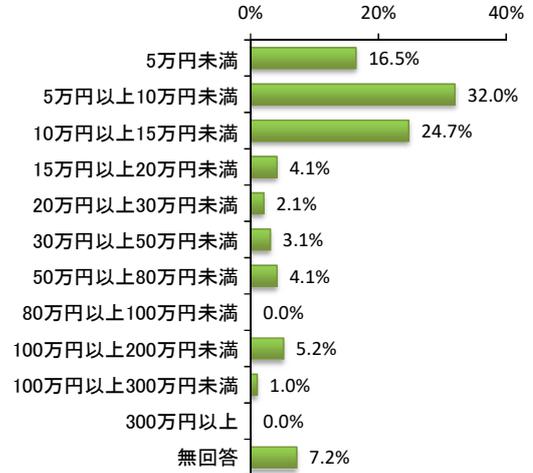


- ・検討中・準備中 27
- ・償還猶予中・償還期間中 8
- ・他制度・他機関へつないだ 5

- ・返済完了 3
- ・年金担保へつなぎ 3
- ・その他 13

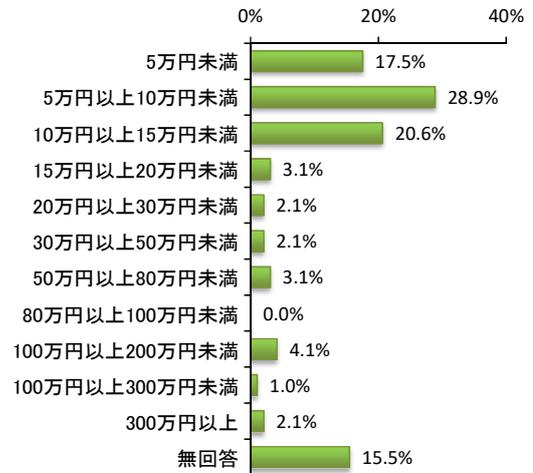
■借入希望金額(総額)

	件数	%
5万円未満	16	16.5%
5万円以上10万円未満	31	32.0%
10万円以上15万円未満	24	24.7%
15万円以上20万円未満	4	4.1%
20万円以上30万円未満	2	2.1%
30万円以上50万円未満	3	3.1%
50万円以上80万円未満	4	4.1%
80万円以上100万円未満	0	0.0%
100万円以上200万円未満	5	5.2%
100万円以上300万円未満	1	1.0%
300万円以上	0	0.0%
無回答	7	7.2%
合計	97	100.0%



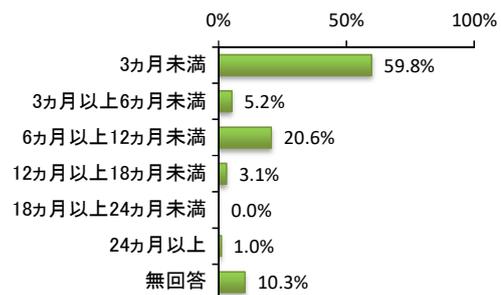
■貸付金額(総額)

	件数	%
5万円未満	17	17.5%
5万円以上10万円未満	28	28.9%
10万円以上15万円未満	20	20.6%
15万円以上20万円未満	3	3.1%
20万円以上30万円未満	2	2.1%
30万円以上50万円未満	2	2.1%
50万円以上80万円未満	3	3.1%
80万円以上100万円未満	0	0.0%
100万円以上200万円未満	4	4.1%
100万円以上300万円未満	1	1.0%
300万円以上	2	2.1%
無回答	15	15.5%
合計	97	100.0%



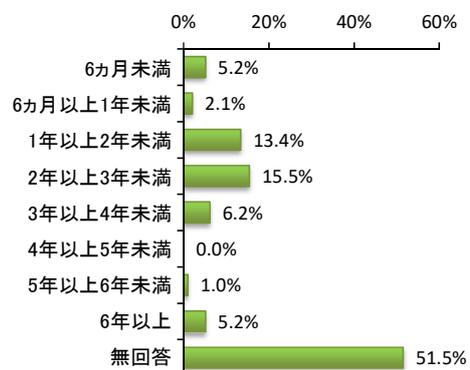
■ 据置期間

	件数	%
3ヵ月未満	58	59.8%
3ヵ月以上6ヵ月未満	5	5.2%
6ヵ月以上12ヵ月未満	20	20.6%
12ヵ月以上18ヵ月未満	3	3.1%
18ヵ月以上24ヵ月未満	0	0.0%
24ヵ月以上	1	1.0%
無回答	10	10.3%
合計	97	100.0%



■ 償還期間(据置期間経過後)

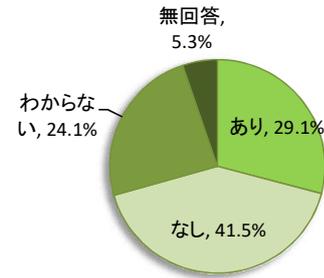
	件数	%
6ヵ月未満	5	5.2%
6ヵ月以上1年未満	2	2.1%
1年以上2年未満	13	13.4%
2年以上3年未満	15	15.5%
3年以上4年未満	6	6.2%
4年以上5年未満	0	0.0%
5年以上6年未満	1	1.0%
6年以上	5	5.2%
無回答	50	51.5%
合計	97	100.0%



(5)生活福祉資金以外の借入状況

①生活福祉資金以外の借入

	件数	%
あり	216	29.1%
なし	308	41.5%
わからない	179	24.1%
無回答	39	5.3%
合計	742	100.0%

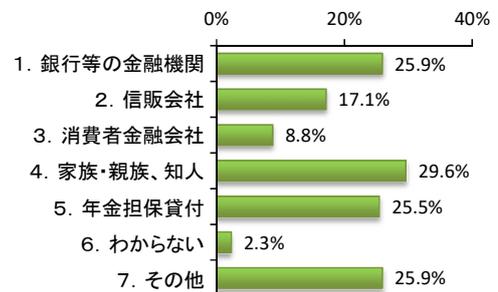


※生活福祉資金以外の借入「あり」と回答した場合

■借入先

(複数回答)

	件数	%
1. 銀行等の金融機関	56	25.9%
2. 信販会社	37	17.1%
3. 消費者金融会社	19	8.8%
4. 家族・親族、知人	64	29.6%
5. 年金担保貸付	55	25.5%
6. わからない	5	2.3%
7. その他	56	25.9%
全体	216	

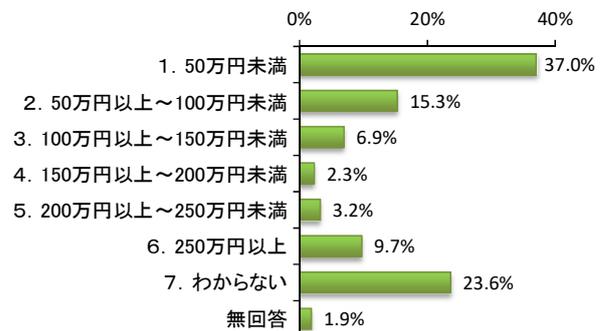


・社協	22	・善意銀行	2
・自動車ローン	5	・税金滞納	2
・教育ローン	3	・日本政策金融公庫	2
・病院代の滞納	3	・家賃滞納	2
・カード会社	3	・そのほか	13

■借入申込時の負債・借入額

(複数回答)

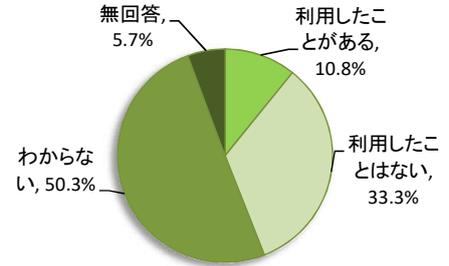
	件数	%
1. 50万円未満	80	37.0%
2. 50万円以上～100万円未満	33	15.3%
3. 100万円以上～150万円未満	15	6.9%
4. 150万円以上～200万円未満	5	2.3%
5. 200万円以上～250万円未満	7	3.2%
6. 250万円以上	21	9.7%
7. わからない	51	23.6%
無回答	4	1.9%
全体	216	



(6) 年金担保貸付制度の利用状況

■ 年金担保貸付制度の利用有無

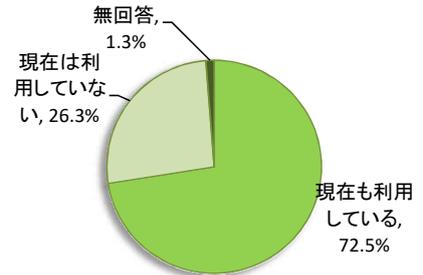
	件数	%
利用したことがある	80	10.8%
利用したことはない	247	33.3%
わからない	373	50.3%
無回答	42	5.7%
合計	742	100.0%



※「利用したことがある」と回答した場合

現在の利用状況

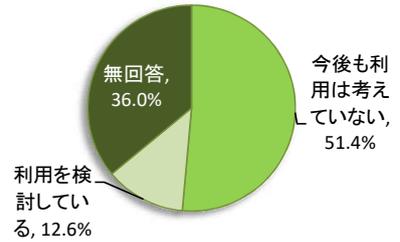
	件数	%
現在も利用している	58	72.5%
現在は利用していない	21	26.3%
無回答	1	1.3%
合計	80	100.0%



※「利用したことはない」と回答した場合

今後の利用意向

	件数	%
今後も利用は考えていない	127	51.4%
利用を検討している	31	12.6%
無回答	89	36.0%
合計	247	100.0%



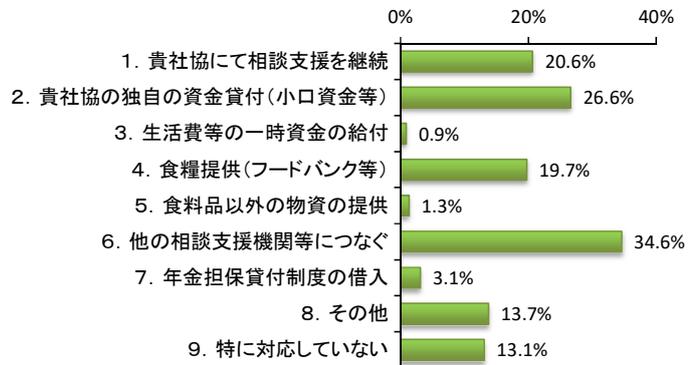
(7)生活福祉資金を利用しなかった場合の対応状況

※借入希望が「なかった」、または希望があったものの「申請に至らなかった」「貸付不承認」等により生活福祉資金を利用しなかった場合の対応

■他の制度・施策等による対応状況

(複数回答)

	件数	%
1. 貴社協にて相談支援を継続	93	20.6%
2. 貴社協の独自の資金貸付(小口資金等)	120	26.6%
3. 生活費等の一時資金の給付	4	0.9%
4. 食糧提供(フードバンク等)	89	19.7%
5. 食料品以外の物資の提供	6	1.3%
6. 他の相談支援機関等につなぐ	156	34.6%
7. 年金担保貸付制度の借入	14	3.1%
8. その他	62	13.7%
9. 特に対応していない	59	13.1%
全体	451	

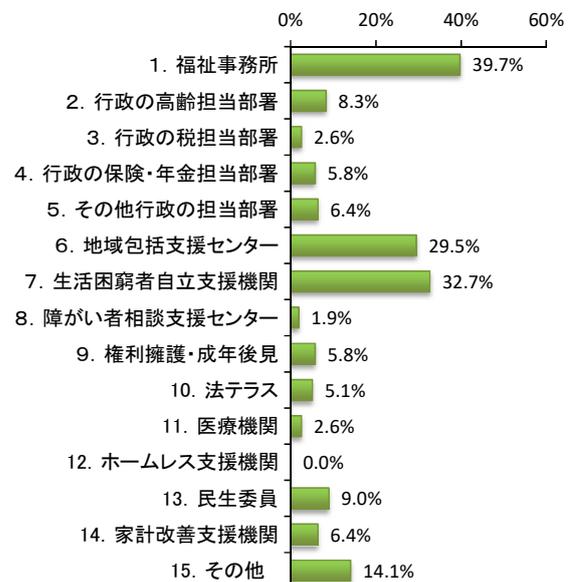


・親族・知人等	17	・権利擁護・法律相談	3
・情報提供・相談のみ	9	・家計見直し	3
・他の貸付等	7	・介護保険	2
・支援拒否	7	・福祉事務所	2
・生活保護	6	・銀行	2
		・その他	30

■具体的につないだ機関

(複数回答)

	件数	%
1. 福祉事務所	62	39.7%
2. 行政の高齢担当部署	13	8.3%
3. 行政の税担当部署	4	2.6%
4. 行政の保険・年金担当部署	9	5.8%
5. その他行政の担当部署	10	6.4%
6. 地域包括支援センター	46	29.5%
7. 生活困窮者自立支援機関	51	32.7%
8. 障がい者相談支援センター	3	1.9%
9. 権利擁護・成年後見	9	5.8%
10. 法テラス	8	5.1%
11. 医療機関	4	2.6%
12. ホームレス支援機関	0	0.0%
13. 民生委員	14	9.0%
14. 家計改善支援機関	10	6.4%
15. その他	22	14.1%
全体	156	



・法律相談	4	・金融機関	2
・相談窓口	4	・CSW	2
・ハローワーク	3	・地域福祉コーディネーター	2
・ケアマネジャー	3	・その他	24

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

**高齢者を対象とした生活福祉資金等の
活用実態・好事例に関する調査研究**

平成 31 年 3 月発行

発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1-1 毎日札幌会館 3 階

TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区新橋 6 丁目 20 番 1 号 ル・グラシエル BLDG.1 5 階

TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330